

写

令和 2 年

大竹市議会臨時会 (第 4 回) 会議録

大竹市議会定例会 (第 5 回) 会議録

大 竹 市 議 会

令和2年5月大竹市議会臨時会（第4回）会議録目次

8月17日開会

8月18日閉会

◎第1日（8月17日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	1
欠席議員	-----	1
説明のため出席した者	-----	1
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
開会（開議）	-----	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	4
日程第 2 会期決定について	-----	4
日程第 3 認 第10号		
） （一括）	-----	4
日程第 4 認 第11号		
日程第 5 認 第12号		
） （一括）	-----	6
日程第 6 議案第59号		
散 会	-----	9

◎第2日（8月18日）

議事日程	-----	11
会議に付した事件	-----	11
出席議員	-----	11
欠席議員	-----	11
説明のため出席した者	-----	11
出席した事務局職員	-----	11
開 議	-----	12
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	12
日程第 2 議案第59号	-----	12
閉 会	-----	15

令和2年9月大竹市議会定例会（第5回）会議録目次

9月 8日開会

9月23日閉会

◎第1日（9月8日）

議事日程	-----	17
会議に付した事件	-----	18
出席議員	-----	18
欠席議員	-----	18
説明のため出席した者	-----	18
出席した事務局職員	-----	19
会期決定について	-----	20
一般質問通告表	-----	21
開会（開議）	-----	25
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	25
日程第 2 会期決定について	-----	25
日程第 3 一般質問	-----	25
延会	-----	89

◎第2日（9月9日）

議事日程	-----	91
会議に付した事件	-----	92
出席議員	-----	92
欠席議員	-----	92
説明のため出席した者	-----	92
出席した事務局職員	-----	93
開議	-----	94
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	94
日程第 2 一般質問	-----	94
日程第 3 認 第13号		
}	（一括）	-----100
日程第 6 議案第76号		
日程第 7 諮問第 1号		
}	（一括）	-----106
日程第14 議案第62号		
日程第15 議案第63号		
}	（一括）	-----110
日程第16 議案第65号		

日程第 1 7	議案第 6 4 号	-----	111
日程第 1 8	議案第 6 6 号	-----	112
日程第 1 9	議案第 6 7 号		
)	(一括) -----	113
日程第 2 0	議案第 6 8 号		
日程第 2 1	議案第 6 9 号		
)	(一括) -----	115
日程第 2 6	議案第 7 9 号		
日程第 2 7	議案第 7 4 号		
)	(一括) -----	117
日程第 2 8	議案第 7 5 号		
日程第 2 9	令和 2 年請願第 2 号	-----	119
散 会		-----	120

◎第 3 日 (9 月 2 3 日)

議 事 日 程	-----	123	
会議に付した事件	-----	124	
出 席 議 員	-----	124	
欠 席 議 員	-----	124	
説明のため出席した者	-----	124	
出席した事務局職員	-----	125	
開 議	-----	126	
日程第 1	会議録署名議員の指名	-----	126
日程第 2	議案第 6 4 号		
)	(一括) -----	126
日程第 7	議案第 7 4 号		
日程第 8	認 第 1 3 号		
)	(一括) -----	132
日程第 1 9	議案第 7 9 号		
日程第 2 0	令和 2 年請願第 2 号	-----	138
追加日程第 1	意見書案第 2 号	-----	141
日程第 2 1	認 第 1 4 号		
)	(一括) -----	142
日程第 2 8	認 第 2 1 号		
日程第 2 9	報告第 6 号	-----	150
日程第 3 0	令和 2 年決議案第 1 号	-----	151
日程第 3 1	常任委員会の閉会中の継続審査について	-----	152
閉 会	-----	153	

令和2年8月
大竹市議会臨時会（第4回）議事日程

令和2年8月17日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3 認	第10号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市 国民健康保険条例の一部を改正する条例）	即 決 （一 括） 即 決
第 4 認	第11号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市 介護保険条例の一部を改正する条例）	
第 5 認	第12号	専決処分の承認を求めることについて（令和2 年度大竹市一般会計補正予算（第6号））	即 決 （一 括） 総務文教付託
第 6	議案第59号	令和2年度大竹市一般会計補正予算（第7号）	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 認 第10号及び日程第4 認 第11号（説明・表決）
- 日程第 5 認 第12号及び日程第6 議案第59号（説明・表決・付託）

○出席議員（15人）

1番 細 川 雅 子	2番 藤 川 和 弘
3番 原 田 孝 徳	4番 小 中 真樹雄
5番 中 川 智 之	6番 小田上 尚 典
7番 賀 屋 幸 治	8番 北 地 範 久
9番 西 村 一 啓	10番 和 田 芳 弘
11番 網 谷 芳 孝	12番 児 玉 朋 也
13番 山 崎 年 一	14番 日 域 究
15番 寺 岡 公 章	

○欠席議員

16番 山 本 孝 三

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	小 西 啓 二
総 務 部 長	中 村 一 誠
市 民 生 活 部 長	三 原 尚 美
健康福祉部長兼福祉事務所長	豊 原 学
建 設 部 長	山 本 茂 広
上 下 水 道 局 長	古 賀 正 則

消 防 長

総務課長併任選挙管理委員会事務局長

企 画 財 政 課 長

佐 伯 和 規

柿 本 剛

三 上 健

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長

議 事 係 長

田 中 宏 幸

加 藤 豪

会期決定について

令和2年8月大竹市議会臨時会（第4回）の会期を、次のとおり定める。

令和2年8月17日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和2年8月17日

2日間

至 令和2年8月18日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
8. 17	月	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
		休会	総務文教委員会	
18	火	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・一般議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（細川雅子） ここで、先の令和2年7月豪雨で被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、また、被災地の一日も早い復興を願って、黙祷をささげたいと思います。

○議会事務局長（田中宏幸） 黙祷。

[黙祷]

○議会事務局長（田中宏幸） 黙祷を終わります。御着席ください。

○議長（細川雅子） 御協力ありがとうございました。

おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

臨時会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長（入山欣郎） 市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙の中、また、大変暑い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの臨時会で、皆様方に御審議をお願いいたします議案について申し上げますと、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度大竹市一般会計補正予算など合わせて4案件でございます。これらの議案の内容につきましては後ほど詳しく説明をいたします。何とぞ十二分に御審議を頂きまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、7番、賀屋幸治議員、8番、北地範久議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から8月18日までの2日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3～日程第4 [一括上程]



認 第 1 0 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

認 第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（細川雅子） 日程第3、認第10号専決処分の承認を求めることについて（大竹市国民健康保険条例の一部を改正する条例）及び日程第4、認第11号専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）の2件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 認第10号及び認11号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、認第10号専決処分の承認を求めることについて（大竹市国民健康保険条例の一部を改正する条例）の説明を申し上げます。

本件は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し、国民健康保険の保険料の減免等を行うとされたことを踏まえ、本市において保険料の減免を行うに当たり、令和2年7月1日に専決処分により、大竹市国民健康保険条例の一部を改正したものでございます。

それでは、改正の内容について説明いたします。

今回の国民健康保険料の減免につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の納期限が設定されている保険料を対象とし、7月10日から実施する予定でしたが、本条例に減免を申請できる期間の制限がありましたので、これを解消するため本条例を改正したものでございます。

続きまして、認第11号専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）の説明を申し上げます。

本件は、認第10号と同じ理由により、本市において介護保険料の減免を行うに当たり、令和2年7月1日に専決処分により、大竹市介護保険条例の一部を改正したものでございます。

それでは、改正の内容について説明いたします。

今回の介護保険料の減免につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の納期限が設定されている保険料を対象とし、7月6日から実施する予定でしたが、本条例に減免を申請できる期間の制限がありましたので、これを解消するため本条例を改正したものでございます。

本来であれば、6月定例会において議案を提出し、条例を改正すべきところでしたが、条文の確認漏れのため専決処分となりましたことをおわび申し上げます。

以上で、認第10号及び認第11号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認頂きますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第10号及び認第11号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第10号及び認第11号の2件を一括採決いたします。

本件2件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件を承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第5～日程第6〔一括上程〕

認 第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第6号））

議案第59号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第7号）

○議長（細川雅子） 日程第5、認第12号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第6号））及び日程第6、議案第59号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第7号）の2件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第12号及び議案第59号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、認第12号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第6号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を速やかに支給するための予算措置が必要となりました。また、台風や大雨の際に、新型コロナウイルス感染の疑いのある市民を搬送する車両を県

の補助を受けて整備することとなりました。

このため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月30日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。専決しました補正予算は歳入歳出予算の総額に2,942万6,000円を追加し、予算総額を209億941万7,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において第3款民生費に、ひとり親世帯臨時特別給付金2,473万円と支給に伴う時間外手当等を計上し、第4款衛生費に、備品購入費420万円を計上するものでございます。

歳入につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費国庫補助金2,473万円、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費国庫補助金49万6,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援県補助金420万円を計上するものでございます。

続きまして、議案第59号令和2年度大竹市一般会計補正予算(第7号)につきまして、説明申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対応するための事業について、計上するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ3億4,040万9,000円を追加し、予算総額を212億4,982万6,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により21ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、588万円を増額するものでございます。内容といたしましては地域公共交通整備事業として、運行維持給付金を計上するものでございます。

第4款衛生費は、1,982万2,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、出産育児応援給付金として国の特別定額給付金の基準日より、後に出生した子供1人につき、10万円を給付する費用を計上するものでございます。

第7款商工費は、3億1,470万7,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響で、売上げが減少している市内の店舗等の支援のため、消費喚起を図ることを目的にクーポン券を発行する費用と、新しい生活様式への対応として、キャッシュレスを推進する費用を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、20ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第15款国庫支出金は、国が新型コロナウイルス感染症に対応する地方公共団体の取り組みを支援するため、国の補正予算に計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、第一次交付分の8,474万2,000円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

18ページの第2表繰越明許費の補正は、出産育児応援給付金給付事業につきまして、事業計画に合わせて繰越措置をお願いするものでございます。

以上で、認第12号及び議案第59号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くだ

さいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第12号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思
います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより本件の討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第12号を採決いたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件を承認することに決しました。

議案第59号は総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、8月18日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって8月18日まで休会することに決定いた
しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要
するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、10時30分から総務文教委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

8月18日は、午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

10時17分 散会

(2. 8. 17)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年8月17日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 賀屋 幸治

大竹市議会議員 北地 範久

令和2年8月
大竹市議会臨時会（第4回）議事日程

令和2年8月18日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|--------|-----------------------|----------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第59号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第7号） | 総務文教
（原案可決） |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第59号（報告・表決）

○出席議員（15人）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 細川雅子 | 2番 | 藤川和弘 |
| 3番 | 原田孝徳 | 4番 | 小中真樹雄 |
| 5番 | 中川智之 | 6番 | 小田上尚典 |
| 7番 | 賀屋幸治 | 8番 | 北地範久 |
| 9番 | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘 |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也 |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日域 究 |
| 15番 | 寺岡公章 | | |

○欠席議員

16番 山本孝三

○説明のため出席した者

| | |
|-------------------|------|
| 市 長 | 入山欣郎 |
| 副 市 長 | 太田勲男 |
| 教 育 長 | 小西啓二 |
| 総 務 部 長 | 中村一誠 |
| 市民生活部長 | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 豊原 学 |
| 建設部長 | 山本茂広 |
| 上下水道局長 | 古賀正則 |
| 消 防 長 | 佐伯和規 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 柿本 剛 |
| 企画財政課長 | 三上 健 |

○出席した事務局職員

| | |
|-------------|------|
| 議 会 事 務 局 長 | 田中宏幸 |
| 議 事 係 長 | 加藤 豪 |

10時00分 開議

○議長（細川雅子） おはようございます。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、西村一啓議員、10番、和田芳弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第59号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第7号）

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第59号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。
総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年8月17日、第4回臨時会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第59号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第7号） | 原案可決 |

令和2年8月17日
大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） おはようございます。それでは、昨日8月17日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、同日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第59号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第7号）でございますが、本件ではまず、「地域公共交通整備事業で、タクシー事業者を支援対象とした理由と、支援対象となるタクシー事業者は何社あるのか伺う。また、タクシー1台当たり12万円の給付の算定根拠について伺う」との質疑に対しまして、「タクシー事業者を支援対象とした理由については、まず、今年5月に一般社団法人広島県タクシー協会から、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、タクシーの運行が激減していることから、地域に密着した輸送サービスの

担い手であるタクシー事業者への支援に関して強い要望を受け、タクシー事業者には幹線交通、郊外の路線バス、支線交通の乗り合いタクシーなどで、地域に密着した公共交通を担ってもらっていることから、タクシー事業者を支援していきたいと考え、このたび補正予算を要求するものである。対象とするタクシー事業者は、中国運輸局に確認し、市内に登録があり、大竹市の地域公共交通に協力してくれている3社である。また、算定根拠については、先行して検討している他自治体や国から、支援事業の情報提供を受ける中、市内のタクシー事業者に、車両一台当たり共通してかかる経費を伺ったところ、年間約24万円であった。この8月臨時会で議決を得られれば、申請は9月頃になると考え、半年分程度の支援をするため、1台当たり12万円と算定した」との答弁がございました。

次に、「出産育児応援給付金給付事業で、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの期間に、大竹市に住民登録がある世帯に生まれた子供を対象とした理由について伺う」との質疑に対しまして、「コロナ禍における子育ては、精神的な負担を強いられたり、感染防止の対策のための出費が増えるなど、負担が大きくなっている。既に実施されている特別定額給付金では、令和2年4月27日までに生まれた子供は対象となっているが、現在も感染状況は変わっていないため、同学年となる全ての新生児に給付金が支給できるようにするため、新たに給付事業を実施しようとするものである」との答弁がございました。

次に、「クーポン券発行事業の委託先と業務内容について伺う。また、参加店の対象業種と市民への周知方法について伺う」との質疑に対しまして、「委託先は大竹商工会議所を予定している。業務内容については、事業者への周知や参加勧奨、換金業務を請け負っていただく予定である。また、対象業種については、市内に事務所や店舗を有する全ての業種と考えているが、性風俗特殊営業の場合、特定の宗教や政治団体に関わる場合、事業内容が公序良俗に反する場合、暴力団に関わる場合は、対象外としている。クーポン券は、不動産・金融商品・たばこや商品券などの換金性の高いものや、医療・介護サービスなどの社会保障制度・福祉サービスの一部負担金の場合には使用できない。市民への周知は、市広報・ホームページのほか、市民にクーポン券を送付する際に、本事業の御案内や利用できる店舗等の情報を合わせて送付する。参加事業者には、ポスターやステッカーを店舗に掲示していただく予定である」との答弁がございました。

次に、「キャッシュレス推進事業で、還元対象となる決済の事業者は決まっているのか。また、マイナポイント還元事業と連携した施策は行うのか伺う」との質疑に対しまして、「キャッシュレス推進事業として実施するポイント還元部分について、利用者にとっては、市内で利用できる店舗が多くあること、参加事業者にとっては、新たな導入機器等で費用負担が発生しないこと、1週間で加盟でき、時間的に早く取り組めることから、Pay Pay株式会社のPay Payを活用する予定である。他社のほうからも提案をいただいたが、準備に時間等を相当費やすということで、今回は1社で事業実施をする。また、今回のポイント還元については、国が行うマイナポイントとは別に行うため、マイナポイントも申し込みをした場合に、Pay Payを選択すれば、マイナポイントと合わせて還元される。キャッシュレス推進事業として、利用者に対してキャッシュレスの講座を実施するが、講座の中でも、マイナンバーカードの案内とあわせて、マイナポイントの情報も伝え

る」との答弁がございました。

次に、「キャッシュレス推進事業で、広島県内や、近隣市町の動向を把握しているのか伺う」との質疑に対しまして、「インターネットや事業者の情報で、広島県内では府中市が8月から同様のポイント還元事業を行っている。9月からは福山市と、山口県では周南市が実施予定である。近隣の状況では、事業者からの情報によると、近隣市町にも本市と同様の提案をしているが、実施予定の情報は聞いていない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

臨時会閉会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに8月市議会臨時会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げ

げます。

このたびの臨時会では、議員の皆様におかれましては、御提案申し上げました案件を終始熱心に御審議をいただき、いずれも原案のとおり議決を賜りました。厚く御礼申し上げます。

議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これを十分に検討させていただきまして、今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

厳しい暑さが続いておりますが、議員の各位におかれましては、健康には十二分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会臨時会を閉会いたします。

10時12分 閉会

(2. 8. 18)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年8月18日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 西村 一啓

大竹市議会議員 和田 芳弘

令和2年9月
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和2年9月8日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|--------|--|-----------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | | 会期決定について | |
| 第 3 | | 一般質問 | |
| 第 4 | 認 第13号 | 令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第 5 | 議案第72号 | 令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | |
| 第 6 | 議案第73号 | 令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | |
| 第 7 | 議案第76号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第1号) | 生活環境付託 |
| 第 8 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 即 決
(一 括) |
| 第 9 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 第10 | 諮問第 3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 第11 | 諮問第 4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | |
| 第12 | 諮問第 5号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 即 決 |
| 第13 | 議案第60号 | 公平委員会委員の選任の同意について | 即 決 |
| 第14 | 議案第61号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について | 即 決 |
| 第15 | 議案第62号 | 教育委員会委員の任命の同意について | 即 決 |
| 第16 | 議案第63号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第17 | 議案第65号 | 大竹市税条例等の一部改正について | |
| 第18 | 議案第64号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | 総務文教付託 |
| 第19 | 議案第66号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第20 | 議案第67号 | 大竹会館条例の一部改正について | 総務文教付託
(一 括) |
| 第21 | 議案第68号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | |
| 第22 | 議案第69号 | 工事施行協定の変更について | 生活環境付託 |
| 第23 | 議案第70号 | 財産の取得について(高規格救急自動車(車輛)) | 総務文教付託 |
| 第24 | 議案第71号 | 財産の取得について(高規格救急自動車(救急 | |

| | | |
|-----|-----------|--|
| | 用資機材)) | |
| 第25 | 議案第77号 | 工事請負契約の締結について((仮称) おがたこども園建設工事(建築主体工事)) |
| 第26 | 議案第78号 | 工事請負契約の締結について((仮称) おがたこども園建設工事(電気設備工事)) |
| 第27 | 議案第79号 | 工事請負契約の締結について((仮称) おがたこども園建設工事(機械設備工事)) |
| 第28 | 議案第74号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算(第8号) |
| 第29 | 議案第75号 | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 第30 | 令和2年請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 |

(一 括)
生活環境付託

生活環境付託

生活環境付託

総務文教付託
(一 括)
生活環境付託

総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員(15人)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 細川雅子 | 2番 | 藤川和弘 |
| 3番 | 原田孝徳 | 4番 | 小中真樹雄 |
| 5番 | 中川智之 | 6番 | 小田上尚典 |
| 7番 | 賀屋幸治 | 8番 | 北地範久 |
| 9番 | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘 |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也 |
| 14番 | 日域 究 | 15番 | 寺岡公章 |
| 16番 | 山本孝三 | | |

○欠席議員(1人)

13番 山崎年一

○説明のため出席した者

| | | |
|------|-----------|------|
| 市 | 長 | 入山欣郎 |
| 副 | 市長 | 太田勲男 |
| 教 | 育長 | 小西啓二 |
| 総 | 務部長 | 中村一誠 |
| 市 | 民生活部長 | 三原尚美 |
| 健康福祉 | 部長兼福祉事務所長 | 豊原 学 |
| 建 | 設部長 | 山本茂広 |

上下水道局長
消防局長
危機管理課長
企画財政課長
自治振興課長
市民税務課長
福祉課長
保健医療課長
監理課長
土木課長
都市計画課長
上下水道局工務課長
総務学事課長
生涯学習課長

○出席した事務局職員

議会事務局 局長
議事係 長

古賀正則
佐伯和規
吉村隆宏
三上健
・谷明洋
岡崎研二
神代亨
松重幸恵
小田健治
廻本実史
山田浩彦
中司和聰
真鍋和佳和
三井佳和

田中宏幸
加藤藤豪

会期決定について

令和2年9月大竹市議会定例会（第5回）の会期を、次のとおり定める。

令和2年9月8日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和2年9月8日

16日間

至 令和2年9月23日

会期日程表

| 期 日 | | 会 議 | | 付 記 |
|------|---|-------|--------------------------|--|
| 月 日 | 曜 | 本会議 | 委 員 会 | |
| 9. 8 | 火 | 本会議 | | <ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・請願上程（付託） ・散会 |
| 9 | 水 | (予備日) | | |
| 10 | 木 | 休 会 | 総務文教委員会 | 付託案件審査 10時～ |
| 11 | 金 | | 生活環境委員会 | 付託案件審査 10時～ |
| 12 | 土 | | | |
| 13 | 日 | | | |
| 14 | 月 | | 基地周辺対策特別委員会
議会改革特別委員会 | 10時～ |
| 15 | 火 | | | |
| 16 | 水 | | | |
| 17 | 木 | | | |
| 18 | 金 | | 議会運営委員会 | 10時～ |
| 19 | 土 | | | |
| 20 | 日 | | | |
| 21 | 月 | | | |
| 22 | 火 | | | |
| 23 | 水 | | 本会議 | |

令和2年9月大竹市議会定例会（第5回）

一般質問通告表

1

4番 小中 真樹雄 議員

質問方式：一問一答

小学校・中学校のオンライン授業の制度設計について問う

新型コロナウイルスによる長期の学校休校により、小学校・中学校の夏休みが大幅に短縮され、子供たちは酷暑の中登校し、遅れたカリキュラム消化のため、学習に励むことになりました。前の定例会でも指摘しましたように、再度の休校に備えオンライン授業の早期の体制構築が必要とされます。

そこで夏休み中に生徒・児童を登校させる代わりに、オンライン授業や補習を行った箕面市への取材を踏まえ、大竹市の取り組みについて聞きたいと思います。箕面市では、熱中症対策などのため、今夏オンライン授業を実施しました。8月3日から7日には、市内20校の小学校・中学校（うち2校は小中一貫校）約1万2,000人の児童生徒のほぼ100%が参加してオンライン授業が実施されました。また、8月17日から21日には、希望者のみが参加する補習があり、小学生は学年の半分、中学生は各学年10人程度が参加したそうです。

通信環境の整っていない家庭には、市がタブレットとモバイルルーター（20ギガ）を無料で貸し出しました。箕面市では、ICT教育への取り組みが早く、何度も講習を行い、ほとんどの教員がスキルをマスターしたとのこと。実際にやってみて、オンライン授業は、受講者が多いため、回線のパンクや混戦でつながらないケースなどもあったようですが、補習のほうは人数が少ないこともあり、和気あいあいと割合うまくいったそうです。

家庭での反響については、暑い中、学校に通わせないで済むのはありがたいとの声がある一方で、共働き家庭の低学年の子は、操作方法などを教員が教えるために登校しなければならないケースも出てきて、そこまでしなくてもとの声も出たとのこと。さらに改善点を精査していくとのこと。

一方、ふだんの授業でのタブレットの活用方法を聞いたところ、双方向型の課題解決学習を行っているとのこと。しかし、小学生の場合は教師と児童のやり取りのみで、児童同士のやり取りには使えないとのこと。また、低学年では、興味を持たせて注意力を長続きさせるためには動画の活用なども必要との指摘がありました。

貸出し用モバイルルーターの不正使用については、現在のところは規約に条項を設けているものの、防止策はないとのこと。実際、20ギガなので、ユーチューブに使用して授業のときに使用できなかったケースがあるそうです。体制を構築するには、一日も早いタブレットの1人1台体制の整備が必要不可欠とのことでした。

そこで大竹市教育委員会に伺います。

前の定例会においてGIGAスクール構想の前倒しの説明がありましたが、1人1台に向けタブレット調達のめどは立ちましたか。指導教員の習熟度を高めるための講習の

実施方法は、通信環境のない家庭への対応については状況を調査するとしていましたが、調査の結果はどうになりましたか。箕面市のケースに見られるように、モバイルルーターの無料貸出しが現実的だと思いますが、対処方法は決まりましたか。さらに、対面授業におけるタブレットの使用方法についてはどのように検討されていますか。

生まれた場所の違いや家庭の経済格差により、オンライン授業が受けられたり、そうでなかったりするような教育格差は一日も早い解消を目指さなければなりません。大竹市教育委員会には、オンライン授業実施のため、早期の制度設計、工程表の作成をお願いしたいと思います。

2

15番 寺岡公章 議員

質問方式：一問一答

子供たちの学びと育ちを確保するために

学校行事の中止・無期限延期・規模縮小が繰り返されています。教育委員会や学校現場では断腸の思いの中での決断であると理解しています。

今のところ、工夫の中で何とか授業数の確保に至りそうなことに感謝しながら、平常時に学校行事が担ってきた児童生徒の学習機会、成長機会は損なわれたままのようです。

これまでの教育界で、発育発達の段階に合わせて考えられてきた教育手法としての各行事には、それぞれ教育的意義があるはずですが、その学びと経験が欠けたまま卒業を迎えることは、将来の社会の大きな損失につながりはしないかと心配しています。

また、シンプルに少年少女時代の思い出という視点からも、現状を看過しておいては、長らくうたっている大竹を愛する人づくりにより影響を及ぼすとは思えません。ふるさと大竹での思い出はその子の郷土愛に直接つながりますが、今のままではその子が将来的に大竹を愛してくれる要素が削られていくことも心配しています。

学校行事の中止・無期限延期・規模縮小による学習機会、成長機会の損失について、もろもろの不安を払拭させてください。

- ①学校での教育でどう補完していきますか。
- ②家庭での教育や子育てに呼びかけることはないでしょうか。
- ③社会教育にも出番はありますが、どんな取り組みをしますか。
- ④ちなみに保育所や幼稚園など未就学児の様子はいかがでしょうか。

3

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

栗谷線バスの利用促進を問う

廿日市市のバスは一律150円。岩国市のバスは70歳以上は100円で障害者は半額。大竹市のこいこいバスは200円均一。しかし、栗谷線は最高780円で例外なし。その結果、大赤字の上に乗客は1便平均僅か1.5人。過疎地の公共交通が赤字なのは仕方ない。しかし、余りにもお粗末。大竹駅から玖波駅のバスは中川市長時代に新規に始めて短期間で中断。その経験を生かしてつくり上げたこいこいバスは苦心の策。栗谷線と坂上線は単に広電とJRを引き継いだけで工夫がない。それでも岩国市は高齢者100円を適用。大竹市も少しは工夫をしよう。

大竹地区の雨水排水について問う

- ①新町ポンプ場の新設を計画したまま44年が経過。その計画で水は小瀬川にどのように排水することになっていたのでしょうか。
- ②水は山間部では速く流れ平野部では速度が落ちます。水路幅2メートルで処理できる水の量は僅か。毎時49ミリの降雨と言われる現在の雨水計画での雨量ですが、大竹市の今の整備状況でいったい毎時何ミリまで耐えられますか。
- ③太田川河川事務所に持参してまともに協議ができるような計画ができるのはいつ頃でしょうか。地元が反対するなど、責任転嫁するのはやめましょう。本当に必要なら強制執行も。

小方まちづくりについて問う

市有地の有効活用。遊ばせるのは最悪です。広島駅北の国有地は売っても空き地で困っています。貸せるのであればそれも一考の価値。売って入ってくる固定資産税と、貸して入ってくる賃料。財政的にはどっちが有利ですか。20年計画で貸してその間収入を得ながら考えるのと、先に駅をとという考えの下、無収入で時間を浪費するのと二者択一です。売るか否かではなく、使わないことの損失が怖いのです。空き家・空き地対策の必要性に通ずる問題です。

4

10番 和田 芳 弘 議員

質問方式：一問一答

空き家対策

- ①6月定例会で大竹市空き家バンクの登録件数はゼロ件でしたが、その後、大竹市空き家バンクへの登録はありましたか。
- ②平成29年度に実施した空家等実態調査数は、573件とありますが、所有者は全部分かっていますか。また、固定資産税は全額納付されていますか。
- ③建築物の老朽度・危険度ランクD・Eのうち特定空家候補の6件については、いつ指定をしますか。

5

3番 原 田 孝 徳 議員

質問方式：一問一答

「人口減少」「安心・安全」「優先順位」

～小方・玖波のまちづくりと中山間地域の防災、そして新町ポンプ場の問題～

人口減少問題、地方創生の基本は人を育み大切にすることである。小方地区のまちづくり基本構想は、それらをトータルしてよい方向に導く可能性を秘めており大変重要な事業だが、それとともに玖波地区の人口減少や、中山間地域の防災、新町雨水排水ポンプ場の問題は、安心・安全という観点から非常に深刻な問題である。特に、新町雨水排水ポンプ場については、想定以上の事態が起こった場合、人命にも関わるためスピード感のある対応が求められるが、この懸案である事業を優先順位としてどのような位置づけにあると考えているのかを問う。

6

6番 小田上 尚 典 議員

質問方式：一問一答

公共交通の経路検索から見るオープンデータの今後について

8月から公共交通機関の経路検索において、一部路線が表示されるようになりました。標準的なバス情報フォーマットを活用され始めた今だからこそ、今後の公共交通の経路検索や情報整理の方針、その先のオープンデータの公開について伺います。

公共施設における公衆無線LANの整備・活用について

今年度は市内の小学校・中学校の生徒全員分のタブレットを整備することが決まっていますが、公共施設における公衆無線LANの整備状況に変化はありますか。日頃からインターネットの使える環境整備は平常時、災害時どちらでも有効活用できると思えますが、お考えを伺います。

7

16番 山本 孝三 議員

質問方式：一括

新型コロナウイルス感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の現状はまだまだ安心できるものではありません。誰もが安心できるPCR検査の実施に取り組むべきだと思います。市としての対応について伺います。

小瀬川水系の3つのダム放流による災害防止等について

利水優先のダム管理が、事前放流の障害になってきました。しかし、国土交通省はいずれのダムについても事前放流を認め、下流の二次被害防止に努めるとしています。具体的な説明を求めます。

また、小瀬川水系に関し、台風シーズンを迎えるこの時期、災害防止対策について関係機関及び大竹市の取り組みを伺います。

8

8番 北地 範久 議員

質問方式：一問一答

主要建設事業の進捗状況について

今年度スタートした大型予算ですが、スタートと前後して、新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し始め、世の中は一変し、社会経済活動も停滞し、様々な業種が大変な危機に陥り社会経済状況は混沌としてきている現状において、特に計画的に進めるべき建設事業について、当初計画と比べ、コロナ禍の影響や、残り半年となった工期も含め、進捗状況がどのようになっているかお伺いいたします。

緊急時に対応できる道路整備について

玖波地区や鳴川地区の国道2号と高速道路の間に緊急時の迂回路を兼ねた生活道路の整備が必要と思うが、この道路整備について、計画の状況がどうなっているのか。現状をお伺いいたします。

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。
市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たり、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてを初め、人権擁護委員候補者の推薦について、公平委員会委員の選任の同意について、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の一部改正について、工事施行協定の変更について、財産の取得について、令和元年度大竹市水道事業会計などの剰余金の処分及び決算の認定について、令和2年度大竹市一般会計補正予算についてなど、合わせて26案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきますと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、網谷芳孝議員、12番、児玉朋也議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月23日までの16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。議会運営委員会の申合せにより、今回は代表制を取り、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で、登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。なお、時間の予告は従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

4番、小中真樹雄議員。

〔4番 小中真樹雄議員 登壇〕

○4番（小中真樹雄） おはようございます。一般質問通告表に従って質問させていただきます。一人会派樹の会の、小中真樹雄でございます。

私は、小学校、中学校のオンライン授業の制度設計についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルスによる長期の学校休校により、小学校、中学校の夏休みが大幅に短縮され、子供たちは酷暑の中登校し、遅れたカリキュラム消化のため学習に励むことになりました。前の定例会でも指摘しましたように、再度の休校というような事態に備え、オンライン授業の早期の体制構築が必要とされると思われまます。

そこで私は、新聞報道にありました大阪府箕面市では、夏休み中に生徒児童を登校させる代わりに、オンラインで授業や補習を行ったということについて、8月25日に電話取材を行い、その内容をお聞きしました。今年1月末に我々は箕面市に総務文教委員会として先進地事例調査研究に行っており、その旨を箕面市教育委員会に伝えると、懇切丁寧に実施の要諦を教えてくださいました。その後、大竹市の取り組みについて聞きたいと思います。

箕面市では熱中症対策などのため、オンライン授業を実施しました。8月3日から7日には市内20校の小学校、中学校、このうち2校は小中一貫校なので、小中別では14と8というふうになるらしいんですが、約1万2,000人の児童生徒のほぼ100%が参加して、オンライン学習が実施されました。また、8月17日から21日には、希望者のみが参加して補習があり、小学生は学年の半分、中学生は各学年10人程度が参加したそうです。

通信環境の整っていない家庭には、市がタブレットとモバイルルーターの20ギガを無料で貸し出しました。箕面市ではICT教育への取り組みが早く、もう何度も講習を行い、ほとんどの教員がそのスキルをマスターしたとのことで、そういう意味での障害はなかったそうです。実際やってみて、オンライン授業のほうは受講者が多いため、回線のパンクや混線でつながらないケースなどもあったようですが、補習のほうは人数が少ないこともあり、和気あいあいとうまくいったということでした。

家庭での反響については、暑い中、学校に通わせないで済むのはありがたいとの声がある一方で、共働き家庭の低学年の子は、低学年の子はどうしても親がやり方とかを見るとか、いろいろなことが必要ですので、操作方法などを教員に教えてもらわなきゃいけない

ということで、登校しなければならないというケースも出たそうです。ということで、そこまでなくてもいいんじゃないかという声もあったそうです。これからもさらに改善点を精査していくということのようです。

一方、ふだんの授業でのタブレットの活用方法を聞いたところ、双方向型の課題解決学習を行っているとのことでした。ただし、小学生の場合は、教師と児童間のやり取りのみで、児童同士のやり取りには使わせない、非常に難しいので現在は行わないということだそうです。また、低学年はその注意力を長続きさせるために、動画の活用なども必要だと指摘がありました。

貸出し用モバイルルーターの不正使用については、現在のところは貸出し規約に条項を設けているものの、有効な防止策はないとのことでした。使用者の良心を信じるしかないということだそうです。実際、20ギガなので、ユーチューブに使用して授業のときに使用できなかったケースもあったそうです。

箕面市教育委員会に早期の制度設計の秘訣は何かと問いましたところ、体制構築するには一日でも早いタブレットの1人1台体制の整備が必要不可欠とのことでした。

そこで大竹市教育委員会に問います。前の定例会において、GIGAスクール構想の前倒しの説明がありましたが、1人1台に向け、タブレット調達のめどは立ちましたか。

指導教員の習熟度を高めるための講習の実施方法はどのように行いますか。

通信環境のない家庭への対応については状況を調査するとしていましたが、調査の結果はどうになりましたか。

私自身が考えるに、箕面市のケースのようにモバイルルーターの無料貸し出しが現実的だと思いますが、ほかに対処方法は決まりましたか。

さらに、対面授業におけるタブレットの使用方法についてはどのように検討されていますか。

生まれた場所の違いや家庭の経済格差により、オンライン授業が受けられたりそうではなかったりするような教育格差は、一日も早い解消を目指さなければならないと考えます。さらに、8月22日付の毎日新聞で小熊英二慶応大学教授は、今回のコロナ禍が教育格差の拡大を助長するのではと警鐘を鳴らしていますが、大竹市教育委員会ではどのような見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

以上が私の一般質問でございます。答弁よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） おはようございます。それでは小中議員の、オンライン学習の制度設計についての御質問にお答えをいたします。

児童生徒1人1台の学習用端末の調達につきましては、校内のネットワーク環境の整備と並行して進めているところでございます。3学期の早い時期に配備できるよう、事務を進めてまいります。教職員の習熟度を高めるための研修の実施方法ですが、既に学校では各校に配備してあるパソコンやタブレット、電子黒板や大型モニターなどのICT機器を活用した授業を行っております。教材や資料の提示や動画の視聴などが中心ですが、IC

T機器の活用に関わる校内研修や実践交流の実施によって、それらの機器を活用した授業を行う教職員が徐々に増えてきているところでございます。

今後、導入予定の1人1台端末や、G Suiteという-google社が無償で提供している学習用クラウドサービスなどの効果的な活用、習熟を図るための研修について御説明をさせていただきます。

1人1台端末やG Suiteの効果的な活用のために、広島県教育委員会の指導主事に講師を依頼し、各校の情報教育担当者や希望者を対象に、10月に研修を実施する予定でございませう。そして、その研修を受けた教職員が、各校のほかの教職員に伝達していくことを想定をしております。

その後、学習用端末が配備された時点で、具体的な操作方法や授業での活用方法について、業者による操作説明を全校で実施する予定です。それらを通して教職員のICT機器に対する習熟度を高めてまいります。

次に、通信環境のない家庭への対応についてでございます。6月末から7月にかけて、市内小学生・中学生1,746名の保護者を対象に、家庭におけるICT環境についてのアンケートを行い、約9割の方から回答をいただきました。複数回答のため誤差があるかもしれませんが、その結果、Wi-Fi環境のある家庭は約90%、インターネットへの接続手段がないという家庭は約2%でございました。

1人1台端末整備により、自分の学習用端末を学校でも家庭でも使用するイメージを持たれがちですが、公費でリースした精密機械を個人に貸し出すため、安易に家庭で使用させることは考えておりませぬ。学校でしっかりと安全な取扱い方法と操作を指導した上で、基本的に1人で操作できる状態になってから、まずは中学生、次に小学生と段階的に対象を広げていく予定でございませう。

なお、通信環境のない家庭への対処方法は、他市町の状況を注視した上で、慎重に判断をいたしてまいります。

続いて、対面授業における学習用端末の使用ですが、学校の授業では一斉学習、個別学習、児童生徒が協働的に学び合うグループ学習の3つの場面が考えられます。

一斉学習では、教材等の提示や動画などの視聴だけでなく、テスト機能やアンケート機能を使うことによって、授業中でも学習用端末を通して、児童生徒一人一人の反応や理解度を把握しながら授業を行うことができます。

また、個別学習では、インターネットで自らの疑問について深く調べたり、読み・書き・計算などの基礎的な知識、技能の定着のために活用したりするなど、一人一人が自分に合った進度で学習することができます。

さらに、グループ学習では、各自の考えを即時に共有したり、共同で編集や制作をしたりといった、児童生徒同士が相互にやり取りしながら学習をすることができます。

ほかにも、写真や動画の撮影、文章の編集、図表やグラフなどの作成、プレゼンテーションソフトの利用など、様々な学習活動の中での活用が可能でございませう。

しかし、いずれの場合も、使用することが目的ではなく、各教科で育成すべき資質・能力を身につけ、教科の狙いを達成するために、本当に必要で効果的であるかを考えた上で



使用することが大切でございます。また、児童生徒の発達段階に合わせた利用の仕方を検討していくことや、児童生徒に対して情報モラルや正しい利用方法を指導していくことも必要であると考えております。

一斉臨時休業が行われた場合に、教育格差が拡大する可能性があるのではと指摘されていることについてでございます。

本市においても、2度にわたり小学校・中学校の一斉臨時休業を行いました。この間、ICT環境の整備やオンライン学習の導入という面では、十分な体制を整えることができませんでしたが、本年3月の一斉臨時休業での経験を踏まえ、4月と5月の臨時休業期間には1週間程度の短い期間で課題を与え、回答を添削して返却したり、学年によっては予習を取り入れた家庭学習を課したりするなど、児童生徒の学習をとめないように各学校で工夫をしました。

6月の学校再開以降も、学校行事等の中止・変更や夏季休業日の短縮により授業時数を確保し、小中議員が心配をされております一斉臨時休業による教育格差の拡大や学習内容の未履修が生じないように、現在も授業時数の確保に努めているところでございます。

先日9月の市内校長会において、新型コロナウイルスの影響により学力がつかなかったと後に言われられないような授業をしていく必要性について話をいたしました。このような状況にあるからこそ、教職員が児童生徒をしっかりと見つめ、基礎的な知識、技能を定着させるとともに、しっかり考えさせ、考えたことを表現させていくという授業を確実に実施をしてまいりたいと考えております。

以上で小中議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） タブレットの配備については、3学期の早い時期に1人1台のめどが立ったということですが、そのタブレットを配備したら、それをすぐ授業で使用とは当然ならないと思うんですが、すぐに子供たちが触ってみるというか使わせて、授業というかタブレットになれさせるというか、そういう方向で考えていらっしゃるのでしょうか。それが全体の工程表の中で一番最初にやることとして、何を想定されているかを、教えてください。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 先ほど3学期の早いうちにということを教育長のほうから答弁をいたしましたけれども、実際様々な業者とのやり取り、機種であるとかOSとか、その他どうするかというところの細かいやり取りをして、当初は年内に配備という予定を考えておりましたけれども、少しずつこんで3学期、1月あるいは2月の頭になるかも分かりません。できるだけ早いうちに端末の納品を完了したいと考えております。

できるだけ早く子供たちに、やはり触らせたい、触れさせたい、慣れさせたいと考えております。まず、機材が児童生徒全員に行き渡って、教職員も児童生徒も十分に操作ができるようになって初めて、授業の中で効果的に活用できると考えております。

そのために教職員の研修機会ということ、先ほど教育長が申しあげましたけれども、それと機材管理、あるいは授業でどう使うかという専門家、いわゆる支援員、こういった確

保も必要でございます。本年度からそういった支援員を確保することは難しいということですので、まずは研修ということです。当然端末が入ってからも、納入業者の方を中心として、講師として招いて端末の操作の具体的な研修を教職員にする予定でございます。

その前に、やはり今から12月の間に予定しているのは、先ほど教育長が申し上げましたICT活用計画を作成する研修、それから活用計画調査班、これを組織したいと考えております。各学校からやはり情報教育担当者を中心に進めていきたいと思っています。

それから、1人1台となったときの環境での活用計画の作成、これは例えば、小学校の低学年、高学年、あるいは中学校ごと、あるいは教科ごとの計画というのも立てていかないといけないかなと思います。それを踏まえて、端末が入ったときに、納入業者を招いての研修ということを考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 導入計画については分かりました。

続いて、実際ICT機器の活用で校内研修をされているということですが、この研修の中で、一番力を入れているというか工夫しているところはどこか、またはこのあたりがなかなか難しいという点があれば、教えていただきたいです。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 今、実際にタブレットが入って自由に使えているのが、玖波小学校と大竹小学校。それからパソコンを使って、画面を使ってそこに提示したりなどということは、全ての学校で行われております。とりあえずタブレット端末が、1人1台というか1学級分なんですけれども配付されているところは、教員が実際に教材を提示するということは、いつ行っても見かける光景なんですけれども、実際に思考力・判断力・表現力をつけるための活用の仕方、このあたりがこれから機材整備にも関わってくるんですけれども、やはりそれぞれの様々な考え方を集約してみんなに見えるようにして、そのあたりが効率的にできるような、そういった授業ができるような研修が今からかなと考えてます。そのあたりは課題かなと。

もちろん学習ソフト等を導入して、基礎的、基本的な反復トレーニングで身につくようなそういった知識・技能中心の学力については操作の仕方を覚えればできるんですけれども、本当に時間をかけてじっくり、一番大切にされている今、学力の三要素の中でも思考・判断・表現力をつけるためにどう活用していくかといったところのことが、先ほど言いましたけれども課題となっております。そのあたりを中心に検証したいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 分かりました。

次に、通信環境についてインターネット接続手段がない家庭は2%ということですが、これは、回答では約9割の家庭が整備されているという理解でいいんでしょうかね。

それと先ほど教育長がおっしゃった、公費でリースしているので安易に家庭での使用は

考えていないとおっしゃいました。私が箕面市教育委員会に尋ねましたところ、箕面市教育委員会もタブレットについては、家庭にタブレットのある人は家庭のものを使ってください、ない人はモバイルルーターと同様に貸し出し申込書みたいなを書いて、貸し出すようにしてたようです。結局大竹市でも全員にその学校で使っているタブレットをそのまま持って帰らせるんじゃなくて、それが家庭に限って例えば貸し出すということを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 教育長の答弁にございましたWi-Fi環境のある家庭が約90%で、インターネットへの接続手段がない家庭、約2%ということでした。約2%の家庭がパソコン、携帯もない、あるいは学校のメール配信、そういった登録もされていない、そういった家庭であるように思われます。そうすると残りの約8%なんですけれども、Wi-Fi環境がない。例えばLTE回線などがついていて、タブレットや携帯でネットを見ると、そういった環境にあると考えております。

あと、家庭への貸し出しということなんですけれども、当然いつかは家庭に1人1台持ち帰って、家庭でも有効に活用して学習ができると、全員ができる環境をぜひ整えたいと考えております。ただ、その方法については、先ほど教育長が申しあげましたように、検討中ということなんですけれども、例えば箕面市のようにモバイルルーターを貸し出すというのがよいのか、あるいはインターネット環境の整備をした家庭には一定金額を助成するとか、あるいは非常に生活に困っている家庭に助成するとか、いろんな方法があるんですけれども、それぞれにやっぱりメリット・デメリットがあって、ルーターの貸し出しをすれば、先ほど議員がおっしゃいましたように箕面市のほうでユーチューブを見て、学校でいざ使うときに使えない。とかいったことも考えられますし、助成金の方法にすれば、全ての家庭に設置していただけるかどうかというところが分かりません。ですから何のために、いつから、どういったことができるようにするためにということで、今そのあたりを考えているところです。

安易に持って帰らせるということなんですけれども、文部科学省のほうは、例えばということで、家庭に持ち帰らせるときのルールというものをつくっています。箕面市も誓約書を書かせてというのがありましたけれども、やはり自由に家に持って帰った場合のことを想像してみると、何かのケースに入れて持ち歩いて、自転車のかごに入れて走ってどっか持っていくとか、そこで取り出して帰りに友達の家へ寄ったとか店へ寄って、落とすとか、あるいは忘れるとか壊れる、そして、盗まれるとか、そういったような心配もいろんなことが想像されます。また、そうすると学校の先生方が事実について聞き取ってというようなことで、またそういう仕事が増えてしまうというような心配もあります。

ですから、しっかりルールをつくって、家庭に持って帰るだけでも様々なルールを定める必要があります。登下校中は絶対かばんから出さないとか、家に帰ったら何時から何時まで、低学年はこれ、中学年はこれとかいうふうにする時間を決めるとか、湿気の多いところでは使わないとか、日光やストーブの近くでは使わないとか、寝る30分前には使わないとかいろんなルールを定めて周知させて、学校で指導して徹底させないとなかなか難し

いところもありますので、そういった細かいところも含めて、これから全員が本当に最終的には使える、家で学習に効果的に使えるように考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 小中議員、5回目です。

○4番（小中真樹雄） 最後に、教育格差について。先ほど教育長がお答えになりましたように、4、5月には1週間に課題を与えて回答を添削して返却するなど、各学校で工夫してというお答えがありました。だからこれからも、当面すぐオンライン教育を実施するというふうにはいかないと思いますので、できるだけ各学校で工夫して、格差が生じないような工夫をしていかれるということですが、だからそれに向けて何か、特にこういう点に力を入れたいということがあればお聞かせください。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） 教育格差、これは義務教育を行う私どもにとって絶対にあってはならないことであり、そのあたりについて、やっぱりしっかりと取り組みのほうを進めてまいろうと考えております。

オンライン学習、これについては先ほど課長からも述べましたけれども、やはり教育効果を高めていく最善のものでもございません。ただ、使い方によって子供たちにしっかりと教育効果を高め、健やかな成長につながるものもあると思っております。

一つはオンライン学習の自立を図るための研究をしっかりと積んで、早く子供たちにオンライン学習というものを体験させ、身につけさせていくということ。そして、先ほど議員が言われました、当然なかなかすぐには慣れませんので、一人一人の子供とやはりしっかりと付き合っていく、これはもう教職員の意識、そのあたりになってはくるんですけども、先般の長期の休業のときには、私のほうは学校側のほうにはこういうふうに言わせていただきました。

先生方、大竹市の子供たちのためにここはしっかりと汗をかいてくれと。そういうことで、1週間ごとに課題を学校側はつくり、子供たちに配り、それを集め、子供たちの状況について見てまいりました。その活動や取り組みについてはやはり今後もこれからインフルエンザ等の流行の季節を迎えていく中、当然また長期休みも想定されます。それまでは、これまでの取り組みを十分生かしながら、ここは一人一人教師が子供たちに寄り添って取り組んでいくこと、これしか私は今のところないのではないかなと考えております。ただ、オンラインについてもしっかりと進めてまいりたいと思いますし、当然家庭の協力もしっかりとお願いをし、やっていただこうと思っております。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長（細川雅子） 発言終わってください。

○4番（小中真樹雄） すみません。どうもありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて15番、寺岡公章議員。

[15番 寺岡公章員 登壇]

○15番（寺岡公章） 15番、チーム創安の寺岡でございます。このたびは会派を代表いたし

まして、学校行事を通じた子供たちの学びと育ちについて質問させていただきます。

学校行事の中止、無期限延期・規模縮小が繰り返されております。これについて教育委員会や学校現場では、社会状況を鑑みた上で、断腸の思いで決断されたということは理解をしております。今のところ授業数については、現場の工夫によって何とか確保には至りそうな様子でございます。

先ほどのお話では、校長会で学力の定着について確認し合ったと、そういった取り組みもなされていることで、授業数や学力の定着については感謝をし、敬意を表す意味で、このたびの質問では、教科学習の達成については触れないようにいたします。

このたびのテーマ、平常時に学校行事が担ってきた児童生徒の学習機会、成長の機会がどうやら損なわれたままのようでございます。これまでの教育界で発育や発達の段階に合わせて考えられてきた教育手法としての各行事、それぞれの教育的意義があるはずで、その学びと経験が欠けたまま卒業を迎えることは、将来の社会の大きな損失につながりはないかと心配をしております。

また、少年少女時代の思い出というシンプルな視点からも、現状を看過しておいて、長らくうたっている大竹を愛する人づくりに、よい影響を及ぼすとは思えません。ふるさと大竹での思い出はその子の郷土愛に直接つながりますが、今のままではその子が将来大竹を愛してくれる要素が削られていくことも心配をしております。

平常時の学校教育における学校行事の在り方、その時々々の学習指導要領を土台としながら、さらに成果が上がるよう、より質の高い内容を求め、現場は目指してこられました。その努力をしてくださった結果、現時点で最も成果を期待できる年度当初の行事計画に行き着いているはずで、それらはこれまで、学校という、法律によって当たり前のように設置された教育機関において、教育のプロである教師だからこその内容でございました。昨年度末から今年度にかけてのそういった体験、学習の機会ロスについても、願わくば学校を主として、できる限りの補完をしていただきたいと思いますところではあります。

しかし、現在学校現場は、これまでより数段上の衛生管理に追われています。これ以上現場への負担を求めることは、ほかのリスクを生み出しかねません。かといって、ロスしたまま児童生徒を卒業させるわけにもいきません。

本来であれば教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、民法などに明記されているよう、保護者が子の教育と成長の責任を持って向き合っていくべきところかもしれませんが、ただ、普通に考えて、長年の公教育がなしてきた目標や課題を、急に全ての家庭に向けて同じ程度の達成解決を期待することは、いかんせん無理な話です。臨時休業中、児童生徒の個々の課題の達成度、過ごし方一つ見ても、それぞれの家庭の考え方とペースがあります。行政が家庭に立ち入るのがはばかられている世の中でもあります。学校から保護者に連絡している状況報告にとどまらず、学校現場の危機感を訴えて、家庭での教育や子育てへの理解と協力を促すぐらいが精いっぱいと考えられますが、何らかの家庭へのアプローチはできるはずで、

そのほかどうするか。私は教育委員会として、児童生徒の学びと育ちに対して責任を果たすためには、教育委員会組織の一翼を担っている行政としての社会教育が出番となる部

分もあるはずだと考えております。

学社連携、学社融合が唱えられて久しく、これまで私自身何度も執行部の皆さんに質問し、そのたびに必要性、重要性について前向きなお答えをいただいております。現在のこの緊急事態、今こそこれまで紡いできた学校教育と社会教育の連携、融合が生かされる場面でございます。このたびの児童生徒の学びと育ちの機会ロスを補完する取り組みを、社会教育の分野でも思う存分やり遂げていただきたいと思っております。

また、学校と同じく、子供たちが集団で遊び、学び、また生活する場面である保育所や幼稚園、これらでの行事の実態にもヒントが隠されていると考えます。平素より保育所・幼稚園・小学校・中学校相互での情報交換はなされていると伺っています。この場で改めて、未就学児がこのたびどのような活動をしているか、様子について御紹介をください。

それでは通告どおり、学校行事の中止、無期限延期・規模縮小による学習機会・成長機会の損失についてお尋ねします。

まず、学校での教育ではどのように補完していきますか。

次に、家庭での教育や子育てに呼びかけることはないでしょうか。

さらに、社会教育にも出番はありますが、どのような取り組みをしますか。

最後に、保育所や幼稚園など未就学児の様子について御紹介をお願いします。

以上、登壇しての質問を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 将来を担う若者たち、子供たちのために、日頃より一緒になって活動されております議員から、このたびの新型コロナウイルスの影響、大変大きいものと危惧されての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは寺岡議員の御質問にお答えをいたします。

学校教育や社会教育における対応につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活はこれまでと大きく変わってまいりました。マスクの着用、身体的距離の確保、3密の回避などの行動の変容や、外出自粛などの行動制限は、移動、働き方、人とのコミュニケーションの取り方をはじめ、余暇の過ごし方にまで変化をもたらしました。

これらの変化は、新しい生活様式として前向きに受け入れられたものもありますが、これまでに経験したことのない事態、状況への対応に疲弊し、さらには収束が見えない先行きに不安を抱いている方も多いと思っております。

大人の我々ですらそのように感じている中、子供たちも家庭生活や学校生活に様々な制限が加えられ、感染拡大防止のためとはいえ、日々の生活の中で我慢を強いられたり、貴重な学校生活の一部が奪われたりするなどして、心身の成長への影響が懸念されるところでございます。

議員が心配されておりますように、新型コロナウイルス感染症がもたらす様々な影響が、子供たちの思い出や心身の成長に暗い影を落とすことのないよう、手探りの部分も多々ございますが、市といたしましてもしっかりと対応してまいりたいと考えています。

保育所などでの未就学児の様子についてでございますが、幸いにもこのような状況下でも、感染症対策がされた環境で、元気に伸び伸びと過ごしております。保育所や認定こども園での行事については、外部の方と関わる行事や3密を避けられない行事の中止や延期をしているものもあります。それ以外の子供の成長や学習に必要な年間行事は、内容の見直しや規模を縮小するなどの感染防止措置をとって実施し、子供たちの体験の機会をできるだけ確保しているところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは寺岡議員の、子供たちの学びと育ちを確保するための御質問にお答えをいたします。

4月と5月の一斉臨時休業に伴い、授業に遅れが生じていることから、市内の小学校・中学校では夏季休業日を短縮したり、学校行事などを中止・変更したりしながら、授業時数を確保し、学習の遅れを取り戻すことができるように、現在取り組んでいるところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度計画していた運動会や体育祭、学習発表会や文化祭といった、多くの人が集まることが予想される学校行事は中止せざるを得ず、議員が心配されているように、児童生徒の学習や成長の機会が損なわれているのは事実でございます。

しかし、学校では、学習指導要領で示されている、各教科などで求められている資質・能力を育成していくために、全てを中止したままにするのではなく、新しい生活様式を踏まえ、これまでのやり方を見直し、中止になった行事や学習に代わるものを計画するなど、学校における感染症対策と教育活動の両立を図りながら、日々教育活動を進めております。

例えば、感染症対策を講じた上で、遠足など延期にした行事を実施したり、場所や人数を工夫して見学や体験を伴う学習を行ったり、運動会や文化祭の代わりに、児童生徒が学習の成果を発表できる場としての授業参観や、学校公開を実施したりする予定にしております。また、修学旅行などについても、感染症対策を講じた上で実施する方向で計画をしております。

全ての行事をこれまでどおりに実施することはできませんが、よりよい人間関係や集団生活の構築、集団への所属感や連帯感を深めること、集団の中で自分の役割を果たすこと、異学年集団による交流などといった学校行事を含む特別活動での学習や経験の機会を、その代わりとなる学習活動やふだんの授業の中で、意図的に仕組んでいくことが必要でございます。それによって、児童生徒一人一人の学びの機会を保障していくことにつなげていきたいと考えております。

今後も感染症対策を講じつつ、学校教育ならではの学びを大事にした教育活動を継続していくことにより、新型コロナウイルス対策における影響下における児童生徒の学習や成長の機会を、可能な限り補完していきたいと考えております。

次に、家庭での教育や子育てに対する呼びかけについてでございます。

今回の状況において、子供たちの日々の生活が一変し、以前のように友達と会いにくくなったり、スポーツや文化に触れる機会も少なくなったりするなど、生活の中で制限されることも多く、不安やストレスを抱えている子が多いと思います。

そんな子供たちのために、学校においてできることには限界がございますので、保護者に対し、次の2点をメッセージとして送ろうと考えております。

1点目は、御自分のお子さんとしてしっかり関わっていただきたいということです。各家庭での御事情はあると思いますが、可能な限りお子さんと向き合い、会話をする、食事をする、遊ぶ、勉強を見るなど、一緒の時間を共有していただくこと、その中で今考えていること、不安やストレス、学校生活のこと、将来のことなど、お子さんの話を聞き、受け止めてあげ、しっかり睡眠をとらせ、しっかり御飯を食べさせて、学校に送り出してやるということでございます。

2点目は、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷を許さないということです。御自分のお子さんには、病気に感染した人の立場に立ち、最も辛くショックを受けている感染した本人の気持ちを想像するとともに、一日も早い回復を願って、どのように振る舞うことが人として大切なことなのかを話していただきたいと考えております。子供たちにとって大人の姿や言動は全て教材になるため、いざというときにこそ、今後のよりよい生き方につながる大人の姿や言動をお見せいただくことも大事でございます。

また、感染した児童生徒がどのような原因で感染したとしても、感染した児童生徒及びその家族等の詮索、憶測による情報の拡散、SNS等による誹謗中傷などは、絶対にあってはなりません。そのようなことがあったときには、そんなことはやめようと声を上げていただきたいと思います。

次に、社会教育の取り組みについてです。社会教育活動は、学校教育や家庭教育以外の青少年などに対して行う組織的な教育活動として位置づけられており、これまでも放課後や夏休みに子供たちへの学習の機会を提供するために、公民館講座、放課後子ども教室、各種体験会などを開催していました。残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響により、安全が確保できない、十分な感染予防対策が講じられない事業については、中止または延期させていただきました。

このような状況の中で、今後を見据えた新たな取り組みとして、栄公民館においてはオンライン講座（英語で遊ぼう）を開催をいたしました。この講座は小学校1年生から6年生までを対象とした英語を題材として、オンライン講座に挑戦する内容であり、低学年9名、高学年3名の計12名が参加をいたしました。ネット環境が整っている自宅から直接インターネットに接続し、Zoomアプリを使用することにより、講師と英語での会話や遊びを通じて、学びの場を提供することを試みました。参加者からは、講師が1人ずつ名前を呼んで順番に話せたのがよかったという感想や、また参加したいという感想などを多くいただきました。このようなオンライン講座を、引き続き実施していきたいと考えております。

また、体験活動としましては、おおたけ手すき和紙の里において、参加者を少人数に限定し、3密を回避した上で小学生とその保護者を対象に、紙すき&工作教室を行いました。



8月に開催し、延べ38名の参加がございました。新型コロナウイルス対策の影響で外出する機会が減っている中、親子が触れ合う場を提供することにより、本市の伝統文化に関心を持つとともに、郷土愛を育むよい機会になったと考えております。

今後も、このような状況下でどのような社会教育活動が実践できるのか、しっかりと工夫した取り組みを行っていきたいと考えております。

以上で寺岡議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） 各段階、発達段階、また、分野での御答弁ありがとうございました。

質問の順に行きますと、学校教育なんですけど、学習指導要領には学校行事という項目が書かれていて、小学校・中学校ともに、これが教育委員会の皆さんにおかれても学校現場の先生方におかれても、大きな指標になっているのではないかと思います。ここに書かれているものを、じゃあどうするかということで、今御苦勞なさっていて、お話を伺う中で大変な危機感を持っていただいていると思います。ぜひ、できる限りこれまでの中止、延期、縮小のものを補完できるような取り組みをしていただきたいと思います。

ただ、一つ心配なのは、学校現場の実際に教育活動に携わってくださっている先生方、これまでと様子の違う教育活動をしてくださっていますが、体調を含めて職務の時間など、そのあたりは今のところは大丈夫でしょうか。お話しいただきたいと思います。

次に、家庭教育です。教育長が今御紹介くださったメッセージを2つ、いいですね。ぜひ、全ての家庭に、この声が届くようにしていただきたいと思います。

昨年度の終盤から今年度の前半にかけて、スーパーとかで保護者同士が会ったときに、早く学校始まらんかねというのが合い言葉のようになってました。学校教育のありがたさ、それから給食のありがたさ、こういったことが身にしみている今の保護者です。学校の状況っていうのを理解してもらって、協力を求めていけば伝わっていくと思います。

ちなみに先ほどのメッセージは、どなたの名前で出しますか。学校長なのか、教育長なのか、教育委員会として出すのか。これやはりメッセージにどのように魂を乗せるかっていうのが気になってくるんですけど、どなたのお名前を出しますかね。それを伺っておきます。

社会教育です。社会教育もいろいろと取り組みをしてくださっているようですね。工夫をしながらやってくさっています。ただ、今回の質問の要旨が、学校行事が今こういう状況ですが、社会教育の中でどういった意識を持って取り組んでくださいますかという、そういうところも随分含まれてますので、欠けた学校の中での行事の補完、この視点が何かあれば聞かせていただきたいと思います。なければ、このたびいろいろ伺ってますので、今後さらに工夫を重ねてくださると思います。現場の職員の皆さんには御苦勞をおかけしますけれども、そういったところも期待したいと思いますので、行事の補完についてお願いします。

ちなみに社会教育法の第3条3項に、抜粋すると、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をする、というのがやっぱりありますので、社

会教育にも学校また家庭への気配り、声かけ、そういったものは必ず必要になってきますので、そういった視点もお話しいただけたらと思います。

保育所、幼稚園の御紹介、市長からいただきました。ありがとうございました。どう言いますかね、分野は違います、児童福祉の分野にはなろうかと思いますが、やはりその場で御活躍くださっている保育士の先生方がいろいろな中で苦勞して、何とか実践できていると思います。

やっぱり子供たちには小学校に上がったときに、小学校もすごいねというようなそういう1年間を迎えてもらいたいと思いますので、引き続き保育所とか幼稚園でどういった工夫をしながらやってるかという情報も仕入れながら、いろいろな行事の実現というのに取り組んでいただきたいと思います。

学校、家庭、社会教育、少しずつですが、聞かせてください。お願いします。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） まず、学校現場の先生方の様子ということでございます。長期の臨時休業が終わりまして、学校の再開、当初学校の新しい生活様式の中で、まず通常の授業を着実に行うことと、それから消毒作業という新しい作業していただいて、精神的にも先生方も不安の中で新たなことを生み出す余裕がないような状態であったかと思えます。放課後の教室のスイッチとかドア、机、椅子等の消毒作業、それから感染症対策を施してもなお感染リスクが高い教育活動もありますので、どうしても密着せざるを得ないとかですね。例えば楽器でリコーダー吹くとか、歌うとか、声を発生するとかそういったこともありました。どうするんかというようなことでいろいろ気を使いながら、こちらのほうもそういったものは延期をして、徐々に段階的に緩和をしながら3密、それから新しい生活様式、マスクとか換気とかその他組み合わせながらやってくださいということで、今徐々に慣れてはきたというようなことですが、ただ、臨時休業中は子供がいないので、先生方の働きぶりは、時間外勤務で言うと、時間外勤務の時間は非常に少なかったです。時間外が80時間を超える職員はほとんどいなかったというような状況です。45時間を超える職員も少なかったように思います。

ただ、6月から始まりますと、やはり実際に消毒作業をしたりとかいったことも入ってきました。それで、少し時間外勤務も増えてきたんですけども、スクールサポートスタッフを上手に活用してくださいということで、新たにその新型コロナウイルス感染症対策ということで、新たに玖波小学校には1人スクールサポートスタッフ、これは県費なんですけれども、つけていただいて、それで今までもうついている学校はそのとおり、消毒作業等もそのまましていただいております。

また、学校の中のウイルスを全て除去することはもう不可能であるということで、これは文部科学省も要所要所の作業でいいよと言っております。それで当然もうウイルスなんかは24時間から72時間すると死滅するというようなことも分かってきましたので、そのあたりはどんどん減らしていくということで、学校の勤務状況については本当に負担にならないように、先生方も今頑張っているところです。

それから先ほどの教育長からのメッセージということですが、これは教育長名で

出す予定でございます。感染者がいつ出るか分からないということで、教育委員会のほうから、これは8月24日に児童生徒を通じて保護者宛てに教育長名で一つお手紙を配布しておりますが、これは先ほど言いました、子供がいつなるか分からないような状況なので、もしなったときにこういう対応をしてくださいといったところ、先ほどもう教育長が申し上げたとおりなんですけれども、それはもう発しております。

もう一点の関わりの部分で、やはり一つはしっかり、早寝早起きをして、朝御飯を食べる。ただ食べさせるだけではなくて、しっかり愛情をかけてやる。できれば作っているところを見せる、そういったことで愛情をかけている、関心があるというところを子供に見せると。そして、一緒に食べる。朝だけでも夜だけでもいいんですけれども、その中で子供たちがやっぱり気持ちを安定させて、学校での学習活動の動機づけになると考えておりますので、そのあたりを特に強調して関わっていただけたらということで、教育長からのメッセージということを考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三井佳和） それでは、社会教育の学校行事の補完の視点について述べさせていただきます。

なかなか難しいんですが、学校教育につきましても義務教育、そして社会教育につきましても任意教育という形になりますので、なかなか学校行事の全ての補完を社会教育であるというのは、非常に難しいのだらうと思います。

ただ、議員のおっしゃいましたとおり、社会教育法には、社会教育、学校教育、家庭教育の連携と協力がしっかりと明記されております。したがって、社会教育としましても今後もこれまでの事業をしっかりと工夫しながら、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、新たな事業も盛り込みながら、しっかりと工夫して事業に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） ありがとうございます。先生方もぎりぎりなところで踏ん張ってくださっていると思います。ただ、すごく現場の様子が目に浮かぶんですけれども、やっぱりこれまで密着することで生まれてきたものというのもあったわけじゃないですか。今の状況でハイタッチをして一緒に喜ぶことも握手をすることもできない、ちょっとしたときにスキンシップを取って、背中をたたいて前に押してあげることもできませんし、4月以来新しいクラスになって、担任の先生と生徒の信頼というのをどうやって築いてこられたのか、心配になっております。

先生方の指導というのは、やっぱり児童生徒が先生を一人の人間として信頼することによって初めてその指導の届くと、教育というのはそういうものではないかと思っておりますので、先生方の御苦勞は、本当に大変なものがあるのではないかと思います。先生と各家庭、保護者のほうも一緒でして、1学期は授業参観ができなかった、家庭訪問もできなかった。ということはこの4月以降の担任の顔を知らないで、そういう保護者さんが例年よ

りかなり多いはずなんですよね。どうやって今度は先生と保護者の間の信頼関係っていうのはつくっていくのか。本当に現場は大変だと思います。

いろいろと教育委員会としても、手を変え品を変え、アイデアはお持ちだと思いますけれども、やっぱり社会情勢も踏まえながらしっかりアドバイスとそれからフォローのほう、よろしく願いいたします。

そういった家庭へのアプローチなんですけれども、8月24日に配られたものというのが、恥ずかしながら私の目には入っていません。先ほどメッセージに魂を乗せてほしいと言ったんですが、やはり先ほどの教育長の御答弁のような熱いものを、動画でぜひ各御家庭に届けていただきたいんですけれども。ホームページにアップするというのももちろんですが、ケーブルテレビで大竹の放送をするときに、大竹市教育委員会教育長からのメッセージです。大竹市の教育は今このようになっています。と、心を込めてメッセージを送っていただけたらいいんじゃないかと思います。できる、できないは別として、要はその思いが相手に届くかどうかっていうのは、手紙とどっちがいいかというのはお考えいただけたらいいかなと思います。手紙、もちろんいいんですけどね。考えてみてください。

社会教育も大変ですね。この辺が生涯学習課のほうでもいろいろ苦労されてると思うんですけど、さっき社会教育法第3条3項をお話ししましたけど、社会教育法の第2条は、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、というふうに書かれているんですよね。これが社会教育と学校教育の大きな違いの、先ほど課長に説明していただいたことだと思うんですけども、要は今この非常事態の中で、この第2条と先ほどの第3条3項、学校、家庭との連携ですね。このはざまでどういうふうに立ち回って子供たちの教育に資するか、それをどう求めていくかというところが鍵になっていると思います。

社会教育のほうは学校教育と違って制限が少なく、要は学習者に対するアプローチの制限が比較的学校教育より低くて、小回りが利くと考えられますので、今もう随分と行事や、事業そのものはやってくさってますんで、そういった学校教育の補完という視点も少しずつ持っていついていただきながら、新しい試みというのはどんどんやっていただきたいと思います。ここは改めてよろしく願いします。

先ほどの教育長のメッセージ、動画、いかがでしょう。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） なかなかそういうアイデアが私のほうで出てこなかったんですけども、実際今回のコロナ禍によって子供たちが置かれている現状であり、保護者の状況もそうです。そういう意味で、何か大竹市の教育行政として投げかけることができるといふふうに、今お話を聞きまして思いましたので、またそのあたりにつきましてはしっかりと考えてもらいたいなと思います。

取り組みを発信していく。先ほど、教員と保護者の信頼関係をどう築くのかというあたりでありましたけれども、やはり取り組みをどう発信していくか。学校の場合は一番は子供たちの生の声だと思っています。今日先生とこんな勉強して楽しかったんよとか、これよく分かったんよという、そういう声がやはりまさに一番の信頼関係につながっていくん

で、そのあたりを今度は教育行政が市民の皆様にもどのように伝えていくか、大変学ばせていただきました。ありがとうございます。考えてまいりたいと思います。

○議長（細川雅子） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） 伺いたいことは、細かなところは十分お答えをいただきました。学校現場に限らず教育行政のほうも、随分頭を悩ませてくださっているなと思いました。

今、本庁舎1階の教育委員会の総務学事課の事務室に、入ったところに張り紙がしてありますよね。まず、安全ですか。すごく大切だと思います。安全はもちろん大切です。最重要課題でももちろんありますので、これをもちろん全く否定はいたしません。ぜひ安全確保しながら進めていただきたいと思います。

欲を言えば、安全を重視すれば教育効果は抑えられてしまうケースも考えられるということ。だからといって安全をおろそかにしていいというわけじゃないんですけども。オンライン授業そのものを否定するわけじゃないんですけども、仮に今後新型コロナウイルスに限らずいろいろな感染症で、9年間の義務教育期間中、教室で行われる授業が全てリモートでの授業となったらどうなのか。想像するだけで恐ろしいものがありますね。そこまで極端なことにはにしても、安全をしっかりと創出しながら高いレベルの教育環境をつくっていくのが、今の大人の役割ではないかと思います。

今年今年として、100歩譲って目の前の対応に追われざるを得ないとして、来年同じことをやっていたら、説明はつかないというのは分かっていただけだと思います。同じように行事を縮小、中止、延期、授業もいきなり臨時休校と同じようにやっているのは、なかなか説明がつかないと。今年度は残り半年あります。この半年の間に来年度、どのようにするか。例年以上の密度をもって計画をしていただきたいと思います。

私、6月定例会の一般質問で、この新型コロナウイルスに対して対応を一步間違えたら人災と言われるようになりますよというふうに表現させていただきました。いつか将来、仮にコロナ世代という言葉が生まれて、それがよくない意味で世代の特徴を表すのに使われるとしたら、それはここにいる全ての人を含む今の大人、我々の責任です。そのときに、当時の大人は何をやってくれたんやと叱責されてもしょうがない。今の子供たちがそういったいつかの時代にコンプレックスとならないように、人災に巻き込まないように、継続された本来の教育の意義と目標をしっかりと果たせるように、年間計画お願いいたします。半年間しっかり練っていただきたいと思います。

あとは、今の状況がこれまでと違うということで、私の好きな言葉の一つに、創業と守成いずれが難きやという言葉があります。今、非常時です。教育の目的を変えずにその目的を達成していくためには、今の自分の領分に限らず周りにも目を向けて、これまでなかった視点と手法と組織構造を求めていかなければなりません。これまでのやり方、それはそれでよしとしながら、その守成という部分が足かせになってしまうことも考えられる。今年これから来年度に向けて、ぜひ創業の気概を持って、子供たちにとって今何が必要か改めて考えていただいて、学び育つ環境の再構築をお願いしたいと思います。

教育長からは先ほど、先生方に汗をかいてくれと声をかけた。すばらしいと思います。教育委員会が一丸となって現場を支えようとしているという姿勢は、子供たちを守ろうと

いう気持ちが伝わってまいります。この一般質問でいろいろと課題提示してまいりましたけれども、教育委員会から何か決意やコメントなど伺いたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと御指摘をいただきました。ありがとうございます。

今年度、本教育委員会のキーワードというのは、先ほど言われましたように、1に安全、2に学力ということで取り組みを進めさせていただいております。そういう意味では子供の安全はやはり最優先をしたいと、そのようには考えていますが、それをやはり踏まえつつ、今後どうにか、子供の成長過程の中で、今だからこそ付けさせたい力とするための学びの場や機会を、やはりこれは大竹の強みだと思っております、地域の教育力。人もそうですし、自然もそうです。ヒト・モノ・コトというふうには言うんですけども、そのあたりを活用できるように、先ほどから出てます社会教育、学校教育両面で、そのあたり新たな取り組みであるとか工夫した取り組みを考えてまいりたいなと思っております。

やはり教育というもの、生身の人間の、触れ合い、これがやはり欠かせないと思っております。これなくして教育ということにはならないと。これからの時代は違うかもしれませんが、私が古いのかもしれませんが、そのあたりを踏まえながら、先ほどのICTを使った教育もしかりです。最終的にはどれが一番子供たちにとって教育効果が上がるものか。先ほど議員から言われましたコロナ世代、そのようにならないようにしっかりと考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） それじゃあ最後、一言だけ。私の質問時間、大変心意気を感じる、御答弁いただきました。ありがとうございました。将来、教科書にも、このコロナ禍というのは載っていくであろうと思われま。そのときに当時の先生も保護者も地域も、困難を承知で自分たちのためにあがいてくれてたなど、そう今の子供たちが大人になったときに思ってもらえるよう、今我々が行動するのが、大竹を愛してくれる人づくりなのではないかなと思います。

教育行政に限らず市長部局の皆さんも、今の大人の責任として、自身の大切な役割だと認識をお持ちいただくことをお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて14番、日域究議員。

[14番 日域究議員 登壇]

○14番（日域 究） 14番、日域でございます。会派くろがねを代表して質問させていただきます。

今の寺岡議員の質問、なかなか私も興味があつて、今頭がそちらに染まってるんですけども、一生懸命クリアして私の質問をしたいと思っております。

今回は、この前、行われた議会報告会のことについて、そのとき気づいたこと、そして放っておけないなと感じたことを3つ質問してみたいと思っております。

まず最初は、公共交通の問題です。具体的には栗谷線のバスの件なんですけれども、表

現はともかく人が乗っていない、空っぽのバスが走っているという問題でもあります。もともとが採算が取れずに民間の事業者が撤退した路線ですから、乗客が少ないのはある意味当然です。必要なサービスを提供した上での赤字であれば、その赤字もある意味行政の役割だと思えます。

この栗谷線っていうのは、大竹駅を出て主な停留所を言えば、次が広島西医療センターです。そして玖波駅に寄って、それから松ケ原に寄って、それから栗谷支所ですね、農林振興センターを通過して、終点は大三郎口というところです。

1路線の乗客が平均で1.5人、これは市から出された資料です。私も乗ってみました。私が乗ったときは、大竹駅から乗ったんですけども、行きが私を含めて3人です。帰りは私1人だけでした。だから私を除けば、往復で2名ということになります。その運賃収入ですが、始発から終点まで片道で780円、往復では1,560円です。私が大竹駅で乗車したとき、もう一人いたお客さんは広島西医療センターで降りました。この区間は180円なんですね。こいこいバスより20円安いんです。しかも市役所方面には行きません、ゆめタウンとかに寄らずに真っすぐ青木線を走っていきますから、早く着きますよね。多分それを知って利用するベテランの方だろうと思います。その後、玖波駅でもう一人お客さんが乗りました。その方は栗谷支所まででした。運賃は680円、それで帰りは私だけでしたから、往復で私が払った1,560円以外の売上げは、多分860円だと思います。

それで、廿日市市のバスは150円均一です。岩国市のバスは70歳以上高齢者は100円です。障害者は半額だと聞きました。栗谷線というバスの路線名なんですけど、180円区間を上手に使ってるのは、どちらかというと沿岸部の方かなという気もしました。栗谷地区の方から見れば、途中で渡ノ瀬とか松ケ原とかありますけれども、栗谷地区から乗って途中で下車する人っていうのは多分少ないでしょうから、栗谷地区の方は通常玖波駅までは乗るんだと思います。そうすると680円かかります。今は完全な車社会ですから、このバスの多くのお客さんは、車を運転しない高齢の世代です。その方々にとって、負担感を感じる運賃設定じゃないかと思えます。

乗客が異常に少ない本当の理由は分かりませんが、原因が運賃であるのであれば工夫が必要だと感じます。現状ではバスの委託事業者の経営支援対策にしか見えません。

そこで質問なんですけれども、今、利用者が少なくて空席だらけの状況ですけれども、まず、それを何とかしようというお考えがあるかどうか、それとも仕方がないからやってくるんだということなんですか。そこをお答えいただきたいと思えます。

大竹駅と玖波駅間のバスがありますよね。あのバスは中川市長の時代に実証実験的に始めて、それは物すごく短い時間で終わりましたが、そのときの貴重な経験を生かして、随分後になって再挑戦したのが、今のこいこいバスですね。まさにリベンジに成功したものだ、私は思います。

それに比べて栗谷線と坂上線は、単に広電とJRという既存の営利事業としてのバス路線を引き継いだだけであって、多くの工夫はされてない、そんなふうだと思います。その結果、今、毎月100万円以上の赤字を出しているわけですけれども、利便の恩恵を受ける方がほとんどいないという状況であれば、予算の無駄遣いと言わざるを得ません。このまま

では、私は栗谷線のバスの廃止論者にならなくてはなりません。そうならないために改善策を検討すべきだと思いますが、その意志があるかないか、壇上では、そこまで質問したいと思います。

次は、雨水排水の問題です。新町雨水排水ポンプ場って言うと分かりがいいんですけども、この新町雨水排水ポンプ場は多分計画から44年たっているような気がするんですが、まだ何もできていない。ある意味すごいことです。その期間の3分の1は入山市長の期間なんですけれども、もちろん理由はあるんだと思います。しかし、この計画は、少なくとも実行しなければいけない、そんなふうに思います。そのために3点、壇上では質問したいと思います。

1番目が、当初の計画で、水は小瀬川のどの位置にどのように排水することになっていたんでしょう。何も決めずにポンプ場の用地を土地開発公社に先行取得させたのであればそれこそむちゃくちゃですけども、そんなことはないでしょうから、一番最初の計画についてお尋ねしてみたいと思います。

2番目ですね。今回、議会報告会は何か所かでやりましたけれども、私はサントピア大竹の会場にいました。東栄の三井・ダウ・ポリケミカル株式会社のそばを走っている南北に走る水路、幅が2メートルしかない。余りにも狭いじゃないかっていうのは、相当地元の方に言われました。その後、私真剣に考えてみたんですけども、水って結構思いどおりに流れないですよ。上水だったらポンプで押すわけですけども、単に上から下へ流れるだけです。平たい場所に水を流すっていうのは大変なんです。大雨が降って激流が流れるのは山間部だけであって、平地ではそんなことはないです。水って静かなもんなんですよ。

そこで質問ですが、平らな町中を走った水路の最終段階で、水路の幅がたった2メートルしかない。この大竹地区の現状からして、毎時最大何ミリの雨までオーバーフローさせずに処理できるのだろうかと思いました。一般的に国の基準で、1時間に49ミリという線が引いてあって、そのぐらいの雨まではちゃんと治水をやれっていうことかなと思いますけれども、そういうふうに言われてます。現状で大竹市の大竹地区の場合、何ミリの雨だったら対応できるのか、分かれば教えてください。

最後に今後のことですけども、議会でこのことについては時々出てきますし、いろんなことを過去聞いてきました。川が小瀬川という国の川ですから、太田川河川事務所というところがとりあえず窓口だと思います。そこどういいう交渉をしたとか計画をつくったとか、いろんな話を議会では聞いてきました。でも、もちろん詳細なことは私には分かりません。

ただ、現実問題として、今後国と意味ある協議をしようと思えば、それなりの確たる計画が必要なんだろうと思いますけれども、そういうものができるのはいつ頃になるんでしょうか。今回、私はサントピア大竹で、エスポワールおおたけについては録音を聴かせてもらったんですけども、両方とも水のことを中心テーマだったように思いますけれども、両方聞いてみて、公共事業とか何かをするときには、必ず3分の1ぐらいは反対する人がいると言われてますけれども、このことは例外で、圧倒的に住民が待ち望んでい



るように感じます。市の担当者の方においては、まさに胸襟を開いて市民を信用して、市民の希望を聞いてこの事業をうまく進めてほしいと思います。

計画が完成したらですよ、とりあえず、それを市民に見せてほしい。不都合が指摘されたらそれを修正してほしい。途中では見せないという主義がこの世界は蔓延してるんですけども、では、見せたらもう変わらないのだから、それも一方的ですからね。その辺りはやっぱり市民というか住民というか、それを信用する力って言うのは要るんじゃないかと思います。

今回の補正予算がありますよね。確か大竹郵便局の交差点のところに歩道をつくるのかというのがあったような気がしますけれども、あのお話を説明を聞きながら私は思ったんですけども、あそこに昔、ガソリンスタンドがありました。もう何十年も前ですけども、あのガソリンスタンドのおやじさんが若い私を捕まえて、ここは計画があつて、でも市は何もしてくれない、わしらも何もできん、困ったもんやつて。年齢差は相当ありました。私は当時何のこともよく分からなかったですけども、計画をして何もしないっていうのが、行政の一番悪いパターンだと思います。ぜひ、きちんと計画をつくって皆さんの協力を得て、早期に実現してほしいと思いますけれども、いつ頃になったら計画ができるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後はこれ、小方まちづくりの話なんですけれども、小学校、中学校の用地があのまま置いてありますね。大切な公有財産だと思うんですけども、中学校側はいつだったかコンサルに何かという話があったような気がしますし、私も深く知っているわけじゃありませんけれども、小学校側はもちろん今度駅の話があつて、どうするという状態なんだと思います。ただ、私のような門外漢にも、あそこの土地、何とかならんかという話が流れてくるんですよ。

土地を売るのか貸すのかですけども、何もしないで置いとくのがとりあえずが一番マイナスですから。今回の質問は、あそこをコメリとかですよ、トライアルのようにレンタルで貸した場合に、その収入は交付税の計算上はどうなるのかなと、それを一つ聞いてみたいと思います。貴重な土地ですから売ってしまうのはどうかと思うのであれば、時間決めて貸すという方法は幾らもありますから、時間を稼いでお金を稼いで、最終決着はしばらく先にするっていう方法は私はありじゃないかと思うんですね。とにかく何もしないで放っておくっていうのが一番残念な気がしますんで、何か今のお考えを。聞くところによると案は、案というかプランはあるらしいんですけども、公表はしていない。ぜひ、別に公表したからといってやると決めたわけじゃないわけですから、ある程度のもは外部に出してほしいなという気もします。

壇上での質問は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 私どもの町にとりまして大変大きな課題でございます公共交通の問題、内水排水の問題、そして小方まちづくりの問題につきまして御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは日域議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の栗谷線バスの利用促進についてでございます。

本市の沿岸地域と内陸の栗谷地区を連絡する大竹・栗谷線は、栗谷地区と松ヶ原地区の住民の生活交通を確保するために、廃止代替バスとして運行しておりますが、地区人口の減少などにより、利用者は減少傾向にございます。さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、4月から7月までの利用者数は前年より約3割程度減少いたしました。運行事業者においては、安心して利用していただけるように感染症対策を実施し、減便することなく通常運行を継続しています。

本市の地域公共交通は、大竹市地域公共交通活性化協議会での協議を経て策定した、大竹市地域公共交通網形成計画に基づいて運行しています。計画策定時に実施したアンケートなどから、大竹・栗谷線を含む路線バスは、市民の暮らしに不可欠な移動手段であると判断し、計画では運行維持を基本に掲げています。

もともと利用者アンケートにおいて、大竹・栗谷線を不満と回答した方がおられないという利用者満足度の高い路線であったため、これまで小さな改善しかしてきませんでした。しかし、改善策が利用者数に反映されることもなく、利用状況は良好とは言えません。

令和5年度までは現行計画に沿って、運行サービスの維持を基本としながら、サービス内容が利用実態やニーズに適していない場合は、地域公共交通の担い手である交通事業者と、必要な改善について検討してまいります。また、次期計画策定に向け、地域の意見も伺いながら、交通事業者とともに新たな移動手段について検討していくことになると考えております。

次に、2点目の、大竹地区の雨水排水についてでございます。

1つ目の下水道事業の当初計画において、新町雨水排水ポンプ場からの雨水排水先となる小瀬川へ、どのように排水する計画であったのかについてでございます。新町雨水排水ポンプ場は、元町地区から小島潮遊池に至る大竹1号雨水幹線水路のおおむね中間付近に、元町地区や本町地区などから流下してくる雨水排水を直接小瀬川に排水する目的で、昭和51年に下水道雨水事業計画に位置づけておりますが、ポンプ場から小瀬川に排水するための放流渠の位置は、ポンプ場建設予定地から小瀬川に向けて、支障となる家屋数が少なく、また、なるべく真っすぐ最短距離となる経路を選定したものとなっております。

なお、排水先となる小瀬川までの放流渠の経路につきましては平面的に示されているもので、放流先となる小瀬川への管渠の出口がどのような構造となるか、事業計画において詳細な計画は示されておりません。

2つ目の、地形的に平らな旧大竹地区の水路は勾配がとれず、既存の水路は水の流れが悪いのではないかと御指摘です。議員御指摘のとおり、東栄や南栄地区などが埋立地や干拓地であり、地形的にもほぼ平らで、地区を流れる既存の水路もほとんど勾配がない状況でございます。排水路の流下能力は水路断面の大きさと水の流れの速さによりますが、水の流れの速さは水路勾配にも影響を受けるため、勾配がとれない場合は、水の流れが悪くなる場合があります。御質問の排水路の流下能力につきましては、水路断面が大きいところ、小さいところもあり、一概に時間何ミリの降雨に対応できるかについては把握でき

ておりません。

3つ目の新町雨水排水ポンプ場と関連する雨水排水路の整備計画についてでございます。

現時点ではポンプ場の位置及び雨水排水経路について定めていますが、具体的な事業実施に向けた計画が決まっている状況ではありません。新町雨水排水ポンプ場の整備には、関連する排水路や道路整備を含め、多額の費用が見込まれ、大変大きな事業となりますので、市全体の事業や下水道事業全体の中でどのように進めていくのか、財政面や人員体制の問題なども考慮しながら検討していく必要がございます。

事業実施のための詳細な計画が定まるまでには時間を要すると考えておりますが、現在は実施において重要なポイントになると思われる河川占用などに係る協議を始めたところでございます。降雨による市街地の浸水被害などを防除するための雨水排水整備を行っていくことについて、市の基本方針に変わりはありませんが、老朽化している下水処理場やポンプ場などの既存の流末排水施設、処理場施設の機能が損なわれないよう、計画的な更新工事を行いながら、既存排水路の支障箇所の改善などを含め、少しずつではございますが取り組んでいきたいと考えています。

3点目の、小方まちづくりについてでございます。

旧小方小学校・中学校の跡地につきましては、平成29年3月の小方地区のまちづくり基本構想策定から3年以上経過しておりますが、議員御指摘のとおり、なかなか動きがない状況でございます。JR新駅の位置が厳密に定まらないことから、平成29年度に中学校側のにぎわい交流ゾーンの立地検討業務を先行して実施しましたが、市が期待する民間活力による整備と、民間事業者の参画意向・ニーズが合致せず、明確な施設候補の絞り込みには至りませんでした。また、財政面では土地造成特別会計の償還スキームに基づき、地方債の返済支援のため、毎年度一般会計から繰出しをしています。さらに現在、本市では、大竹駅の周辺整備や大竹会館の改築など、大型事業が重なり、市の起債残高は令和4年度がピークになる見込みでございます。

こうした事情もあり、平成30年度以降は候補の一つに上がった道の駅をベースにした調査・研究や地籍の整理、官民連携の会議の場へ参画し、民間動向の情報収集や官民連携の可能性を探るなど、事業化に向けた課題の整理を中心に取り組んでまいりました。

旧小方小学校・中学校跡地の活用に当たって、売却と借地のどちらが得なのかという御質問ですが、土地の活用次第で条件も変わるため比較が難しく、また売却代金、地代にもよりますが、あくまで財政的な視点で一般的な回答をいたしますと、長期的には借地のほうが得になると考えております。

議員御指摘のとおり、固定資産税は基準財政収入額の算入対象のため、税収入見込額の75%が算入され、その分、普通交付税が減額されます。また、基準財政収入額は地方自治体の標準的な税収入の一定割合により算定されるため、地代つまり借地料は算入対象となりませんので、普通交付税は減額されません。財政的な視点からは借地のほうがメリットがあると言えますが、一旦借地として事業者などに貸してしまいますと、10年、20年といった一定期間は市が利用できない状況になるなど、活用に制約がかかる可能性がございます。借地を検討する際にはメリット・デメリットを考慮しながら、市の整備スケジュール

などに影響がないよう慎重に検討する必要があると考えております。

以上で日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。

まず最初の栗谷線の話ですけれども、今乗客数が非常に少ないということは、万が一ゼロになっても失う売上げは、その少ない乗客の分の運賃収入ですよ。廿日市市はさっき言いましたけど、もう均一料金制度、こいこいバスと同じですけれどもね。だからあれ安くするとってもあれ以上安くできないと思います。岩国市は違うんだと思いますけれども、岩国市は高齢者とか障害者とか、その他何かあるかよく知りませんが、そういうところを特別扱いしている。

大竹市においては、こいこいバスはですよ、そういう均一料金ですけども、山間部に入っていく路線は、要するに長く乗れば高くなるという、そういう仕組みなんですけれども、そこに何かの工夫をするっていうことは可能かなっていうのがありまして、裏目に出ても失うものは1.5人なんです。それで今の赤字がこれ以上増えても大したことはない。それよりは同じ公費を使うのであれば、利用者がもっと気楽に乗れるように、空席が幾らもあるわけですから、そういうことを考えないのかというか、考えてほしいなと思ってるんですけれども、そういうことはさっきいろんな制度というか委員会とかあるように言われましたけど、そういうところでそういう議論はされてないんですかね。

あることに首を突っ込んでみると、想定外のものが見えてきたりするんですけれども、それは後から言いますけれども、結局これ議会のほうでもらった資料の一番隅に、市の負担は県の補助金を引いた後の金額が書いてありますっていうの、私は見落としてまして、最近気がついたんですけれども、県も少し補助金出してるんですね。多分、栄線であれば広島県と山口県が両方絡んでるんだと思いますけれども、それぞれいろいろあるみたいなんですけれども、何はともあれ利用者を増やしませんか。そういう検討をしたことがあるのか、そしてする気があるのか、下げたら何がまずいのか、岩国市みたいですよ。こいこいバスが200円ですからね。だから100円っていうのはやり過ぎで、200円かなと、少なくとも。こいこいバスより高くないとバランスが悪い気がしますけれども、一定の条件を課してその条件に見合う人については、そのぐらいまでは下げてもいいんじゃないかと思うんですけれども、そういうお考えがおありなのか、教えてほしいと思います。

○議長（細川雅子） 自治振興課長。

○自治振興課長（・谷明洋） いろいろ御指摘ありがとうございます。大竹・栗谷線につきましては、市長のほうからも答弁がありましたけど、地域公共交通網の形成計画を立ち上げるときに、一応こいこいバスとかも含めていろいろ利用者の方にアンケートを実施させていただきました。そのときに利用されている方は、大竹・栗谷線があるということで多分満足されているということではないかなと思うんですが、ただ、その方がいつまでもずっと乗っておられるのかといったらやっぱり分からないところがございますので、そういったものにつきましては、やはり地域の皆さんが今後どのように使いたいかというのを、こちらのほうとしてもお聞きしたいとは思ってます。

先般来も、ほかの議員から、その中山間地の地域公共交通につきましてもどう考えてるのか、また教えてほしいと言っていますので、できたら地域の方とどこかで協議をしたいと思っているんですが、たまたま今年は春先から新型コロナウイルスの関係もあって、そういう活動ができておりません。我々のほうとしては、全く今の状態をずっと続けるとは考えてはおりません。この計画の中でも、利用実態によってまた検討していくこともありますので、その場合は交通事業者のほうにもいろいろ相談しながらやっていきたいと思っておりますので、手段のほうとしては、そのときに今のバスのやり方がいいのか、それともほかのやり方がいいのか、そういったことも併せて検討していきたいと思っております。値段のほうはその際にいろいろ検討することになるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定しております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1時56分 休憩

1 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、日域議員の再質問から行います。3回目です。

日域議員。

○14番（日域 究） どこまで言ったか記憶が曖昧ですけれども、大竹市の公共交通を考えたときに、こいこいバスというものはリベンジに成功したような気がします。それに合わせてフィーダー交通というものもつくっていますけれども、それはもちろん満点かどうかは分かりませんが、それなりに創意工夫を重ねながら一定のものができると思います。そう考えたときにある意味残っているのは、今の2つの、栗谷線と栄線ですよ。

それで別にそのことを私は批判する気はないんですけれども、ただ、現状がよくないんで、これから工夫をしていってほしいという意味で質問させていただきますけれども、県の補助金が入ってますよね。県もやっぱり頑張れという意味で補助金を出しているんだと思いますけれども、私がこれ、ヒアリングではもちろん触れてません、昨日知ったことですから。山口県は山口県なりに、広島県は広島県なりに補助金を、基準を設けて出してるらしいんですが、一つ違いがあるんですよ。広島県は収支比率っていうことを一線を引いてるわけです。なので、ある一定以下になったら、これはもう話にならんと。そういう営業成績の悪いところにはお金は出しませんというのが広島県の方針みたいです。山口県は、何とか密度って言うたんですけれども、多分乗客密度か運行密度というか、要するに人数ですよ。どれだけ利用しているかっていうことに基準を置いてるんじゃないかと。

そうしてみると、和木町から向こうの山口県側といっても私は岩国市以外知りませんが、高齢者割引とかそういう観点があるんですよ。そして、広島県にはないと。そのところが県の対応で差がついてるのかもしれませんが、どっちにしたって今大赤字ですけども、栗谷地区の議会報告会の中でも、あんだだけ赤字出すならこうしてくれ、ああし

てくれっていう提案もありましたけど、それはそういうものじゃないと思いますけども、ただ、あそこまで許容しながら現在があるわけですけども、せめて人数が増えれば、それだけ価値があると。片道780円、往復1,560円出して暇潰しに行くのはよう行かんけど、ずっと家おっても面白くないし、もう少し安かったらゆめタウンでもどこでも行ってみたいという高齢者もおられるかもしれませんね。そういうときに、せめて岩国市のような考え方を導入できないかなっていう気がします。

何年前かに私、阿多田島汽船のことを言ったことがありますけれども、あのときだって私は別に阿多田島のことに詳しくも何ともないですけども、選挙のさなかにたまたま阿多田島に行って、帰りの船に乗り遅れて、それであそこで2時間も時間できてしまったんですけども、そのときにたまたま会った人が、いろんな窮状を私に言うわけですよ。これ、やっぱりあそこか、そうだとすればかなわんねと思って、選挙が終わった後に広島県で状況を調べたわけですよ。そうすると、どこの町にも、どこの離島にもそれなりのものがあつた。それを決算特別委員会で言ったんですけども、今回私は岩国市が100円で乗れるっていうのは知りませんでした。でも、たまたまあそこのバスに乗ったから、待ち時間に大三郎口で行くところないですから、もう橋でも渡るかいと思って山口県側に渡ったら、何と同じ名前のバス停がある。同じ名前のバス停があるわと思って時刻表の切れかけたやつを見て。金曜日しか走らんバスもありました、理由は知りませんが。

そういうのを見た後で、その次の日が議会報告会でしたから、そのときに山口県側はこうなんだって言った方がいました。住民なんですよ。住民だったら岩国市のバスに安く乗ったりできないと思いますが、わしはあのバスを使いよるんやと、山口県は100円なんやと。それで美和町にもたくさん集落ありますよね。それを多分曜日で分けて走ってるんですよ。それは病院バスって言ってました。だから美和町にありますよね、病院がね。再編・統合の対象と言われた病院がありますけれども、そこと申し合わせをして上手に行きと帰りの便を考えて、朝行ったらその帰りのバスに乗れるように病院側も対応してくれるんだっていう話をしましたけど、そうやって利用しやすくしてるんだと思いますけど、なかなか細やかな話だなと思いました。

そこまではできないにせよ、やっぱり、よくあるじゃないですか。日本の常識、世界の非常識って言われますけれども、やっぱり同じ、ごく近所の自治体であっても、自治体が違えば発想が違う。だから廿日市市のことも岩国市のことも、一定の知識を持って見てみるとその違いが面白いんですけども、ある意味いいものはまねしたらどうかなと思いますけど、ぜひその方向で考えてほしいんですけど、その辺りいかがでしょうか。

もう一点は、岩国市はナンバーが白いんですね。いわゆる岩国市交通局っていうのがあって、あれはいわゆる公営バスでした。今、公営バスがほとんどなくなってきた、呉市とかもなくなりましたが、岩国市も岩国バスっていう民間形態に変わりました。それで山間部については岩国市生活交通バスっていう名前になってますけれども、誰がやってるのかは知りませんが、ナンバーが白いんですよ。ナンバーが白いということは、介護保険のバスの、有償ですけど、ナンバー白ですよ。幼稚園のバスも有償ですけども、ナンバー白ですよ。それとの兼ね合いがどこまで絡んでいるかは私は知りませんが

ども、今そのことをどこまで御存じか。バスですから不特定多数の人が乗れるわけですよ。私が、大竹市民である広島県民である私が岩国市へ行って、生活交通バスに乗れば、やっぱり何がしかの料金を払えば乗れるわけですから、不特定で多数を乗せるバスでありながらいろんな事情があって、いろんな制約をつけた上で白ナンバーでやってるんでしょうけれども、メリットがあるからやっているわけですよ。どこにどうメリットがあるかっていうのを詳しくは知りませんが、大竹市の担当者としてそのあたりを御存じかどうか、聞いてみたいと思います。分からなければ別に分からないで結構ですけれども。

○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 詳しくは、申し訳ないんですけど、よく分かりません。ただ学校で使っている通学バスを一部流用して路線バスの中に組み込んだりとか、あと自治会協議会なんかをつくられるんですけど、そこでバスを運行させるであるとか、そういった形態があるということは存じ上げておりますが、今、日域議員が言われたことに関しましては、申し訳ございません、勉強不足でございます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 私も知りませんよ。でも確かに、大竹市も協議会のような組織はありますよね。ああいうところに委ねることによって、だから、陸運局が直接的に営利企業のバスの運業者に対するのとは違う基準をワンクッション絡めて、そこに陸運局からもメンバー出しますから、そういうことでワンクッション置いて緩やかにするという手はあるみたいですよ。

それ以外に、私が、自治振興課に行って伺った話として、バスを運行している側も、最近では免許持っている人が少ないっていうんですよ、大型二種免許ですから対象者が少ないと。そこなんですけれども、あの白ナンバーは大型一種なんです。それもやっぱり国の、それとなく規制緩和なんだと思いますけれども、これは確かみたいです。だからそうすることによって、人の面でもいろんな意味で楽になりますよね。そういう工夫をしてほしいなと思います。

それともう一点は、この前の議会報告会の資料として収支率っていうのが出てましたけど、栗谷線も栄線もですね。あの数字は4月、3月で1年度ですか。正直言ってこれ、県の担当者と、電話でしか話したことないですけども、収支の集計時期が違うんじゃないかと思うんですが、今この場じゃこれ以上言いませんけれども、県のほうが言うのは10月、9月かな。だから1年間の区切り方が3月末じゃなくて、9月末ぐらいで区切るんかもしれませんけれども、ただ、県の補助金なんて僅かなものですから、あのぐらいの金額で手続が大変だなと思いますけれども。それよりは、やはりバスの利用者が利用しやすいように、岩国市方式じゃないですけども、均一料金っていうわけにはいかないでしょうから、車に乗らない人で、例えば、免許返納者だとか。それもそこにこだわることはないかもしれませんが、年齢で分けてしまうというのは一つの方法かなと。マイナス面が非常に少なくプラス面が高いですから、そのあたりはぜひ検討してほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 市が公表しております収支につきましては、4月、3月で行っております。

いろいろアイデア等いただきました。大竹市のほうでも今の路線バスの運行状況がよくないというのは存じ上げておりますし、何かをしなければいけないというのは考えております。

いろいろ検討する中で失うものが少ないっていうのは、本当にごもつともだと思います。実際に運賃料金っていうのは百何十万円ぐらいしか入ってないんですね。なので失っても全部でそれじゃないかって言われるのはごもつともだと思います。1,400万円ぐらいの費用の中でたかだか百何十万円、1割程度ですから、それはごもつともだと思います。

どのようなやり方がいいのか。お安くしたら本当に乗ってくれるのか。特に栗谷地域はバス停からおうちまでの距離が大変遠いというところもありまして、沿岸部でもそうですけど、やっぱりバス停が遠いというのがバスに乗らない一つの理由になっています。そういったこともありますので、日域議員の御提案も一つのアイデアだと思います。そういうこと、またあとバスをどうするのか、事業者とも相談、多方面から検討はしていきたいと思っております。

100円バスのことにつきましても、これは今度、福祉の観点からということになりますので、また、福祉担当部局とも一緒に協議をし、市民の皆さんとも話をしながら検討をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。

正直言いまして、もともと広電のバスのコースを受け継いでおるわけですよ。それで自分で正直ぐるっと回ってみて思うのは、松ヶ原地区から谷尻地区ですか、あの間、渡ノ瀬のあたりですよ。あのあたりは遠くて道がぐねぐねしてて、人家はすごく少ないと。それでこの前も栗谷地区と松ヶ原地区がお互いに、悪口じゃないですけども、相手のことを考えるから自由度がないんだって、松ヶ原地区は松ヶ原地区で言ってみましたし、栗谷地区でもそういう話がありました。

私が思うのは、栗谷地区からぐるっと大竹方面回して、それが松ヶ原地区で終わると。栗谷地区も松ヶ原地区も面積結構広いですから、今部長がおっしゃったみたいに、終点、始点では何か所かバス停つくるわけですね。で、途中は道が細いですから、大竹市内はそんな、単純でいいですからね。始点と終点だけ何か所かぐるっと回って下側を回ると、上側をカットすると。そうしたら坂上線とダブるとかいう話があるのかどうか知りませんが、そういう、そこまではここで言わないですけども、でも、さっきおっしゃった栗谷地区で、今のバス停では家から遠いわけですよ。そういうことを解消しようと思うとそういうアイデアもあるのかなと思いますけれども、それは大変ですけどね。でもそこまで行ったらもう少しはよくなるかもしれません。もっと行こうと思ったらもうデマンドか何かになりますけど、それはまたさらに大変ですね。でも、いろんなことを念頭に置いて考えてほしいなという気がします。

何かあったらお願いします。



○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） もうこれ以上何かということはありません。ありがとうございます。ありがとうございました。検討させていただきます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 2番目の雨水排水の話ですけど、これ私は見たことがないので分かりませんが、さっき新町雨水排水ポンプ場の一番最初の計画では、あそこから川に単純に道筋がついてあるということですよ。でも、もちろん実際に土手に穴開けて水出すんですよから、そのあたりの詳細は詰めてないと。

それで要するになかなか大変なので、余り具体的に前に進んでないよということだと思います。それはいろんなことがあって仕方ない、済んだことは仕方ないと思いますけど、余談ですけど昭和51年に都市計画決定でしたかね。で、昭和54年頃に土地を買ってますよね。ほんであそこに道路をつける計画とかが昭和60年頃かその後に頓挫したんですけども、これは私の勝手ですから答弁も何も要りませんけれども、ちょうどあの頃三井東圧化学が撤退したんですよ。それでも平成になる頃には、あそこに工業団地を造るといって大願寺山を削ってやろうっていう、豊田市長になる前にもう計画はありますから。それからあのばかでかい事業をですよ、大竹市はずっとやってきたわけですよ。だからとてもじゃないけど雨水排水のことを真正面から取り組むゆとりはなかつたろうと思います。

だから、ある意味では今からやったらいいと思いますけれども、皆さんこの前の議会報告会の場面ではかなり、ヒステリックと言ったら怒られますけれども、かなり目先の話として捉えておられましたけど、やっぱりかなり調べれば調べるほどスケールの大きい話で、だからやっぱり市民に対して物事を、市民を信用してそれで基本計画の話をしていかないと、正式な計画が完成するまで言えませんっていうのでは、住民としてなかなか納得しがたいと思いますけれども、やっぱり勉強ですよ。いろんなことがありますけど、今ある水路自体が雨水排水ですよ。大昔からほとんど変わってないでしょ。それから途中で本町地区あたりであっちへ回すとか、こっちへ回すとか、アイデアがありましたけど、あれも、例えば議員の中で話をするのに、何で小学校のほうに水路を回すんやって、わしら意味が分からんでっていう話は正直しました。

だから、やっぱりそのところがどういう目的で、何があるからどうするんだっていうことをちゃんと行ってほしいと思いますし、言えることを提供して、議会でも市民でもそうですけど、そして今残っている問題がどういう問題なんだっていうことをやっぱり言っていないと、何もしてないじゃないかって言われますし、そのところを上手にやっていないと、この前の議会報告会の雰囲気、来年の議会報告会、もしやるとして、引き継いだらこの1年間おまえら何してきたんかっていうことにもなりかねませんから、やっぱり、この1年間こういうことをしましたっていうぐらいのね。できなくてもいいんですよ、できなくてもいいからそこをちゃんと正直に言うぐらいの度量を持たないと前に進まないという気がするんですけども、結局今どういう状況にあるのか。

さっき言いましたけど水路を広げないと水が流れない、水が流れて初めてポンプ場をつくって水を出すとかですよ。今回最初に土木課に尋ねたときに、小島ポンプ場、私は栄

町のサントピア大竹の班でしたから、あそこは小島ポンプ場っていうのがテーマだったんですね。そして、小島ポンプ場ってどうなんですかと言ったら、いや、あれはフル稼働してませんよって。要するにフル稼働しないんですよ。フル稼働しないということは、要するに水が来ないんです。幾らポンプのいいのがあっても、そこに水が流れてきれくれば駄目なわけですよ。要するに心臓は元気でも血管が詰まってるわけですよ。

そう考えたときに、そのことをちゃんと説明した上で、市民に対しても議会に対してもこういう状況で、今から我々はこういうことを考えてますって言ってほしいなど。そういう説明を今後心がけてもらえますかね。何か物すごく断片的なんです。ああいえば、上祐じゃないですけども、その場については上手に答弁とか受け答えしても、中身が伴っていないから今に至っているような気がするんですけども、いよいよもうある意味本当の一步が踏み出せる時期になってると思いますから、それをちゃんと、説明してほしい。

これ言ったらまずいかなと懸念する気持ちは分かりますけれども、そこをぶち破ってもう少し分かる話を、せめて議会にはしてほしい、そう思いますけど、いかがでしょうか。すみません。

○議長（細川雅子） 上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 新町雨水排水ポンプ場につきましては、まず、先ほどの市長の答弁でも申し上げましたとおり、計画の中ではポンプ場から真っすぐ川に向かって線を引いている状態でございます。そういったものをどういった形で実現していくか。本年度比較検討等を行いながら、皆さんを守る大切な護岸を、どういう形で横断で越えて水を排出するののかというところを協議していくということになりますので、その部分のハードルは高いということで考えております。

ただ、実現に向けて国土交通省も我々大竹市も、新町雨水排水ポンプ場について目指すイメージは一緒だと思います。ただ、国土交通省は川自体を守るという立場でどうしても立たれますので、そういったところを協議を進めさせていただければと。そこら辺が今我々が考えている場所から出せるのか、それとももう少し違った場所からとかなってしまうのかによって計画も変わってくるかと思っておりますので、そういった段階でまたお示しできるものがあればお示しさせていただければということで考えているところでございます。

また、御質問の中であった小島雨水排水ポンプ場に至る水路に関しましても、確かに雨水計画は、大竹市全体の雨水計画が整ったものという形での施設整備をそれぞれしてまいりますので、小島ポンプ場に入ってくる流入水路の計画の断面というのは、どうしても新町雨水排水ポンプ場が完了した後のものを目指して計画していくというものになっております。ただ、現状既存の水路で対応しておりますので、計画とどこまで対応できているのか、また、新町雨水排水ポンプ場がない状態でどこまで大丈夫なのかといったことに対して具体的にお答えできなかったことに関しては、非常に申し訳ないと思っております。これからも雨水対策についてはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） そうですよ。行政の事業の進め方として、最終計画があってそこを

目指して物事をやっていくと。だから栄町の現状も、新町雨水排水ポンプ場があることを前提に必要であれば整備するけれども、新町雨水排水ポンプ場ができるまで、これが必要だからっていうのは極力やりたくない。ある意味そうなのかもしれませんね。

でも、新町雨水排水ポンプ場はいつできるんだってこの前言われましたけど、本当におっしゃるのは分かりますけれども。でも、新町雨水排水ポンプ場ができたとしてもやはりやらなくてはいけないというものがあれば、そこはある意味できるっていうことではありますよね。何はともあれ、そういう細かいことを言おうと思えば、計画ができないことには議論ができませんから、計画ってそんなに大変なんですかって言ったら言いづらい質問ですけども、その基本的な計画というのは、いつできるともまだ言いにくいんでしょうね。ですよね。であれば、少なくとも現状について、説明だけは、もし聞きたい人がいればしてほしいなと思いますし、それはそういうところには誠意を尽くしてほしいと思います。

これ以上ないですよ。終わります。

最後に行きます。土地の問題ですよ。難しいなと思いますけど、それは売ればいいのかどうか私は分かりませんが、広島駅の裏に大きな駐車場があって、ある大手の会社に売ったけど、今つくりたくないのかどうか知りませんが広い空き地になっている。売ってしまったものを返せとは言えないという、そういう感じがしますが、だから売ればいいのかというものではないんでしょうけれども、ただ、私やっぱりそうかと思ったのは、さっきの市長の御答弁ですけども、計算上はあれですよ、家賃というか地代が入ってきたら、それは額面どおり丸々残るわけですよ。期間を限って貸すって、意外にいい手じゃないかとも思うんですが、もちろん普通は20年って言いますからちょっと20年って長いよねっていうのはありますよ、当然ね。でも、何かそれが駅の話も全然確定はしていないんだと思いますが、少なくともこのぐらいの分を残しておけば駅をつくる時に対応できるというのをある程度考えて、その後もし何かできれば、やっぱりそれはある意味ではにぎわいですから、あそこ意外にこういう希望者がいてこんななっとんか、なかなかええじゃんっていうことになるといういろんな意味で機運が盛り上がるというか、前へ進めるかもしれませんからね。それはできたものを想像することはすごく難しいですから。できてしまえば、こんなものかって誰でも分かりますけれども、それができる前にそのことを組み立てられたらそれはもちろんプロですけどね。だから半歩でも、絶対必要な部分をちゃんと確保した上で、何かせつかく大竹市に何かつくりたいという人がいるという話ですから、上手に高く貸してあげたらいいんじゃないかと思いますが、そのあたりどうなんでしょうか。

○議長（細川雅子） 総務部長。

○総務部長（中村一誠） 非常にお答えづらい質問なんですけど、今、実際に基本構想をつくっております、そこではゾーン分けをしていると。それに対してなかなか引き合いがないという状況でございます。それ、将来的に駅を造ってどういったまちをつくるかというのは、ある程度ゾーン分けした中での考え、それを元にやっていくことになろうかと思っておりますけれども、一時的に例えば貸すということになると、将来的にいざ市の事業を進めるということについて円滑に移行できるような、そういった対象に限られてくるんだろうと

思います。

今、例えば建設残土を一時仮置きしたりとか、そういった部分での本当に短期的な使い方というのはしておりますけれども、なかなかその一時的に貸してくれとかいうのも、特に話が出てきているわけでも、具体的に出てくるわけでもありませんので、またそういった話が出てきたときに、果たしてそれが今、市が実際にそういった活用を許すべきかどうかというようなのは、そのときに具体的に検討していくということになるかと思えます。

すみません、以上です。

○議長（細川雅子） 総務部長。

○総務部長（中村一誠） すみません、先ほど建設残土で貸していると言いましたけど、仮置きをしているというだけでございました。土砂の仮置きをしているということでございますので、訂正させていただきます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 今最初に言われたことが、私分からなかったですよ。私もマスクしてありますが、言葉が理解できなかつたんですけども、最初何て言われました。今の一番最初的时候。

○議長（細川雅子） 総務部長。

○総務部長（中村一誠） すみません、はっきり伝わらなくて申し訳ございません。

要は小方地区のまちづくり基本構想というのをつくってまして、そこではゾーン分けというのをしております。基本的にはこれに基づいて市のほうも施策のほうを考えていくということになります。

そういったことを考えていく上で、一時的に貸すということ、さっき言いましたように10年ならまだしも20年という長期に貸すというのはなかなか難しいと。ただし貸すのにも、施策に合致するような貸し方であれば可能であると思うんですけども、その辺は実際にどういうふうな要望があるのか、そういうのを見極めながら対応していくしかないかなと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） だから基本的なものはゾーン分けがあって、あとは個別的なことは個別を見てみないと何とも言えませんよっていうことでいいですよ。それは当たり前ですよ。それは当たり前の話ですから。私は、それで結構だと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続きまして、10番、和田芳弘議員。

[10番 和田芳弘議員 登壇]

○10番（和田芳弘） 清誠クラブの和田でございます。

空家対策について問います。

空き家の問題について、会派として問題意識を持って取り組んでまいりました。その理由は2つあります。

1つ目が空き家を定住促進のための資源として捉えることです。まだ使える空き家は賃

貸であれ購入であれ、すぐに活用できる資源でございます。現在、本市にお住まいの方や市外に住んでいる方が住まいを探している方のニーズを的確に捉え、施策につなげることが大事だと思います。

2つ目が、市民の生命と財産を守ることです。老朽化した空き家は、景観や環境に悪いだけではありません。犯罪や事故の原因にもなりかねません。所有者の責任で管理することは前提ですが、市が危険性を認識しながらいつまでも放置しては、市民の理解を得られません。

以上の2つの理由であり、6月定例会に続いて、この2つの視点での一般質問をいたします。

まず1点目、6月定例会での一般質問で、空き家の利活用について、啓発チラシや固定資産税納税通知書にチラシを入れたり、住宅金融公庫と連携企業が取り組んだりしているが、大竹市空き家バンクの登録はゼロ件でありました。現状打開のため、施策の必要性を感じました。令和2年6月市広報において、大竹市空き家バンクの紹介などをしましたが、いまだに登録はゼロと聞いております。平成30年度から始めている大竹市空き家バンクの制度ですが、登録が進まない現状を市はどのように捉えていますか。また、理由はどこにあるのでしょうか。

6月定例会において今後の対策を検討していきたいとの御答弁でございましたが、どのような対策を考えておられますか。

続いて2点目です。

私は6月定例会のとき、所有者に空き家についての意向調査をしてはどうですかと提案いたしました。そのときの答弁で、所有者または納税義務者に意向調査を送ることはできるとのことでした。空き家の所有者は全件把握できていますか。所有者のいない物件があるのでは。納税義務者は全件把握できていますか。状況を教えてください。また、これら空き家の固定資産税は、全額納められていますか。収納率と納めてない件数が分かれば教えてください。

続いて3点目です。

特定空家について問います。

6月定例会での御答弁では、特定空家等の候補が11件、そのうち指定したのは4件、残りの7件中1件が解体済みなので、現在候補としているのは6件でございます。この6件について所有者の把握に時間を要しているとのことでしたが、その後どのようにになりましたか。スケジュールをつくって、もっと計画的に対処すべきだと思いますが、お考えを聞かせてください。

また、既に指定している2件ですが、スピード感を持って進めるべきだと考えております。大型の台風などで瓦や壁が飛んだり崩れ落ちたりしたら最悪です。市民の命に関わります。残された時間は多くないと思います。6月時点で指導、助言にとどまっているようでしたが、時間との競争だと思っております。それについてどのようにお考えでしょうか。

今まで特定空家候補についてお尋ねしましたが、これら建築物の老朽度・危険度のDランク、Eランク以外でも、時間の経過によって風雨にさらされ、状態が悪くなる空き家が

出てきます。これからの空き家の今後の対策についてもお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

壇上での質問を終わります。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 私の権利と公権限、そのはざまに立ちまして、人口が減少していく我がまちの中で、大変解決の難しい空き家バンクの問題でございます。このことについて取り組んでいただきますことをありがたく思います。

それでは和田議員の御質問にお答えいたします。

まず、空き家バンクについてでございます。本市では、平成27年に宅建協会と協定を締結し、空き家の流通を促進することを目的に、空き家バンク事業を開始いたしました。平成30年には空き家所有者と居住希望者とのマッチングを目的とし、市単独で空き家バンクを創設いたしました。空き家所有者などから相談があった際に、空き家バンクへの登録を促したり、ホームページで周知を行ったりしておりますが、現在も登録物件がない状態が続いております。

登録物件がない理由として、市場性の高い売れる物件は空き家バンクへの登録ではなく、民間事業者で流通しているためと考えております。人口減少が進む中、空き家の増加をとめることは困難ではありますが、空き家対策の一環として空き家バンク制度は少なからず効果があると認識しており、今後も十分検討してまいりたいと考えております。

続いて、空き家の所有者と納税義務者の把握についてでございます。

平成29年度に実施した空家等実態調査により、573件の空き家を把握し、そのうち判定可能な空き家562件について不良度判定を行い、5段階にランク分けをいたしました。老朽度・危険度ランクD、Eの52件の空き家につきましては、現地調査を行って、所有者と納税義務者を調べましたが、一部所有者が不明のものもあります。また、残りの510件の空き家につきましては、危険な空き家ではないため調査しておらず、所有者の把握はしておりません。また、固定資産税は、土地や家屋の固定資産を所有する納税義務者に課税を行うものでございます。課税担当課では課税事務に直接影響のない空き家情報を管理していないため、空き家に限った固定資産税の収納率及び未納件数については、把握しておりません。

なお、納税義務者が亡くなられた家屋などについては調査を行い、相続人代表を指定して納税通知書を送付しております。

最後に特定空家等についてでございます。

本市では、指導・助言先である所有者を確定した上で、特定空家等の認定をしております。特定空家等候補6件のうち1件は、空き家所有関係者との協議により解体していただくことができました。残り5件については引き続き所有者の把握に取り組んでいます。

また、特定空家等に認定し、解体されていない3件についても、スピード感を持って進めるべきではないかとの御指摘についてでございます。市としては所有者本人に建物を解体していただくことを基本とし、指導・助言による解体の働きかけを続けていきたいと考

えております。

しかしながら、所有者の対応に変化もなく、建物の損壊などが著しく公衆への影響が大きく、緊急性が高まる状態が確認されるなどした場合は、次のステップである勧告・命令・代執行への移行もやむを得ないと考えております。

また、ランクD、E以外の空き家の今後の対策についてでございます。毎年、固定資産税納税通知書に、空き家の適正管理などに関する啓発チラシを送っています。平成30年には調査リストにある空き家所有者に対して、空き家に関するパンフレットを送付いたしました。これらの取り組みは今後も継続していこうと考えております。

なお、ランクA、B、Cの空き家510件のうち、市が把握しているだけでも42件が解体されています。空き家調査のランクづけを行ってから数年経過しており、適正管理をされていない場合は、老朽度が進んでいる心配もでございます。空き家の調査も5年を目安に再調査することで、空き家のランク変動や状態の把握・分析ができるのではないかと考えております。

以上で和田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 和田議員。

○10番（和田芳弘） 大竹市の空き家バンクに登録物件がないということですが、これは大竹市と専門の今の民間業者が取り扱っている物件に関しては大竹市は関与しないというのを聞いております。しかし、この大竹市が、民間業者が取り扱ってないのは取り扱わないということではなく、全部のその空き家に対して大竹市が一応関与して把握する、これがすごく大事だと思うんです。これはほかの市町でもそういう民間業者でやっている市がありますし、ぜひこれは大竹市もその民間業者と協力して、進めてください。

それともう一点、先ほど言いましたように、所有者、納税者の方にその空き家をどうするか、これからどうしますか、売るなり貸すなり、それをぜひ大竹市が把握してほしいんです。今、大竹市全体で約1万2,000件の家がありますが、現在の空き家の573件のうち、所有者が分からない家が多少あると聞いております。これは各自治会に聞いたら少しは調査して分かるんだと思うんですがね、そういうのはどうお考えでございますかね。よろしくお願いします。

○議長（細川雅子） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 1点目の御提案というか御質問でございます。

空き家バンクの登録に民間業者の取扱物件を含めたほうがいいんじゃないかということでございます。市のほうとしましては、民間不動産業者の物件をホームページで見られるようにするという点については、民業圧迫等の民事介入の問題がないかどうか確認して、そのあたりは十分検討した上で判断して取り組みたいと考えております。

続きまして、空き家の意向調査に向けて所有者が確認できない物件に対して、自治会とかの地域の方にも聞いてはどうかということでございます。当然そういうことも、お聞きしてみることはあります。ただ、基本的には空家等対策の推進に関する特別措置法で、固定資産税の情報が必要だった場合に、市民税務課に家屋等の所有者情報や納税義務者の情報を提供していただくことは認められていますので、そちらのほうからそういう情報を取

り入れて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 和田議員。

○10番（和田芳弘） 空き家の利活用についてで、もう一度聞きます。

地域振興や定住促進などを包括した取り組みがされているようですが、広島県においても実績を挙げている市町村が結構あります。本市もまちづくりや定住促進の取り組みの中に位置づけて取り組んだほうが幅が広がると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 空き家の問題につきましては、先ほども申し上げましたように個人の財産に関する問題でございます。公権力でもって短期間に解決を図るということは大変難しいと考えております。ただそう言いながらも、空き家バンクの情報は空き家の処分を検討している方へ登録の手続を紹介するとともに、大竹市での定住を希望している方に登録された空き家の情報を提供できる、そういうものだと思いますので、積極的に提供できるようにしてまいりたいと考えております。

人口減少が進む中で、Uターン、Iターン、Jターンなどの移住者を呼び込むことは、空き家の利活用の一助になると考えております。移住への補助、地域での受入れ体制など、様々な問題が想定をされますが、本市では市外から働きに来ている方が新居を探したいと思ったときに、また、家を建てたいと思ったときにはぜひ本市を選んでもらいたいという考え方の下に、定住施策を、一生懸命に行っており、これからもそれをやってまいりたいと考えております。

最近の情報ですが、東洋経済新報の住みやすさランキング2020では、おかげさまでまた広島県ナンバーワン、朝日新聞が発行しておりますAERAの特集記事「コロナ時代の移住先ランキング」で、大竹市、全国8位でございますので、そういうことを情報発信しながら積極的に大竹市に来ていただくこと、これからも空き家を利用していただくことをやってまいりたいと考えております。

○議長（細川雅子） 和田議員。

○10番（和田芳弘） ぜひよろしく願いいたします。

最後のもう一点、特定空家なんですけど、この空き家、建築物の老朽度・危険度ランクで言えばD、Eですよ。倒壊のおそれがある空き家。こういうのを、まだ今の11件とは別に結構あると思うんです。これを何か市や県で条例などをつくって、危険な空き家を早急に勧告、命令はもちろんしなくてはいけないんですが、最終的には、それまでに2年、3年、5年とかかるんでしたね。もしそういう空き家に対して危ないときに市がどういう対応をするんですかね。そこを聞かせてください。

○副議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 今御質問の件ですが、建築物の老朽度・危険度ランクD、E以外の空き家については、市としては危険な空き家ではないという認識を持っております。ただ、先ほど答弁しましたように、時間の経過に伴いましてそういったものが古くなって



いく、危険性が増してくるというものはあるかもしれませんが、そこも実態調査をしてみないと分からないところはございますが、そういったことが発生した場合におきましては、恐らく和田議員が求められているものは、何らかの緊急措置対策というようなものなのかなということになると思いますが、市のほうとしましては、現状としましてはあくまでもその建物については個人の施設なので、個人のほうで直してもらうように、またそういうのが発生したらそういうふうなことを直接お願いするかという対応を取っております。公道とかそういうところに影響があるということになりましたら道路管理者等、公園であれば公園管理者のほうで安全に市民の方が使えるよう対策を取っていきたいという状況でございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 和田議員。最後です。

○10番（和田芳弘） これは要望なんですけど、私たち団塊の世代、もう70歳か75歳になります。それで私たちの若い頃は、昭和50年前後では、家を建てる、一軒屋を建てる、車を買う、これは私たちの夢でした。それが現在、もうある程度年を取って、子供が大きくなって家を出ていく、老夫婦だけで家に住むとか独りだけで住んでいる家が、結構大竹市にあるもんですよ。これからは、私ら団塊の世代だからもう10年、15年、20年ですかね、必ず空き家は増えてきます。これは目に見えております。これを今後どうするか、今から把握して対策を取っていかなければ、大変なことになると思うんですよ。ぜひこれを、今からしっかり担当の職員の方、考えてください。よろしく願いいたします。それが要望です。お願いします。

終わります。

○議長（細川雅子） 続きまして3番、原田孝徳議員。

〔3番 原田孝徳議員 登壇〕

○3番（原田孝徳） くろがねの原田でございます。よろしく願いいたします。

今回は人口減少、安心・安全、優先順位につきまして、小方・玖波のまちづくりと中山間地域の防災、そして新町雨水排水ポンプ場の問題を例に質問をさせていただきます。会派の先輩議員と内容が一部重複するところがあるかもしれませんが、できる限りそうならないように努めてまいりますので、御答弁のほうよろしく願いいたします。

さて、人口減少がとまりません。昨年全国で約50万人もの人口が減少し、減少率は最大となりました。本市におきましてもこの流れを受け、今後減少の加速が予想されます。そこで今回は人口減少をキーワードに、安心・安全と優先順位について問います。

人口減少問題の打開策につきましては様々な議論があると思いますが、私は大きく2つ。1つは人口減少を食い止めるための策を講じること。もう一つは市民に住みたい、住んでよかったと感じる町だと実感してもらうための安心・安全の提供。この2つをハイブリッドで推し進めることが、人口増加、もしくは人口減少をより緩やかなものとしてくれるものと考えております。

ではまず、人口減少を食い止めるための策としまして、本市の場合、小方地区のまちづくり基本構想、以下、小方まちづくりと言います。これがありますが、にぎわい創生とい

う意味におきましても大変重要な事業であると考えております。

しかし、小方地区は、本市の発展の象徴とも言うべき場所であり、この事業の成功に本市の命運がかかっていると言っても過言ではなく、先ほど住みやすさランキング広島県でナンバーワンであるというお話がありましたけれども、そうなりますとなおさらであると思います。

このまちづくり基本構想が計画どおり進みますと、本市の人口減少問題の起爆剤ともなり得ますし、イメージアップにもつながるかもしれませんが、しかし、うまくいかないと衰退に拍車がかかることも考えられ、もろ刃の剣とも言える事業ではないかと思えます。

したがって、スピード感はもちろん大切ですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経済状況や生活態様の変化も考えられることから、改めて人口の推移や周辺地域のリサーチ、また、地域の特性に即したニーズといったものを再考すべき段階に来ているのではないかと思います。

次に、市民に住みたい、住んでよかったと感じる町だと実感してもらうための安心・安全の提供につきましては、具体的に3つの例を挙げてみたいと思います。

まず、小方まちづくりとの対比で言いますと、玖波地区はどうなのでしょう。先輩議員が一般質問で、玖波地区の人口減少が著しいという内容の質問をしておられましたが、玖波駅の西口について言いますと、にぎわいの拠点となり、まちの活性化につながっているということは、現状感じられません。ただ、玖波地区は宿場町として栄えた歴史があり、開発がしにくい町の形態であるということもその理由の一つにあるのかもしれませんが、実際、日常生活に不安を訴える高齢者もいらっしゃるため、住民の意見を聞きながら古い町並みを守りつつ、あるいは生かしつつ、安心できるまちづくりを考える必要があるのではないのでしょうか。

続いて中山間地域の防災についてです。防災に中山間地域も沿岸部ありませんが、今回特に中山間地域を取り上げましたのは、この夏の熊本県人吉市の豪雨災害など、30年に一度と言われる大災害が毎年のように頻発している現状から、道路が寸断されると、状況によっては孤立状態になってしまい、救出活動などに遅れが生じ、救える命も救えなくなることはあってはならないことですし、高齢化率も高いことから、これまでも十分にそういう防災について取り組まれたとは思いますが、これまで以上に自治会など地域との連携を図りながら、想定外の事態への備えをしておかなければ、災害に強い本市のイメージをも損ねかねないため、住民の安心・安全への対策の準備を今後も万全を尽くすことが、より求められておると思えます。

3つ目は、新町雨水排水ポンプ場、以下、新町ポンプ場と言います。この問題であります。先ほどの一般質問の中にもありましたけれども、この夏に行われました議会報告会では、この問題で議論が紛糾しました。しかし、住民の立場に立ちますと、その気持ちは察して余りあるものがあります。雨が降るたびに不安を抱きながらの生活が長期間続いていること、そして、遅々としてこの問題が進展しない現状は想像以上のストレスでありますし、ピークを乗り越えて怒りになるのもうなずけます。この状況が改善されなければ、例えば線状降水帯が居座り大雨が長時間降り続くような事態が発生したとき、人命に関わる

ようなことも容易に想像ができますし、そのようなことが起こったときには、天災ではなく人災ではなかろうかと批判されるおそれもあると思います。

市としまして、懸案事項として頭を痛めている問題であるのかもしれませんが、市の思いと住民の思いとの間にはかなりの温度差があるように感じました。住民の気持ちに寄り添う丁寧な説明と信頼関係の構築に努めなければならないと考えております。

このように考えてきますと、人口減少問題の打開策をハイブリッドで推し進めようとした場合、それぞれに問題が山積していることは先に述べたとおりでございます。人口減少問題、にぎわい創生の基本は、人を育み大切にすることだと私は考えております。例え人口減少に少しでも歯止めがかかったとしても、市民に住みたい、住んでよかったと感じるまちであると実感してもらえないようでは、常に市民の幸せを考えている市長の思いは遂げられないのではないのでしょうか。

そこで小方まちづくりは、それらをトータルとしてよい方向に導く可能性を秘めていると思いますが、それとともに玖波地区の人口減少や中山間地域の防災、新町雨水排水ポンプ場の問題は、市民の生命、財産、生活の確保に暗い影を落としており、本日の一般質問の中にも出ておりました、教育や空き家の問題など、これら全ての問題を含め、安心・安全という観点から、どのような優先順位で事業やその解決方法を考えているのか、市長の率直な思いを聞きたいと思っております。

壇上での質問は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 第5次総合計画で掲げる住みたい、住んでよかったと感じるまち、いいまちというのはどんなまちなのかということ、議員と同じように、日々思い悩んでおります。問題点を指摘していただきましてありがとうございます。

それでは原田議員の御質問にお答えします。

人口減少問題は将来の国の在り方そのものにまで影響する状況となり、日本全体で取り組むべき問題とされております。本市におきましても、人口減少を避けられない問題と捉え、人口減少を食い止める、あるいは減少スピードを緩やかにする対策を実施することで、人口減少の克服と地方創生を実現するため、平成27年度に大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、まち・ひと・しごとの各分野で掲げた施策に取り組んでいるところでございます。

小方地区のまちづくり事業も、総合戦略のまちの分野に位置づけ、旧小方小学校・中学校の大規模未利用地を有効に活用し、JR新駅を核とした魅力的なまちづくりを行うことで、住環境やにぎわいを創出するための取り組みでございます。

日域議員の御質問でお答えをいたしました。小方地区のまちづくり事業の進捗状況については、平成29年3月に小方地区のまちづくり基本構想を策定以降、大きな進展がない状況でございます。今後、具体的な事業化に向けて検討する際には、議員御指摘のとおり、現地や周辺状況、さらには社会情勢も変化していることが考えられますので、それらを再度確認し、事業効果をしっかり検証した上で取り組むなど、慎重に検討してまいりたいと

考えております。

次に、今住んでいる市民が、住みたい、住んでよかったと実感してもらうための安心・安全なまちづくりについてでございます。まず、玖波地区のまちづくりにつきましては、小方地区のJR新駅を前提としたまちづくりと比べますと、事業規模こそ違いますが、玖波駅西口駅舎維持管理事業を、総合戦略のまちの分野に位置づけて、玖波駅の利便性向上に取り組んでまいりました。

この事業の成果を計る指標である玖波・黒川地域の住宅新築戸数は、平成28年度は19戸、平成29年度は11戸、平成30年度は23戸、そして、令和元年度は20戸と、いずれの年度も目標値として設定している5戸を上回りました。

また、もう一つの指標である玖波・黒川地域に転入、転居した人数は、いずれの年度も前年度比300人を超える累計数となり、260人ずつ増える見込みで設定した毎年度の目標値を達成いたしました。この類型人数は、玖波・黒川地域への転入、転居者のみの累計のため、他の地域へ転出、転居した人の数は考慮していません。玖波・黒川地域に向かって住まいを動かした人の数の傾向と捉えていただければと思います。

もちろん新築戸数や人口の増加傾向が見えるのは一部の地域であり、議員御指摘のように、玖波地区全体が人口減少傾向にあることに変わりはありません。その原因が、議員が分析されたように、開発がしにくいまちの形態にあるのかどうかは明確に判断できませんが、自分の住むまちに安心して住み続けていただき、住んでよかったと感じていただけるよう、市民の皆様の不安の解消に努めていかなければならないと考えております。

次に、中山間地域の防災についてでございます。

近年、数十年に一度と言われるような大きな災害が頻発しており、想定外という言葉が通用しなくなってきております。本市でも大雨による土砂災害や河川の氾濫、大型台風による広域被害、さらには南海トラフ巨大地震発生による未曾有の災害も想定に入れておかなければなりません。市民の皆様の生命や財産を守るために行政として最善の努力を行い、安心して住み続けられるまちづくりを進めていくことは、市の施策の中でも重要な位置づけでございます。

中山間地域は議員が懸念されておられますように、土砂災害発生の危険度が高い山や谷川のそばに住居が多い場所では、避難路が閉塞され孤立した場合の食糧などの備蓄品の確保や、安全な避難場所の整備が重要であると考えております。しかしながら、居住区域が広範囲であることもあり、なかなか重点的な対応ができないことも事実でございます。

まずは、自らが命を守る行動をとっていただくために、災害が起きる前から避難を開始することや、各家庭での備蓄品の確保など、個人個人ができることから始めていただく必要があることをしっかりとお伝えしていきたいと考えております。

また、これは市内全体で言えることでございますが、市が指定した避難場所だけが避難できる場所ではございませんので、災害の種類や状況に合わせた安全な避難場所を確認していただくことや、災害の警戒レベルなど市から出される避難のタイミングを示す情報などを確実に把握していただき、身を守る行動につなげていただきたいと思いますと考えております。

次に、新町雨水排水ポンプ場の整備についてでございます。先ほどの日域議員の御質問

に対する答弁と重複するところがありますが、あらかじめ御容赦いただきたいと思います。

新町雨水排水ポンプ場は、元町地区から小島潮遊池に至る大竹1号雨水幹線水路のおおむね中間付近に、元町地区や本町地区などから流下してくる雨水排水を直接小瀬川に排水する目的で、昭和51年に下水道事業雨水計画に位置づけ、以降、平成17年と平成27年に、ポンプ場敷地の変更や雨水排水系統の一部変更などを行い、現在に至っております。

これまで本市では汚水管渠の整備を優先して事業を行ってまいりましたが、汚水管渠の整備が平成30年度でおおむね完了し、整備率もほぼ100%となったことから、雨水事業の一つである新町雨水排水ポンプ場などの整備について検討を始めております。

現在は、ポンプ場の整備に伴う河川の占用について協議を進捗するよう準備を行っておりますが、ポンプ場及び排水路の整備には、関連する道路整備も含め多額の費用が見込まれ、大変大きな事業となります。

近年、全国各地で多発しております大雨災害の状況からも、浸水対策、内水排除対策が重要な事業であると認識しておりますが、一方で雨水排水を含む下水道施設に関しましては、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進んでいる既存の下水処理場やポンプ場などの更新整備も行っていく必要がございます。

新町雨水排水ポンプ場の整備に当たっては、こうした既存施設の改築・更新事業など、他の事業の状況も勘案しながら、また、必要人員などの実施体制も整えた上で、計画的に進めていく必要がございます。少しずつではございますが、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

これらの施策・事業について、市としてどのように優先順位をつけて取り組んでいくかとの御質問ですが、それぞれの地域が抱える問題には、その地域が抱える固有の事情など、様々な要因や背景が複雑に絡み合っており、また、地域の中でも住民の皆さんそれぞれの価値観は異なります。行政が財源の有無によって優先順位をつけることは一見、簡単でございますが、地域の問題を解決するための施策や事業の価値や必要性に一律に順位をつけることは、容易ではございません。また、明確な判断基準もありません。

その中で今回、議員が取り上げてくださいましたとおり、市民の皆様の生命、財産を守ることは、行政が何よりも最優先に取り組むべきことでございます。市の収入の範囲ではございますが、できることから一步一步、着実に取り組んでいく必要がございます。ぜひ議員の皆様のお力、また、それぞれの地域の皆様のお力もいただきながら、より効果的な事業となるよう、職員みんなで知恵を絞って進めてまいりたいと考えております。

以上で原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 御答弁ありがとうございました。

予算やかかる時間、それから急がなければならないもの、それから慎重に進めなければならないいろいろな問題が多岐にわたると思います。その中で再度検証しながら慎重に検討していくということは、本当に私も同じ意見でございますので、市長のお考えはよく分かりました。

ただ、例えば人口が100人増えたとしても、1人の大切な命が失われたりとか、安心・安

全に暮らせないまちになったのでは、本当の意味での人口減少対策にはならないのではないかと考えております。何かの犠牲の上になちが成り立つことのないように、私も一議員としまして、これからしっかりチェックしてまいりたいと思っております。

ここからは、小方まちづくりと新町雨水排水ポンプ場について、質問させていただきたいと思えます。

小方まちづくりに関しては先ほどもお話ししましたように、本市の人口減少問題の起爆剤ともなり得る有効な事業であると考えておるんですけれども、行政が行う事業において、甘い見積りでいろいろな事業が頓挫したりとか借金だけが残ってしまうケース、そういうことも多く見られるのではないかと考えております。

そこで本事業におきまして、この構想の段階から本市の人口をどの辺りに設定しているのかということと、にぎわい創生という観点からどこまでの市町をターゲットとしているのか。先ほど道の駅とか、この、小方地区のまちづくり基本構想、温浴施設などの記述もありました。そうすると、やはり本市だけの今の人口の中で、にぎわい創生というのをつくり上げようというのはなかなか難しいのではないかと考えております。

どこまでの市町をターゲットとしているのかということ、本市だけではなくてそのターゲットとしている市町の人口の推移というものをどのように分析されているのか。あとにぎわいというどうしても土曜日とか日曜日とか、週末になるのではないかというふうに考えますけれども、その昼間の人口がどのぐらいあると想定されているのか。さらに小方駅の構想もありますけれども、地区の住民でさえその実効性と将来への不安を疑問視する声が、議会報告会の中でもありました。

そこで、この設定人口がどうかにもよると思うんですが、その設定人口から、小方地区のほうの人口とこの3つ駅ができるわけですから、その乗降客数というものをどれぐらいと見込んでいるのかということをお教えいただきたいと思えます。

それから新町雨水排水ポンプ場についてなんですが、これまで、先ほどからの一般質問の中で十分に御説明があったと思えますので、もし補足や何か言い忘れていたこととかもしありましたら教えていただきたいのと、これは事前にお話をしなかったんですが、先ほど来話を聞いてますと、なかなかいつできるかというのは、ここで確約することはとてもできるものではないと思えますけれども、どのあたりまで計画が進めばその先どれぐらいでできるのかと。ある程度計画して、それが順調に進んで、どのあたりまで行けばその先がある程度見えるのかということがもし分かるようでしたら教えていただけないでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 副市長。

○副市長（太田勲男） まず、小方まちづくりの件でございますが、今総合戦略等、資料を持っておりません。2万数千人に落ち着けばいいなど、人口減少の減るペースを落とす、一定のところに来たら大竹市というまちはそれだけの人を養える、雇用するまちだということだと、推計で考えております。

それと小方駅の実行性でございますが、これは現在、大竹駅周辺整備事業をやっております。大竹駅の方向性はある程度もう出ておりますし、財政的にも出ていますと決まってお

ります。今から小方駅については、一度に両方というのはできませんので、まず、大竹駅の各年度の事業計画を見ながら、JRとは初期の話は一応できて、小方駅というのは実現の可能性はありますというような返事はいただいております。

しかしながら、その駅の実現性、駅にかかる投資額は全て大竹市の負担という話にはなっております。請願駅というんですね。

それと、流入人口の考え方でございます。現在、土日祝日を除きました流入人口は、流入のほうが多い、珍しい約2万8,000人の市でございます。それを現状維持があって、その土日等につきましても流入人口が同じような考え方で染めていけば、にぎわいの創出になってくるのではないかと考えています。

現在、晴海臨海公園の大型遊具と、そして周りのスーパー、いろいろなお店が出ております。このあたりから、土日祝日にどの程度人が今から集まってくるか。現状では広島市西区、岩国市、柳井市のあたりからも、大竹市には土日祝日にはかなりの方が見えているように考えております。

それと一概には言えないんですが、小方駅の乗降人口でございます。小方駅が三千数名で、現状では3,500人を超えるぐらいの数字で検討してると思っておるんですが、そうなりますと負の可能性でございますが、大竹駅、玖波駅が減ってくるというようなところをトータルで考え、先ほど言われました小方まちづくりで、小方地区にどれだけの人口増を見込んで今から計画を考えているかと、そのような感じになってくると思っております。

以上でございます。まだありましたら、また答えます。

○議長（細川雅子） 上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 新町雨水排水ポンプ場につきまして、今後、計画を進めていくに当たりましては、ポンプ場の概略設計、予備設計、測量調査、詳細設計など、事業実施に向けていろいろ手順を踏んでやっていかなければなりません。それに向けてまずは排出先である小瀬川に対して、どういった形でまず排出できるのかといったあたりがまとまりましたら、そういったところに入って行って、多大な予算を必要とすることから、交付金など国からの支援等を活用しながら実施していきたいとは考えておりますが、御質問の中でもおっしゃっていただきましたが、今明確にいつ頃ということが申し上げられないのは大変申し訳ないと思っておりますのでございます。

また、ポンプ場整備というだけにとどまらず、ポンプ場に至る、例えて言えば本町地区の今の開水路なども、狭い道路の横にあって改良が簡単にできる状態ではないといったところとかございます。そういったところを少し支障なく何とかできるのではないかとということで、以前お示ししましたように一旦小学校、旧186号線ですよね、あちらのほうに水路を送っていくという案を、一旦計画としては示させていただいておりますのでございます。

これは大竹市内には企業の工業用水がございまして、狭い水路の横にある道路の中に工業用水が2本入っておったり、大竹市の上下水道も入っておったり、そういったところを水路を広げるためには動かすということは簡単にいかないもので、そういったところで一旦基本的な計画は立てておるといったこととさせていただきます。そういったところを下流の出口から

まず考えていきながらも、トータルで考えていきたいということで、ごめんなさい、お答えになっているかどうか分かりませんが、答弁に代えさせていただきます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

小方まちづくりに関しましては、やはり当然構想をこうして掲げている限りは、当然図面を描いたりとかいろいろ公金が使われているわけで、少なくとも駅については、数字的な裏づけは当然必要ではないかと考えております。

小方地区の人口は9,000人ぐらいであると予想されているんじゃないかと思えますけれども、本当に単純な計算で、これは合ってるかどうか分かりませんが、今、大竹市全体の人口からそのJRを利用している人の数を算出すると、大体5.5人に1人ぐらいの利用があるように感じられます。そうすると、9,000人となったらやっぱり1,600人から1,700人ぐらいになってくるんじゃないかと思えます。

ここだけを見ると1,600人ぐらい乗降客があるのであれば、やっぱり駅を造るべきというような、1,600人というのがなかなか難しい数字の判断ですね。3,000人とかなってくるともう大丈夫っていうレベルの数字ではないかと思うんですが、1,600人って非常に微妙な数字かなと思うことと、大竹駅と玖波駅という関連があります。大竹駅を今回新しくきれいにしますので、その乗降客が減ることになりましたら、せっかくきれいな大竹駅を造ったことに関しても、その駅だけが立派で実際利用されている方が少ないというんでは、少し寂しいかなというようなことがありますので、その小方駅、小方地区のまちづくり基本構想だけではなくて、恐らく皆さん、もちろん全体を見られてこのような構想を立てているんじゃないかとは思いますが、駅のことだけを言えば、少しそういう全体のことも考えると、本当に駅が必要なのかなというところを疑問に思いますので、やはりそのリサーチっていうのはやはりしっかりした上で駅の図面であるとかまちづくりの図面であるとか、そういうものをつくる必要があるのではないかなと私は感じております。

先ほど副市長のほうから、広島市西区のほうからも大竹市のほうに来られている方がいらっしゃるという話がありましたけれども、そうするとやはり広島市内とかそういうところにはない、何か大竹市にしかないような魅力のある、にぎわい創生という意味におきましては、特に大竹市に行かないとないんだよと、大竹市に行けばこんな楽しいところがあるんだよ。というものが無いと、なかなかその広島市内からわざわざ大竹市までっていうのはなかなか見込めないと、持続的に見込めないと感じますので、そのあたりもしっかりリサーチとか、ニーズというものを把握して前に進めていってもらいたいと思います。

先ほどまち・ひと・しごとというお話が出ましたけれども、小方まちづくりの中の宮島口アンケートというところが気になったんですけど、これだけすごく大きな事業を考えていらっしゃるんですが、この宮島口アンケートというのが回収票数というのが97票ということで、これで何かニーズの把握が十分にできたという解釈なのか分からないんですが、97票で本当にそのニーズが把握できたのかどうかっていうところが十分ではないんじゃないかと、私は思いました。

ただ、今回のテーマに関しましては、安心・安全と優先順位ということですので、この



問題について深く掘り下げることにはしませんけれども、ここまでの話を聞く限り、不安な気持ちを抱いたのは私だけではないような気もいたします。もし今の私の質問というか意見の中で何かありましたら、お答えいただきたいと思います。

それから新町雨水排水ポンプ場の件なんですけれども、これは先ほど会派の先輩議員のほうからも話があったと思うんですが、少しでもやはり変化、進展というものがありましたら、やはりなかなか、先ほどもお話しましたように、市の思いとそれから住民の思いというのが随分と温度差があったり、ギャップがあったりしている部分があると思いますので、何かその事業に進展がありましたら、ぜひ住民の皆様方に丁寧な説明をしていただければと考えております。

ですので、新町雨水排水ポンプ場に関してはこれで質問を終わらせていただくんですが、もし小方まちづくりのほうで何かございましたらお願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、安心・安全に対して大変不安があるというふうにおっしゃいました。大竹のまちは昭和26年ルース台風で小瀬川が氾濫をして、外水が中に入り込み、大変な被害を受けました。それから先輩方は小瀬川ダムを造り、また、その後に弥栄ダムを造り、小瀬川の堤防は全部コンクリートで押さえております。そして、土砂災害に関しましては、危険な急傾斜地も栗谷地区、阿多田島を含めて95%危ないところは全部コンクリートで押さえることに、先輩方はしてくださっております。そして、危険ないわゆる砂防河川につきましては、もう七十数か所砂防堰堤を築いて、また、それをずっと続けております。そういう意味で、大竹のまちは大変先輩方が安全な町をつくってくださっているということはぜひ、お互いが認識していきたいと思います。

ただ、残念ながら、内水に関してはそういうふうに急傾斜地等それぞれの危険についてずっと営々とやり続けたので、遅れておりました。そのことを今から手をつけるということで、栄町地区で大変よく水につかっているところについては水路を少し広げるとか、立戸地区でいつも水につかるところはまたそこで内水の工事を始めるとか、順番にそれぞれやっております。その中で新町雨水排水ポンプ場についても確実に進めていくということ、そのこともぜひ御理解をいただきたい。そして、大竹のまちは決してよそのまちに比べて不安全なまちでないということについても、ぜひ御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 副市長。

○副市長（太田勲男） 宮島口アンケートというのは、宮島口の駐車場で職員、コンサルも含めてだったんでしょうけど、これは小方駅が観光分野にどのように影響が出るかというようなアンケートだったと思っております。これは97人のアンケートで、それを全てうのみにして動くようなことは、決してないと思っております。

また、小方駅を造るかどうか、今から晴海地区にも県有地には、公表されておる計画では美術館というようなお話も出てきております。その中で旧小方小学校・中学校跡地と小方駅の人の流れ、人の動線をどのように考えていき、小方駅を活用していくのか、もうできたときですね。そして、小方駅の周りにどれだけ付加価値をつけ、住宅地としてこれか

ら人口増を考えているか。いろいろな面でまだ小方まちづくり、小方地区についてはまだ夢のある地区だと考えております。唯一広大な土地が残っております。バス停もございません。座して死を待つという言葉がございますが、そのようなことがないように、前を向いて進んで、大竹市の発展のために小方地区を生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

新町雨水排水ポンプ場の件につきまして、丁寧な御説明を市長のほうからも、それから担当課の方からもいただきまして、もちろんこれで皆さん住民の方が納得するという問題ではないかも分かりませんが、やはり十分なその説明が聞けたということに関しては、一つ大きな前進であると考えております。

それから小方まちづくりに関してですけれども、私も大変期待しているこの構想でありますので、慎重に議論を重ねながら、そういう数字的な裏づけもしっかり取りながら、ニーズも把握しながら、せっかく広島市とかそういうあたりまでフィールドを考えていらっしゃるんであれば、先ほど言いましたようにやはり大竹市にしかないもの、大竹市の魅力を存分にらせるようなにぎわいの町をつくっていく必要があるんじゃないかなと考えました。ありがとうございます。

昨年の12月定例会の一般質問のほうで、障害のあるお子さんをお持ちの親御さんが、大竹市の中にまだ十分に環境が整ってないということで、他市のほうに転居した例を出しましたけれども、人口減少問題というのは、増加策というのももちろん大切になってくると思うんですけれども、本市のような小さな町の場合というのは、やはり流出を防ぐということも非常に大切なことではないかと考えます。安心・安全というものを基本目標として、定住の地として本市を選択してもらうためには、生活環境への不満を少しでも緩和する必要があります。そのようにうたっている以上は、そこに不満を抱いて町を離れていく市民がいるっていうことは、町にとって本当に大きな損失であると思うし、不幸なことであると思います。

ただ、まちづくりや防災とか、それから雨水排水の問題というのは、今日も市長及び担当課の方からもお話がありましたように、そこだけにスポットライトを当てるということは難しい。大竹市全体で物事を考えないといけない。その中でどういうふうな優先順位をつけていくかということも一つ考えていかなければならない。ただ、その優先順位というものも、上から順番にということではなくて、様々なことを考えながら、どの事業からやっていけばいいのかということのを慎重に、でも、スピード感を持って考えなければならぬという問題であるということのを改めて今日、この場を借りまして勉強をさせていただきました。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大で地方が見直されているか、これから見直されてくるのかだと思んですが、首都圏とか大都市から移住ということもこれから考えられるのではないかと思います。考えておかなければならないというふうにも思います。

その受入先としまして、本市がまちの魅力これから伝えていく上におきまして、動画

であるとか画像であるとかSNSといったネットワーク環境、こういうものすごく大切だと思えます。しかし、やはり今住んでいる市民の方々が幸せを実感できる町であるということをお口コミしてくれることこそが、最大の広告であると考えております。

このことを申し添えまして、この質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は15時といたします。

~~~~~○~~~~~

14時45分 休憩

15時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて6番、小田上議員。

〔6番 小田上尚典議員 登壇〕

○6番（小田上尚典） 6番、清誠クラブの小田上です。今回も前向きな一般質問となるよう努力しますので、よろしくお願いいたします。

通告に従い、公共交通の経路検索から見るオープンデータの今後についてと、公共施設における公衆無線LANの整備、活用について2点伺ってまいります。

まずはオープンデータについてです。

皆さん、オープンデータという言葉、御存じでしょうか。ここ最近はビッグデータやスモールデータなど、様々な名称があふれていますが、オープンデータとは、国や地方公共団体などが保有するデータを民間が利活用できる形式で公開することを指します。

本市においても現状、ホームページ上で様々なデータが公開されていますが、これは用途を想定した公開の方法であり、オープンデータとは言えません。オープンデータとは、データの種別は国が基本となる指針を示しており、様々な用途に利活用できるデータ形式にならなければならないのですが、端的に言うと、用途を限定せず容易に編集、加工といった二次利用が可能なデータの公開方法だということです。

このオープンデータ、官民共同の推進を通じた課題の解決や行政の高度化、効率化など、総務省は意義、目的として挙げています。ここまでお話ししてもぴんとこないと思われるので、具体的な例を挙げてみます。

大竹市には、JR山陽本線や大竹栗谷線、坂上線のような路線バスに加えて、市街地を運行するこいこいバスという幹線バスがあり、さらに複数の地区において、幹線交通と住宅地とを結ぶ支線交通の運行がされています。では、幹線バスである、こいこいバスにいつでも乗れるか確認しようとしたとき、皆さんは何で調べるでしょうか。手元に時刻表があれば時刻表で調べたいと思えます。もしなければ、こいこいバスとネット検索すれば、市のホームページ上にある時刻表のPDFを見ることができます。こいこいバスは、大竹駅から玖波駅方面、玖波駅から大竹駅方面の2種類があり、停留所は18か所あります。こ

これから目的地への経路を自分で調べていくわけですが、では、大竹駅から市役所に行くために、全く事前情報のない段階ではどんな壁があるでしょうか。

まずは、こいこいバスの存在を知らないと、時刻表にたどり着くことができません。既存の利用者や御存じの方も多と思いますし、少し丁寧に調べれば分かることではあるのですが、すぐに見つけることができないという状況であると言えるはずです。

内閣府が2016年に行った公共交通に関する世論調査によると、出張先、旅行先での公共交通機関の経路などを調べる場合、近距離の鉄道でインターネット等の経路検索サービスを使う人の割合が56.6%と、最も高くなっています。しかしながら、中小事業者やコミュニティバスが乗換案内で検索できない状態が、今も多くの地域で続いています。

この結果で最も利用頻度の高かった経路検索サービスとは、グーグルマップなどの検索ツールのことですが、このグーグルマップの経路検索では、先月の中旬まで大竹市内路線は阿多田島フェリーしか表示されず、大竹駅から市役所までの経路は徒歩、所要時間33分と表示されていました。

しかし、現在は大竹駅から市役所までのこいこいバスのルート、11分の移動方法が表示され、非常に便利になりました。実際に便利になったと利用者からの声も聞くことができ、効果は既に出ているようです。一々時刻表を見たりPDFを開いたりせずとも、ルート検索に反映されることで、他の交通機関の乗換えを含めた検索が可能です。こいこいバスという名称が、情報を検索するための入り口から、検索結果という出口に変化しています。

これを実現させたのは、標準的なバス情報フォーマットというデータを活用したことによるものです。停留所の位置データ、時刻データ、料金など、担当課の地道な努力で丁寧につくり込み、グーグル社に提供したことにより実現されています。

2016年12月に、官民データ活用推進基本法が交付、施行され、都道府県には基本計画の策定義務が、市町村には努力義務が課されています。令和2年6月10日時点では、広島県内8市町が取り組みをしており、国は令和2年度までに地方公共団体の取り組み率を100%にすることを目標にしております。

この法律の中に、行政や民間がオープンデータを提供し、互いにそのデータを活用してもらおうという趣旨が入っていますが、ルート検索の結果を表示させるために作成した標準的なバス情報フォーマットも、国が推奨しているオープンデータの一つです。

今後の取り組みに期待したいのですが、官民データ活用推進基本法により努力義務が課されている基本計画の進捗状況はいかがですか。標準的なバス情報フォーマットを整備し始めた今が、主体的に取り組む好機だと思いますが、今後の展望も含めてお聞かせください。

2点目は、公共施設における公衆無線LAN、いわゆるWi-Fi環境の整備についてです。昨年、地域BWAについてお尋ねさせていただきましたが、これは地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信事業業務用の無線システム、簡単に言うと地域のインターネットです。

大竹市においても、今年から民間事業者による運用が始まっております。この地域BWAを活用したインターネットの無線ルーターを2台ほど無償で借り受けることができ、災

害時に活用できるように整備しておくというお話でしたが、平時にも活用していただくよう、以前の一般質問でお願いしておりました。その後どのようなようになったでしょうか。

加えて、公共施設における公衆無線LANの整備は、本年度GIGAスクール構想で小学生・中学生に全員分のタブレットを配付することが決まっている中では、非常に重要になってくると考えています。家庭でのWi-Fi環境の整備も重要な課題ですが、現状国の施策では、低所得者世帯への通信費相当額を支給などとあります。しかし、これは上限1万円ということもあり、私自身どの程度この支援策が有効なものなのか、疑問を持っています。今必要なのは、今までのルールに縛られることのない思い切ったICT環境の整備です。なぜ公衆無線LAN整備に予算が必要なのかを説明してこなければならなかった時代から、なぜ整備しないのかを説明する時代になってきたと思います。

ここまで公衆無線LANに目を向けてきた大きな理由は、災害時の情報提供のツールとなり得るからでした。もちろん災害時には有効活用していただけるよう、日頃からの準備を入念に行っていたいただきたいのですが、その入念な準備とは何でしょうか。それは使えないという状態を引き起こさない準備です。その事態を引き起こさないためにも最も有効なのは、日頃から使うことです。この日頃から使うという部分に、今年に入って大きな意味、意義が見つけられたように思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） もう50年も前になるかと思いますが、私が大学生の頃に教授から、これからの時代は情報と環境の時代だよと。何を守るべき情報にするか、何をオープンにする情報か、そのことこそが大切だよということを、今思い起こしております。大変な時代が来たように思っております。

それでは小田上議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、公共交通の経路検索から見るオープンデータの今後についてでございます。

平成28年に施行されました官民データ活用推進基本法により、国及び地方公共団体は、保有する官民データを国民がインターネットを通じ、容易に利用できるように取り組むことが義務づけられました。この法律の中で市町村は、国の官民データ活用推進基本計画に即し、都道府県の官民データ活用推進計画を勘案して、市町村の官民データ活用推進計画を定めるよう努めるものとされております。

現在、本市では、推進計画を策定はしていませんが、広島県の推進計画が今年度中に策定予定と聞いておりますので、県の計画が公表された後、本市においても策定に向けて検討してまいりたいと考えています。

また、オープンデータとは営利目的、非営利目的を問わず、二次利用可能なルールが適用されたもの、機械判読に適したもの、及び無償で利用できるものとされています。この意味において本市では、オープンデータと呼べるものは現在公開していません。

しかしながら、情報の高度化などにより、オープンデータの重要性は高まってきており

ます。本市を含む広島県西部及び山口県東部の23市町で形成している広島広域都市圏協議会の中で、オープンデータの利用促進のため、本年度中にオープンデータに関するホームページを作成する予定で協議しています。今後、広島広域都市圏協議会を活用するなど、オープンデータの活用の推進に向けた環境整備を検討していきたいと考えています。

次に、公共施設における公衆無線LANの整備・活用についてでございます。

現在、本市の施設で公衆無線LANを設置している場所はございません。しかしながら、現在改築中の大竹会館には、公衆無線LANを設置する予定でございます。また、ちゅピCOMふれあいが行う地域の公共の福祉の増進等に寄与する高速データ通信を行うサービスであります地域BWA事業の同意を、平成30年10月16日に行い、本年4月よりちゅピCOMふれあいが地域BWAの無線局を稼働させています。

本年8月には事業者から、地域BWAへの接続に必要な機器が本市に無償で貸与されており、この機器を設置すれば、臨時の無線LAN環境が容易に構築できます。こうした特性から、通常時にはサントピア大竹などの公共施設の公衆無線LANとして、そして、災害時には避難所における緊急の公衆無線LANとして、この地域BWAの機器を活用する予定でございます。

新型コロナウイルス感染症対策により人との接触が制限される中、インターネットの需要は高まってきていると思われまます。しかしながら、公衆無線LANを設置する場合には、工事費などの初期費用と回線使用料などの固定費用が発生します。これらの費用と公衆無線LANの必要性を考慮しながら、公共施設への設置を検討してまいりたいと考えております。

以上で小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。なるべく市長の答弁が横文字にならないようにと思ひながら、質問考えてたんですが、どうしても地域BWAだったりとか横文字が並んでおりますが、市長が最初に言われた情報の公開の部分ですね。そのあたりというのは、このオープンデータつくっていく中でも非常に、もう既に取り組みされているところ、危惧してて、苦勞しているところだと思います。

ただ、このオープンデータに入る前に、このきっかけになった部分、公共交通の検索っていうところのお話しをしたいんですけど、先ほど先輩議員からも質問があり市長から御答弁ございました、大竹市地域公共交通網形成計画のアンケート。これ実際質問をつくる時に見せていただいたんですが、満足度が非常に高い。ただ、利用者からの調査なので、使っていない人の部分っていうのはどう計ればいいのかってところも考えるんですけど、使っていない人の中に、経路検索に出てこないから走ってないと思っている方もおられると思います。そう考えてみると、このこいこいバスは先月突然走り始めたと言えるんですけど、これ費用ゼロ円です。担当課の職員が頑張られて、このデータをグーグルに提供して、これゼロ円でできてるんですけど、この大竹市地域公共交通網形成計画の中に実施計画があるんですけど、バスロケーションシステムというもの、バスがどこにいるかっていうもの、導入したいという、するとは言っていないんですけど、したいみたいな

形でバスイトっていうものが載ってますけども、これどのような進捗状況を聞いてみたいと思います。

あと、こいこいバス、グーグルの検索には出てきますけど、ほかの検索のツール、例えばヤフーの乗換案内だったりとかでは出てきません。これ、オープンデータとして公表しない限りなかなか難しいんじゃないかなと思うんですけど、公表していつくれるんだろうなと思ってますが、その辺りはいかがでしょうか。

あと、他の路線はどうなりますか。現在はこいこいバスだけかなと思うんですけど、その辺りまず聞かせてください。

○議長（細川雅子） 自治振興課長。

○自治振興課長（・谷明洋） なかなか難しい内容なので、中に精通している方でないとかかりにくい部分もあるかと思うんで、なるべくかみ砕いて説明させていただけたらと思うんですが、先ほど言われました標準的なバス情報フォーマットというのを、今回うちの係長が取り組んで、取り組んだのがまずグーグル検索、こちらのほうにさせていただいています。さっき言われましたとおり、実際に今スマホとかインターネットとか使われる方が増えていまして、実際の路線バスの利用手段とか経路などを調べる手段についてはもう、そういったインターネット検索を利用される方が多くなっていると。特に50代までの方が多く、また、大都市で多いと、そういった利用するケースが増えている方についてはそれが当然のような形になっている状況であります。

本市の場合も、実際に利用される方がどちらかというと高齢の方が多いということもあって、実際にそういった経路検索というまで取り組んでなかったんですけども、ただ、これに乗ることによって、実際、議員のほうも言われましたけれども、本来そういうような検索を日常的に利用されている方に見れば、それに載ってなかったらそういった交通手段がないんだという認識になってしまうので、それは我々としてももったいないということで、まずはいわゆる静的データということで、標識とか停留所とか、あと路線とか、そういったもので取り組ませていただきました。

次に、先ほど言われましたバスロケーションシステムになってきますと、今度はその動的データということになってまいります。そちらになりますと、我々だけじゃなくて実際に運行してもらってる事業者とか、そちらのほうに協力していただかないとなりませんので、こちらのほうはもう少し時間がかかるかなと思ってます。

ほかの路線の分についてはどうでしょうかという御質問がありましたけれども、実際には大竹栗谷線とか、それから坂上線についても、できましたら今年度中に乗換えの検索ができるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。

次で結構なので、オープンデータとしてこれを公表されますかっていうところをお答えいただけたらと思います。動的データ、静的データって今突然出てきましたけど、静的データっていうのは停留所の情報だったり時刻、バスがどこに何時に着くっていう情報だっ

たり運賃だったり、これはもう日によって変わらない、基本的には変わらないデータのこと、動的データっていうのは、台風来ましたが、直撃はしないものの風が強くて、防災無線で運休しますと、終日運休しますっていうのは流れておりましたが、そういう状況、変化するもののデータっていうのは動的データ。なかなか動的データっていうのはリアルタイムで更新していかないといけないものなので難しいと思いますが、検索結果でこの路線が存在するっていうものを出すためのデータは、かなり大変だと思いますけど、データをうまくことつくってあげれば検索結果に出せるんじゃないかなと思います。

ありがとうございます。栗谷線とか坂上線、この路線が表示されれば、マロンの里に行きたいという検索も可能になってくると。そして、既存の利用客以外の方が事前に情報を知った上で使いやすくなって、利用者が増えるかどうか分からないですけど、乗ろうとするきっかけになるのは間違いないかなと思いますんで、ぜひこれ、1人だけじゃなくて全体的にバックアップして、取り組んだ担当者は係長と言われましたけどバックアップできるような形になって、この作業の意味っていうところを理解していただけたらと思うんですが、この官民データ活用推進基本法、努力義務でももちろん県の動向を見て決めていかないといけないっていう話であったんですが、既に県内で8市町は取り組んでいます。そういうところの事例もしっかり検討、検証していただいて進めていただきたいんですが、前回マイナンバーカード等行政手続のオンライン化の一般質問をさせていただきましたけど、これも含めた基本計画だと思います。大竹市として独自に考えないといけないことがあるんじゃないかなと思うんですが、県の動向を見るだけなのか、今これを課題だと思っているものがあれば教えてください。

○議長（細川雅子） 企画財政課長。

○企画財政課長（三上 健） 課題というものは今のところないかなと思っております。そして、基本計画の策定についてなんですが、策定しなければオープンデータに取り込めないということではございませんので、すぐにでもつくるといような考えでは、今のところはありませぬ。まずは先ほど市長のほうから答弁がありましたが、広島広域都市圏協議会の中でできることから取り組みながら、各市町の状況を確認、参考にして基本計画の策定について検討していきたいと考えております。

○議長（細川雅子） 1つ目の、オープンデータを公開するかどうかということについては、自治振興課長。

○自治振興課長（・谷明洋） すみません、先ほど答弁もれがあったということで、オープンデータとして公開することはないかということなんですけれども、我々としては一応、第一歩ということで取り組んでいましたので、これもほかの検索の分でもそれぞれやっていかないといけない部分も現時点ではあるので、その手法についてはまた検討させていただきたいなと考えています。よろしくお願ひします。

○議長（細川雅子） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） できるまではできないのかなと思ってたんですけど、一たびでき始めると、あれしてほしいな、これしてほしいなと思ってしまうものでして、大変なのは分かりますので、1個ずつ進めていただけたらと思うんですが、課題、多分あります。職員



全体でこの計画だったり、オープンデータだったり、マイナンバーカードを推進していくことだったりとかの必要性、利便性、汎用性、こういうところを何となくでも、職員全員が共通認識を持っていないのではないかなと思います。

例えばオープンデータ化してくださいという話になったときに、通常業務に加えてオープンデータとしたものをつくるってなると、単純に業務量が増えるだけ、面倒くさいことが増えるだけです。だからオープンデータをつくる仕組みがちゃんとしてれば、オープンデータというのはどんな方向にも使いやすいデータ形式なので、業務の効率化が図れるのではないかなと。何年かかるか分かりませんが、そういうふう到一个一個担当課だけでなく、これどこが担当課になるのかというところもお答えいただきたいんですが、全ての課がこういうことに対して共通の認識を持つというのはすごく大変だと思うんですけど、例えばホームページに情報を公開するときも、こういうふうに整理してくださいというデータが、例えばオープンデータで行けるようであれば簡単に整理がつくとか、政策を立案するときにデータ集めてこないといけないというときに、簡単にデータ分析ができるようになるとか、職員たちの中だけでも幾つか挙げられる点はあると思います。さらに、民間の人たちも自由に活用できると。こういうところを考えていくと、課題はまず認識してもらおうところにあるのかなと思っているんですけど、そういうところはお考え、あったりしますかね。

○議長（細川雅子） 総務部長。

○総務部長（中村一誠） 今、小田上議員がおっしゃることは、確かに課題だと思います。職員の認識、そこまで確かに行ってないと考えております。

担当課としては情報を扱う部署ということで、恐らく企画財政課になろうかと思うんですが、文書管理なんかと同じように、そういった観点を同じような感じで進めていければいいんだろうなと思いますけれども、まだまだ職員の認識不足というのは大きいと思いますので、これから進めていかないといけないところだと思います。

以上です。

○議長（細川雅子） 5回目です。

小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。前向きになるようにって最初始めたんですけど、少し空気が重たい気がするんですが、これ詳しい仕組みを知ってる人は少数でいいと思います。ただ、何か便利そうだねと、便利になって自分たちの仕事が楽になりそうだねっていう共通の認識を持ってもらうことが重要で、仕組みづくりは本当に一部の専門家がやってくればいいのかと思うので、そういうところ、大変だとは思いますが。議案をPDFで配付されて、議員全員がタブレットを見てますけど、OCRと言っても分からないので、文字を検索できるものになっているのか画像になっているのか、今もデータが混在してます。なので、議案の検索もなかなかしづらい状況があったり、文書の検索がしづらいつつ。それはどこが改善してくれるんだろうかというのと、僕たちが言い続けて、こうしたほうが後々便利ではないかと言い続けることなのかなとも思ってますんで、これからもお願いをしていこうかなと思ってます。

公共交通のオープンデータのほうは以上です。

公衆無線LANのほうに入りますけど、地域BWA、以前伺ったときは災害時以外はとりあえずは考えてないよという御答弁だと思いますが、サントピア大竹のほうでは公衆無線LANとしてオープンに使っていただけるということで、非常にうれしいです。これは明るいニュースだなと思います。しかも新しくなる大竹会館には、公衆無線LANを整備する予定と。これもいいニュースですね。

では、以前セキュリティーの面とか危機管理の面で懸念があると御答弁いただいたと思うんですが、ある程度解決したのかなと思ってしまいうんですが、そのあたりお聞かせいただけますか。

○議長（細川雅子） 企画財政課長。

○企画財政課長（三上 健） 無線LANにつきましては、通信料を気にせず通信機器が利用できるという便利な面がある反面、無線ですのでどうしても、可能性の話にはなりますが、通信をのぞき見されるというリスクがあります。当然、通信の暗号化等必要な対策を施した上で機器は設置をするということになると思うんですけども、完全に安全ということには絶対なりませんので、利用者のほうもそのリスクを認識した上で使用することになろうかと思えます。

以前の課題といえますかリスクを完全にクリアしたということではありません。

○議長（細川雅子） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。

リスクが完全でないことってというのは、恐らく世の中なかなかないんだろうと思うんですが、さっき先輩議員と話してて、こういうリスクってどうなんだろう、解決できるのかなと思ったんですが、なかなか難しい。例えばクレジットカードを落としたら使われてしまうかもしれないから、クレジットカードを持つのはやめようっていう方が一定数まだおられると思います。ただ、持たれている方はかなり多い。キャッシュレスの声が大きくなっている中で、落としちゃうと危ないから使わないっていうのと似てるなっていう気がするので、もうこれは使いながら直していく、修正していくところが必要なんだろうと思います。

では、市長の最初の御答弁にありました、必要性を考慮しながら。この必要性ってというのは何でしょうか。どうなってくれば必要性が出てくるとかっていうのがあれば教えてください。

○議長（細川雅子） 企画財政課長。

○企画財政課長（三上 健） 機械を設置する施設の管理者になろうかと思えます。公民館であれば生涯学習課長であるとかです。管理者のほうで、講座であったり、その施設を利用される方からの要望等があるかどうかということになろうかと思えます。

○議長（細川雅子） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） 要望せずとも今年度、小学生・中学生にはタブレットが行き渡る。先ほど同僚議員の質問で、3学期初めにはと答弁ございました。壇上で質問したときに、家庭のWi-Fi環境の支援策、一部触れましたが、担当の方でもよく分からないと思い

ます。国が実際どうしてくれるのか、どこまで援助してくれるのか、市はどこまですべきなのか、もう個人に対してどこまでできるのかっていうところはすごく難しいと思います。

ただ、公共施設と呼ばれるところ、公民館、コミュニティサロン、サントピア大竹は無線LANを出すとなっておりますので、そこでタブレットを使った学習、持って帰るまで時間かかりそうですが、できるように整備して貰ったほうが、子供たちの学びにもつながる。さらに、公民館活動の御紹介も、ほかの議員の方の質問でありました。インターネット環境が必要だと思われる方が増えているんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどのように捉えられていますか。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） オンライン学習の通信費ということですが、これは文部科学省から、令和2年6月5日付で令和2年度の補助ということで通知がございます。対象者は生活保護世帯の保護者、それから準要保護世帯、いわゆる就学援助の保護者。それから特別支援学級に在籍する保護者。これは所得は一定以下ということで、準要保護世帯は除きます。

補助対象額なんですけれども、1人1万円が上限です。月基準額を1,000円というふうな上限を決められています。特別支援学級の在籍世帯は上限5,000円で、5,000円自己負担ということになっております。

経費の対象なんですけれども、学校は教育課程に位置づけられる教育、教材と同等として採用したオンライン学習において保護者等が負担する通信費ということになっています。ですから例えば、モバイルルーター購入レンタル費とか、それからあと通信費、年間を通じてオンライン学習と認められる場合は上限1万円、一定期間だったら月基準額1,000円ということなんです。ここでオンライン学習として認められる場合ということでも、こちらとしてはいろいろ情報を収集しながら、何が認められるのかということ、しきりにオンライン授業という言葉が聞かれるんですけれども、授業というと学校でやる授業というのはやっぱり対面をして、先生と子供、子供同士が関わり合って、授業成立のための指導もしますし、それから教科等固有の授業構成のための授業展開もあって、それで要は学力の三要素っていう、知識、技能から思考、判断、表現、主体的な学習態度、全てを網羅して教えていくのが授業なんです。それがオンラインだけでできるかということ、これは難しいと。はっきり言って無理なんです。学力の一部だけ教えるのであれば、オンライン学習とかオンライン教育ということが言えると思うんですけれども、それが認められるかどうかってところで、これはいろいろ問い合わせたり研究していかないといけないかなと思います。

やっぱりそのあたり、お金の使い方って苦慮しますし、学習目的だけですので、何をしてもいいよっていうわけには、家と学校だけで使えますよ。じゃあ家で、ユーチューブ見ることも可能かもしれないし、ゲームしようと思ったらするかもしれない。学校で貸したもので。だからそのあたりも、ルールも含めて今非常に苦慮しているところで、まだ結論が出ていないというのは今日、別の議員にお答えしたとおりでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三井佳和） 生涯学習課の視点、講座等の観点でのWi-Fiの活用というところなんだろうと思います。まさに社会教育活動につきましては、市民の方へ学びの場を提供していくというのが非常に重要になっております。そういう意味では今回、大竹会館に新たにWi-Fiを設置することで、当然Wi-Fiの設定の方法であるとかインターネットの操作方法の習得、Wi-Fiを使用したZoomなどのビデオ会議、そういったいろんな講座を開催することも可能になってこようと思います。いろいろと工夫した講座を、今後、大竹会館のほうでも実施していくということになってこようかと思います。以上です。

○議長（細川雅子） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。

必要性って何ですかという質問をさせていただきました。必要性はニーズがあればだという回答だったような気がするんですが、ニーズを図ろうにも、今ないものに対してのニーズっていうのはなかなか図りにくいのかなと思います。明確に国が示してくれてる必要性は防災の観点。公衆無線LANを、防災、災害時、避難所での情報提供のツールとしてということは、国が言ってます。なので以前災害時での切り口にして、いろいろ情報提供を聞いてきましたが、もちろんこれだけじゃ駄目です。ラジオとか話もさせてもらいましたが、いろんなものがが必要です。

なのでもう、現状必要になったのではないかなと思いますんで、担当課、その施設管理される方の意向というところも大きく関わってくるんでしょうけれども、これも共通の認識として、先ほど生涯学習課長が言われたようなところ、こういう使い方があるんだよというのを共有してもらうことで、公共施設、避難所となり得るようなところでひとまずはいいいのかなとは思いますが。そういうところに無線LAN、Wi-Fi環境を整えていくというのは一つなのかなと思います。

なので、これで前向きになりましたかね。今日、テーマは前向きで頑張ったんですが。新型コロナウイルスっていう言葉、僕自身使わないようにと思ってこの一般質問考えてきました。何だか使わなくても暗い雰囲気になったような気がしたんですが、この言葉使うとさらに暗くなる気がします。先が見えない状態、暗くなりがちな状態ですけども、これを今までになかった視点でもものを見るいいきっかけにしようと、僕自身思ってます。今までやってこなかったものに対して、やり始めるチャンスになるんじゃないかなと思いますので、これからも前向きな質問をしていきたいなと思いますので、本当にずっと言ってますけど、担当課だけではなくて、いろんなところの部署を気にして、何してるのかなっていうのを気にして共通認識を持ってもらうっていうところは、市の一貫した政策につながると思いますので、ぜひともこのWi-Fiから、この法令から考えてみていただけたらなど、一緒に考えたいなと思いましたので、この質問をさせていただきました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） くろがねの山本でございます。長時間緊張の連続で皆さんもお疲れとは思いますが、最後までよろしく御協力をお願いします。

私は今回、2つの事項について質問を予定をいたしておりますが、その一つに、新型コロナウイルスの感染防止対策。2つ目に小瀬川水系の3つのダムに関しまして、国交省がこれまでのダム操作規定、利水優先から下流に対する人命尊重、市民の財産を守るという方向での大きな方針の転換をされました。そうしたことに関連をして、御承知のように小瀬川水系には3つの性格の異なる、管理者も異なるダムが存在をいたしております。したがって、これから台風シーズンを迎える時期に当たりまして、改めてダムの放流等に関する、また、小瀬川水系の防災対策にどう取り組むかという視点での質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは最初に、新型コロナウイルス感染防止対策について、お伺いをいたします。

御承知のように、新型コロナウイルス感染の現状は決して安心できる状況ではございません。それどころか、むしろ例年のように大きな影響を与える病気が流行する時期でございますね。それとの関係でいえば、さらなる厳しい対応が求められていると考えております。

今、我々が迎えようとしているこの新型コロナウイルスの感染の度合いについて、各地方の取り組みを幹に紹介しますが、今では国際的にもPCR検査と言われる検査を実施することが非常に効果を高めておるし、最近では専門家や自治体も指摘をされておりますように、自覚症状がないのに新型コロナウイルスに感染をして重症化をすとか、また、それが家族や日常的に接触する周囲の皆さんに感染をさせているという問題が指摘をされております。自覚症状がないわけですから、通常の生活がなされると。したがってその生活の範囲の中で接触したり、あるいは会議等に参加をするということを通じて感染をしているというのが、今、専門家の間でも医療機関の調査の上でも問題視をされて、そうであるなら無自覚症状の人を含めて感染が広がらないような検査体制をどう構築するかということが問われている。

そうしたことを踏まえて、最近では隣の廿日市市でもPCR検査を市内3か所で実施できるような体制を取りました。福山市の市民病院でも、全自動PCR検査装置を導入して検査ができるような体制を整えました。こうした事例は、今全国に広がっております。

私は先だって、定期検査のために広島西医療センターに10日間検査入院をいたしました。その際に、3日間高熱にうなされました。72度、あるいは82度、こういう高熱にうなされて、私自身、院内感染をしたのではないかという心配をして、担当医にお尋ねをしたら、これは新型コロナウイルスの関係ではありませんと、あなたの持つおる持病のための発熱ですから心配しなくてよろしいところおっしゃいましたが、それでも、もし院内感染であったならどういった対応をされるかと聞いたら、まず、保健所に連絡をして、保健所の指示に従うと。そして、通常は保健所から医師が必要な検体薬品等を持ってきて、保健所が検査をするんだと。広島西医療センターの医師は検査をしないという話でした。その際に先生がおっしゃるのに、いや、心配されるのは無理もないでしょうと。しかし、大竹市も休日診療所にPCR検査ができるような方向での働きかけをされとるようですよというふ

うな話がありました。

そこでまず聞くんですが、大竹市はそういう取り組みをなさっておるのかどうか。もし、そうであるなら、一日も早くPCR検査ができて、多くの市民の皆さんの不安や心配を払拭できるような、そういう方向でぜひこのPCR検査ができる体制と必要な医療機器を準備をしてもらいたい。

広島県はそういう新型コロナウイルスの感染防止に対応する医療機器を購入する際には、1,200万円を限度として、市町村に補助するという制度もあるようです。それで、ある市では既にそういう制度を活用して、PCR検査ができるようにされておる。廿日市市もそうだと思うんですが、福山市もそういうふうになされておると新聞報道でもされております。

このことに続いて、大竹市としての考えなり、実現に向けての取り組みをぜひ進めていただきたいと願っておりますけれども、市長の思いを聞かせていただきたいと思っております。

それから2つ目の問題ですが、小瀬川水系の3つのダムによる災害防止対策について、これが国土交通省中国地方整備局ですね。この国土交通省中国地方整備局の方針では、既に小瀬川水系を含めた一級河川にある32のダムについて、3日前から事前放流ができるという方向で、河川管理者とダム管理者、関係利水者との間で協力協定を結ぶ作業を進めておる。大竹市は国土交通省中国地方整備局の管轄下にあるわけで、しかも小瀬川水系には3つのダムがあるということは、既に御承知のとおりです。

今から台風シーズンを迎えて、小瀬川の氾濫を防ぎ、下流に位置する大竹市民の生命・財産を守るという視点からも、私は繰り返し、今までのダム操作を抜本的に改めて、人命第一のダム操作にすべきだということを強く求めてきました。ようやく国のほうも、国交省を初めとしてそのような方向で具体的な取り組みがなされております。今、大竹市と関係機関の間では具体的な協議がなされておるのかどうか、どこまで作業が進展をしておるのか、このことをお聞かせ願いたいと思っております。

登壇をしての質問は以上でございますが、答弁のほうを市民の皆さんに分かりやすく丁寧な言葉でお願いをいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、多くの市民の皆様方の一番の関心ごとであります問題につきまして、2点御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは山本議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染防止対策についてでございます。新型コロナウイルス感染防止につきましては、国及び都道府県が中心的、主導的な役割を担っており、市は広島県の方針に沿って感染拡大防止などに取り組んでいるところでございます。

現在、国内の感染状況は、収束傾向にあった7月以降、集団感染が度々発生し、感染者数が急増しました。現在は一時期のピークを過ぎて減少傾向にはあるものの、東京では新規の感染者数がいまだに高い水準にあるなど、引き続き感染拡大防止に向けた取り組みの継続、強化が求められております。

本市では現在、感染が確認された方はおりませんが、新型コロナウイルス感染拡大防止

のための広島県の対処方針によりますと、県では7月以降、飲食店などでの感染の広がりや若年層の感染が多く確認されており、感染者の中には感染経路が不明なケースも多く、新規感染者数は減少傾向ではあるものの、今後、感染拡大が急激に進むことも懸念される状況です。

一方で重症者数は少なく、現在、感染者のための入院病床や軽症者用の宿泊療養施設の確保などに取り組んでいることから、新たに感染者が発生した場合でも、直ちに医療状況が逼迫するおそれは少ないとされております。

とはいえ、引き続き、新しい生活様式の実践などにより、人と人との接触機会を減らすなど、感染拡大を最小限に抑えるとともに、医療体制の維持に努めていく必要があるとされております。

御質問のPCR検査体制の充実について、市独自の取り組みを検討してほしいという点についてでございますが、まずは、県のPCR検査の状況について御説明いたします。

検体の採取について、以前は県内46か所の、帰国者・接触者外来を中心に行っておりましたが、県医師会や民間の検査機関の協力のもと、8月26日現在、検体を採取できる機関は721か所と、大幅に増えております。これにより、検査件数も今後増えていくものと思われれます。

次に、検査体制ですが、先日9月1日の新聞報道にもありましたように、県は1日当たりのPCR検査能力の目標を、現在の1,550件から、必要な機器を用意するなどして、本年度末には約5,700件に引き上げることとしております。これは、従来、保健所の依頼を受けて、帰国者・接触者外来などが行っていた検体採取を、今後は医師の判断により、保健所を介さずにその場で行い、直接民間の検査機関に検査を依頼できるようにするなど、検査体制のさらなる拡充を図ることによるものでございます。

また、県では広島積極ガード宣言といたしまして、検査体制の拡充に加え、これまでよりも検査対象を拡大することで、より広範な調査を行い、新規感染者の早期発見に取り組んでおります。

このように、県として感染拡大防止の取り組みが新たに進められていることから、市として独自に検査体制の整備や自費でPCR検査を受けた方への検査費用の助成などを実施することは、現段階では考えておりません。

まずは、国・県の取り組みを初め、医師会など関係機関とも情報を共有し、市民の皆様の安心につながるような情報を逐次お知らせしていくとともに、感染拡大防止のための周知・啓発などをしっかりと行ってまいります。

次に2点目の、小瀬川水系の3つのダム放流による災害防止等についてでございます。

まず、安全なダム放流や護岸の管理体制について、小瀬川に係る各機関とどのような連携を図っているかなど、取り組み状況を御説明いたします。

現在、県境をまたぐ小瀬川水系には、大規模氾濫時の減災対策協議会など、流域の各関係機関と協議や情報共有を行うための場が、幾つか設けられております。これらに加え、新たな取り組みといたしまして、先月、小瀬川流域治水協議会が設置されました。これは気候変動などにより近年頻発する激甚な水害に備え、小瀬川流域全体で被害を軽減させる

治水対策を計画的に推進するために、国・県及び本市を含む流域市町が協議、情報共有を行う場であり、年度末までに小瀬川水系流域治水プロジェクトと題した具体的な対策を取りまとめ、公表していく予定となっております。

このように、国が管理する全国の一級河川では、それぞれの水系単位で、大規模水害に対し、各地の氾濫特性を踏まえた対策を実施するため、関係する各種団体や上流に位置するダム管理者と連携しながら、流域の防災や治水事業を行っているところでございます。

また、個別事項といたしましては、議員の御質問にもございましたダムの事前放流について、これまで自主的に放流をされていたと聞いておりますが、今年度より、国が策定した、既存ダムの洪水調整機能の強化に向けた基本方針に基づき、大雨が予想される3日前からの事前放流の運用が開始されております。また、弥栄ダムから放流する際の警報がより遠くまで聞こえるよう、スピーカー装置の機能強化などが図られております。

さらには、ソフト対策といたしまして、小瀬川の洪水リスクの高い重点対策箇所を監視するための水位計や、河川監視カメラを新たに設置し、一般に広く公開しているところでございます。

次に、ダムや河川に土砂などが堆積することで治水容量が減少し、大雨の際に機能が失われるのではないかと懸念についてですが、元来、ダムの建設時には、あらかじめ土砂堆積分を含んだ形で有効貯水容量が計算されております。弥栄ダムや小瀬川ダムに関しまして、各管理事務所の話では、土砂の堆積は確認されているものの、全く影響のないレベルであるとのことであり、撤去などは今のところ考えていないとのことでございます。

また、渡ノ瀬ダムに関しましては容量自体が小さいため、過去には堆積土砂の撤去を行ったことがありますが、現在は十分な有効貯水容量が確保できており、撤去の必要はないとのことでございます。

一方で小瀬川の河床に堆積する土砂の状況についても、流下能力が確保できる範囲内での堆積であり、特に問題ないとのことでございます。むしろ流下能力の低下原因としては、土砂の堆積よりも河川の中州に繁茂する樹木のほうが影響が大きいとされており、毎年適切な管理が行われるよう、定期的に伐採する計画を立てるための小瀬川全体の調査を今年度を実施し、来年、測量を行う予定であると伺っております。

以上で山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 最初の新型コロナウイルスの問題につきまして、結局市長の結論めいた話はこうですか。私がぜひPCR検査装置なり、全自動PCR検査装置という機械が、医療機器としては開発されて、多くの自治体で活用しているとあるんですが、これも購入費が1,200万円程度で、これに対する広島県の購入に際しては、それなりの補助制度を適用すると、こういう制度まで県もつくつとるんですが、市としてはこのPCR検査装置、今では自動的に検査ができるという全自動PCR検査装置なんですが、結論としてやらないんですか。

それから、インフルエンザの流行の時期に差しかかるわけですね。毎年のように医療費にも大きな影響を与えるインフルエンザの流行する時期に合わせて、新型コロナウイルス



の感染防止対策を整備するという立場も大事だと思うんですが、そういう心配はないという判断ですか。

それからダムの放流に関しましてお尋ねするんですが、最近、中国地方整備局のほうでは、小瀬川に堆積する土砂ですね。これの撤去をしなきゃいかんと、こういうふうに小瀬川を名指して指摘しているんですが、これは心配ないということですか。それで御承知のように、太陽光発電のために、後原地区や嵐谷地区の実態を見られたでしょう。山肌をはぎ取った後の土砂が道路や玖島川に流れ込んで、相当量の山砂が堆積をしていると。これは地元の皆さんも心配されている。これは結局は弥栄ダムに流れ込むんですね。そして、弥栄ダムのほうも高祖谷の太陽光発電の工事現場の、山肌を削り取った、あの土砂が大量に流れ込んでいる。

我々も現地を見に行きました。誰が見ても分かるぐらい大量の土砂が、ダムに流れ込んでいる。私は、弥栄ダムが完成してから相当の年月がたちますが、1回でも弥栄ダムに流入した土砂を撤去したことがあるのかどうかも心配です。いつか中国電力の管理する渡ノ瀬ダムが放流して、下流の栗谷地域の皆さんに大変な被害を与えましたね。そのときにも中国電力は、渡ノ瀬ダムに流れ込んだ土砂をいつ、必要量どれだけ撤去したんかということが、大きな問題になりました。ですから簡単に、その中国地方整備局が言うように、対象となる小瀬川の土砂の除去、軽視できないと思うんですね。

だから、小瀬川をその具体的に対象河川として指摘をする以上、小瀬川水系のどこの土砂が問題なのか、いつまでに除去のための作業をやろうとしているのか、そういうことを市として河川管理者に問い合わせをするなり、必要な作業を実施してもらおうようにしてほしいと思うんですが、そのことについて、もう一回答弁をお願いします。

それからこの放流問題について、治水協定を既に結んでいると。中国地方5水系にある一級河川32のダムについて、事前協議を必要としないように治水協定をダム管理者、関係利水者と締結をして、今期から、運用すると。今期というのは現在台風時期を迎えますから。こういうふうに国交省が言っているんですが、大竹市はどうなっているんですか。小瀬川ダム、弥栄ダム、渡ノ瀬ダムの状況を明らかにしてください。

○議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは新型コロナウイルスの関係を先に答弁させていただきます。

自動検査装置の購入はしないのかという御質問でしたけれども、こちらの自動検査装置につきましては、検査機関が大竹市内にはございません。民間の検査機関及び大学あるいは広島県の保健環境センター、広島市衛生研究所等が検査を行う機関となっております。広島県はそういった検査機関に対し補助を出しまして、自動検査機器を購入して検査の数を増やそうということになっておりますので、大竹市につきましてはこれには該当しないと考えております。

そして、インフルエンザの流行の時期と新型コロナウイルスが重なるということで、体制整備をどのように考えているかという御質問だったと思います。市長の答弁にもありましたが、令和2年6月2日から唾液によるPCR検査を行うことになりまして、これはか

かりつけ医等でも実施が可能となります。先ほどもありましたけれども、県内721医療機関が今、協力医療機関として手を挙げておられます。大竹市内にもあると聞いております。大竹市医師会からも、市内医療機関へ協力依頼をしていると聞いております。

先ほど廿日市市のPCR検査センターについて話されておりましたけれども、1か所ございまして、これは佐伯地区医師会が委託して運営しておりますが、大竹市医師会の会員の先生方も協力をされているということで、大竹市民も対象として検査をしていただけるということになっております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 危機管理課長。

○危機管理課長（吉村隆宏） それではダムの放流また小瀬川水系の管理体制のことで、御質問を2点ほどいただいたと思いますので、それについてお答えをさせていただきます。

まず、本市のほうで、こちら小瀬川水系の管理、これは国交省の太田川河川事務所が管理しております。そういった管理者またはダムの管理者のほうにどういった問い合わせをしているかということについてのお答えなんです、本市のほうからも小瀬川の河川管理事務所、弥栄ダム、小瀬川ダム等の管理者に対しまして、先ほど御質問がありましたようなダムの堆積状況とか河川の川床の状況っていうのを確認をしているところでございます。

その確認の内容について御紹介をさせていただきますが、小瀬川の河川の累積土砂の撤去状況等についてでございます。太田川河川事務所では、弥栄ダムの通常放流量、これは毎秒300トンになります。これに必要な流下能力を現在は確保できているということでございまして、現状特に問題はないと考えているということで、土砂の撤去は今のところ考えていない。ただ、先ほど市長の答弁にもありましたように、土砂の撤去よりも河川の中州等に繁茂する樹木の問題のほうに流下能力を阻害するということになりますので、計画的な伐採、これを行っていきたいという回答を得ております。

また、弥栄ダムについてですが、ダムの中に土石が堆積する。これについてはダムを建設する際に100年間でたまる堆積量を算定をして、ダムが建設されているということでございまして、弥栄ダムにおきましてはこの堆積容量を600万立方メートルに設定をしているということでございまして、このダムの底にたまる土砂については、毎年、年間の堆積量を測定しているということでございます。現在のところ、この弥栄ダムが建設されて30年たつわけなんです、30年間でその600万立方メートルの約30%ほど堆積をしているということが確認されておりますので、まだまだ余裕があるということで、現在のところその土砂の撤去ということは考えていないということでございます。

渡ノ瀬ダムについては先ほど議員もおっしゃられたように、過去に土砂の撤去をしたということはございますが、現在はその有効貯水容量を確保できていますので、土砂の撤去計画というのは中国電力のほうでは行っていないと聞いております。

もう一点、利水協定のことについてでございますが、これは令和2年4月に国交省において、ダムの事前放流の実施に当たっての基本的事項であります、事前放流のガイドラインというものが策定されました。また昨年、東日本を襲いました台風19号の広域的な水害によって大きな被害をもたらしたということで、緊急時における既存ダムの有効貯水容

量を洪水調整に使えないかということを検討するために、既存ダムの洪水調整機能の強化に向けた基本方針というものを政府のほうで定めたものです。

この基本方針に基づいて、先ほど議員も言われましたように、国が管理する一級河川と、後は都道府県が管理する二級河川、こちらに所在するダムを対象としまして、放流の基準を設けたということでございます。これらのダムには利水目的のものが含まれておりますし、取水権等の利権を持たれている事業者または自治体等がございます。こういったものを、各水系において、河川管理者とダム管理者、それぞれの関係利水者と治水協定を締結をすると定められております。

小瀬川水系においても、本年の5月に関係利水者、ダム管理者、河川管理者と協定を締結しているところございまして、それ以降事前放流の運用を開始しているということでございます。以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 新型コロナウイルス対応の医療的な問題、PCR検査体制の具体化の問題で重ねてお願いするんですが、廿日市市はどうなっているんですか。廿日市市は既にPCR検査してるでしょ。廿日市市がやるのに大竹市ではできないの。廿日市市がやったら、大竹市は規制がかかるの。やる気があるかないかの問題でしょう。もう一回はっきり答弁してください。

それからダムの問題ですが、治水協定が締結されたということなんですね。それは具体的に市民に公表できるものですか。この場で内容を聞かせてもらうわけにはいかんかも分かんが、後日でも治水協定がどういうことになつとるかということで、その協定書を公開してほしいということをお願いすればできますか。

○議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 廿日市市がPCR検査センターを設置しておられるということではございますけれども、こちらは検査センターという名称ですが、検体を採取する場所でございます。あくまでも検査する機関は県の環境保健センターへ持って行って、そちらでPCR検査をするということです。名称が検査センターになっておりますけれども、あくまでも検体を採取するというところでございます。

これを大竹市内のかかりつけ医でも唾液で採取できるようにという整備を今、医師会を通じていただいておりますので、検体を採取するという観点では同じと考えております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 危機管理課長。

○危機管理課長（吉村隆宏） 小瀬川水系治水協定、これ公表は可能となります。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） では、私の理解とその異なった答弁をされるので、くどいようですが、もう一回聞きます。廿日市市のPCR検査というのは、医療機器で廿日市市でできるということじゃないんですね。廿日市市内に医療機器が設置をされたということじゃない。そ

して、福山市民病院もそういうことになるんですか。福山市民病院でも自動検査ができるPCR検査装置を設置したというふうに報道されておるんですが。私は福山市でも廿日市市でも、自治体の意思で県の補助を受けながら、そういった新型コロナウイルス感染防止対策のための市町村団体における取り組みの具体化が全国あちこちで進んでおると報道されておりますから、廿日市市でも福山市の市民病院でも、そういう取り組みがなされて実現をしたんだという理解をしとったんですが、そうじゃないんですか。どういうことになるんですか。

世田谷区が今全国で注目されておるモデルになつとんですよ。人口も福山市とか大竹市よりかさらに大きな都市ですから。しかし、ここでも区長の決断によって、PCR検査を実施できるように医療機器を設置して、これは1台でそんなにたくさんはできんらしい。なので、国のほうでは、1つの検査機で10人ぐらいの検体しかできんとかいうふうに、非常に検査そのものを抑制するような、やっぱり傾向が強いという批判もあるんですが、これを1日に40人とか60人とかいうふうに引き上げて、その台数を増やせば、1日に何百人、何千人という検査体制が整備できるということで、世田谷区ではそういう取り組みをしている。

それから千葉の松戸市でも、そうした検査医療機器を購入して、検査体制を拡大して、しかもここでは検査費用が1万円ぐらいかかるんですよ。その検査費用も市が半額補助してあげましょうという措置を取って、市民の今のような無症状、無自覚の人が実際には感染をして、次から次への感染者を増やして、重症化をして初めて分かるというような事態があちこちで見受けられるから、このPCR検査の実施こそが大事だとそのことが無自覚、無症状の感染者を早期に発見し、さらなる感染を防ぐことにつながるんだということで、今全国的に各市町村団体でもその取り組みを強めておるといことがありますので、私はぜひ大竹市でもインフルエンザの流行する時期と重なるこのときに、PCR検査ができるような取り組みをぜひお願いしたいという思いで、私のお願いをさせてもらっておるという具合です。

ダムに関しましては、別に心配ないという、危機管理課長の話なので、またこの治水協定なり、栗谷地区の皆さんが、この下流の放流によって今の護岸強度が耐えられるかどうかというふうなこともしっかりと見極めて、必要な体制を今後とも取ってもらうように取り組んでいきたい、またそのようなお願いをさせてもらいたいということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（細川雅子） この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、9月9日の本会議に継続したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって9月9日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

明日、9月9日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時35分 延会

(2. 9. 8)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月8日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 網谷 芳孝

大竹市議会議員 児玉 朋也

令和 2 年 9 月  
大竹市議会定例会（第 5 回）議事日程

令和 2 年 9 月 9 日 10 時開会

| 日 程   | 議案番号      | 件 名                                        | 付 記                                                               |
|-------|-----------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 第 1   |           | 会議録署名議員の指名                                 |                                                                   |
| 第 2   |           | 一般質問                                       |                                                                   |
| 第 3   | 認 第 1 3 号 | 令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について                 | 生活環境付託<br><br>生活環境付託<br>(一 括)<br>生活環境付託                           |
| 第 4   | 議案第 7 2 号 | 令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について            |                                                                   |
| 第 5   | 議案第 7 3 号 | 令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について         |                                                                   |
| 第 6   | 議案第 7 6 号 | 令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)             | 生活環境付託                                                            |
| 第 7   | 諮問第 1 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                           | 即 決<br>即 決<br>即 決<br>即 決<br><br>(一 括)<br>即 決<br>即 決<br>即 決<br>即 決 |
| 第 8   | 諮問第 2 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                           |                                                                   |
| 第 9   | 諮問第 3 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                           |                                                                   |
| 第 1 0 | 諮問第 4 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                           |                                                                   |
| 第 1 1 | 諮問第 5 号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                           |                                                                   |
| 第 1 2 | 議案第 6 0 号 | 公平委員会委員の選任の同意について                          |                                                                   |
| 第 1 3 | 議案第 6 1 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について                    |                                                                   |
| 第 1 4 | 議案第 6 2 号 | 教育委員会委員の任命の同意について                          |                                                                   |
| 第 1 5 | 議案第 6 3 号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について                           |                                                                   |
| 第 1 6 | 議案第 6 5 号 | 大竹市税条例等の一部改正について                           |                                                                   |
| 第 1 7 | 議案第 6 4 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                   | 総務文教付託                                                            |
| 第 1 8 | 議案第 6 6 号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                       | 生活環境付託                                                            |
| 第 1 9 | 議案第 6 7 号 | 大竹会館条例の一部改正について                            | 総務文教付託                                                            |
| 第 2 0 | 議案第 6 8 号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | (一 括)<br>総務文教付託                                                   |
| 第 2 1 | 議案第 6 9 号 | 工事施行協定の変更について                              | 生活環境付託<br>総務文教付託<br>総務文教付託                                        |
| 第 2 2 | 議案第 7 0 号 | 財産の取得について(高規格救急自動車(車輛))                    |                                                                   |
| 第 2 3 | 議案第 7 1 号 | 財産の取得について(高規格救急自動車(救急用資機材))                |                                                                   |
|       |           |                                            | (一 括)                                                             |

|     |           |                                                                              |                 |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 第24 | 議案第77号    | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事））                                       | 生活環境付託          |
| 第25 | 議案第78号    | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事））                                       |                 |
| 第26 | 議案第79号    | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））                                       |                 |
| 第27 | 議案第74号    | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）                                                        | 総務文教付託<br>（一 括） |
| 第28 | 議案第75号    | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）                                                    |                 |
| 第29 | 令和2年請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教付託          |

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 認第13号から日程第6 議案第76号（説明・付託）
- 日程第 7 諮問第 1号から日程第14 議案第62号（説明・表決）
- 日程第15 議案第63号から日程第16 議案第65号（説明・付託）
- 日程第17 議案第64号（説明・付託）
- 日程第18 議案第66号（説明・付託）
- 日程第19 議案第67号から日程第20 議案第68号（説明・付託）
- 日程第21 議案第69号から日程第26 議案第79号（説明・付託）
- 日程第27 議案第74号から日程第28 議案第75号（説明・付託）
- 日程第29 令和2年請願第2号（付託）

#### ○出席議員（16人）

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 細川雅子 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 賀屋幸治 | 8番  | 北地範久  |
| 9番  | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘  |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也  |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日城 究  |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三  |

#### ○欠席議員（なし）

#### ○説明のため出席した者

市 長 入山欣郎



副 市 長  
教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長  
監 理 課 長  
土 木 課 長  
監 査 委 員

太 田 勲 男  
小 西 啓 二  
中 村 一 誠  
三 原 尚 美  
豊 原 学  
山 本 茂 広  
古 賀 正 則  
佐 伯 和 規  
柿 本 剛  
三 上 健  
小 田 健 治  
廻 本 実  
薬師寺 基 夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

田 中 宏 幸  
加 藤 豪

10時00分 開議

- 議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、13番、山崎年一議員、14番、日域究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（細川雅子） 日程第2、一般質問を行います。  
9月8日の一般質問を継続いたします。  
8番、北地範久議員。

〔8番 北地範久議員 登壇〕

- 8番（北地範久） 創造と安心・安全のまちづくりを目指す、チーム創安の北地でございます。今日はよろしくお願いいたします。

まず、職員の皆様におかれましては、連日の新型コロナウイルス感染症対策をされる中、日々通常業務もこなしていかなければならないという大変な状況ではございますが、市民の皆様のために健康には十分留意され、頑張ってくださいとお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて今回の一般質問は、1点目にコロナ禍で大変な状況の中、計画的に進めていただきたい主要建設事業の進捗状況について、そして、2点目に緊急時に対応できる道路整備についての2点を質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今年4月にスタートいたしました令和2年度も、はや9月という時期となり、今年度も約半分が過ぎようとしています。今年度の一般会計当初予算は、前年度と比較しても約18.7%増の約178億円という過去最大の予算規模でスタートいたしました。

このように大型予算となったのは、本庁舎耐震改修事業や大竹会館改築等事業などが本年度終了するとともに、長年の懸案事項であった大竹駅周辺整備事業や、市役所本庁舎の横に建設される市立保育所等整備事業など、継続して進めている建設事業が本格的に始まることなどで、投資的経費が増えたことも一つの要因となっていることは皆様御承知のとおりでございます。

しかしながら、本年度スタートと前後して、新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し始め、世の中は一変し始めました。これからどのようになるのか、先行きの見えない不安なスタートとなりました。このような状況の中で、社会経済活動も停滞し、様々な業種が大変な危機に陥り、社会経済状況は混沌としてきているのが現状でございます。

こうして今年度スタートした大型予算ですが、特に計画的に進めるべき建設事業について、当初計画と比べ進捗状況に多少なり変動が出てくるのではないかと。コロナ禍による建設資材や作業員の不足、現場での感染症対策による作業効率の低下など、東京などの都市

圏では影響が出ているという報道も以前ありましたが、地方への影響はと心配して、今回の質問となりました。

先ほども申しましたが、主要事業の中でも昨年度まで既に発注され、継続事業として進められて本年度終了する予定の本庁舎耐震改修事業や大竹会館改築等事業、そして、国の砂防事業に先行して行われる白石墓地移転事業などはある程度完成も間近で、予定が見えているとは思いますが。

しかしながら、今年度既に発注されている立戸地区浸水対策工事、平原川河川改良工事、市営御園集会所建設工事、そして阿多田漁港猪子船揚げ場改築工事などの工事は何とか頑張ってください、今年度中の予定どおりの工期で完了をお願いしたいところですが、今年度4月から本格的に工事をスタートし、令和5年度までの事業となる大竹駅周辺整備事業や、先日入札が終わり、今回定例会に契約の締結についての議案が提出されている、令和4年4月に開設を目指す市立保育所等整備事業の（仮称）おがたこども園建設工事など、長期にわたる継続事業、そして、まだ発注がされていないとは思いますが、晴海臨海公園整備事業や、猪子東浮棧橋補修工事。また、昨日も質問がありましたが、このたびの議会報告会で地域住民からも早期着工の要望が多かった新町雨水排水ポンプ場に関する業務委託などについて、コロナ禍による影響や現時点でまだ発注されていない事業について、残り半年となった工期も心配でございます。

これらは全ての事業を挙げているわけではありません。ほかにもたくさん事業があります。今年度実施予定の事業について、コロナ禍の影響も含め、進捗状況がどのようになっているのかを質問させていただきます。

次に2点目となりますが、緊急時に対応できる道路整備についてお伺いいたします。先々月、7月24日に防鹿地区において、国道186号線と県道乙瀬小方線が、大雨の影響で斜面が崩壊し、土砂が路面を塞ぎ、通行止めとなる災害が起きたことは、皆様ニュースなどで聞かれたことと思います。この路線は山陽・山陰をつなぐ重要路線でもあり、地域で言えば栗谷地区や川手地区、あるいは岩国市美和地区の皆さんの生活路線としても日常利用する、大切な路線であり、私自身この通行止めのニュースは大変なことになったと思ひ、びっくりいたしました。

とはいえ幸いなことに、山口県側にはなりますが、小瀬川右岸沿いに道路があり、これを迂回路として利用できることで、たちまちの難を逃れることができたように思いましたが、この道路は離合も難しく、現在のようなスムーズな通行はできませんでした。しかしながらこの通行止めも、県や市の職員の皆さんの素早い対応ということもあって、2日間で通行止めは解除されました。

このように、災害があっても迂回できる道路があればたちまちはいいいのですが、迂回路がない場合に大変なことは、誰もが理解されることだと思ひます。以前この現場の上流部、国道186号の弥栄地区でののり面崩壊があり、長い間通行止めとなり、大変不便を感じた記憶もあります。

そのようなこともありましたが、現在あるそのほかの地区でも、例えば先ほどの弥栄地区も含め、国道186号の安条地区より上流の地区、あるいは玖波地区の県道大竹湯来線の

大人原地区。このあたりでのり面崩壊があった場合どうなるのか。迂回路も大変厳しい地区で、現状では大変心配するところです。これらのことを考えると、緊急時における迂回路的要素も含み、生活道路としても利用できるような道路整備は、できることならぜひ必要だと思っているところでございます。

以前、平成3年の台風19号、平成11年の台風18号、そして平成16年の台風18号、平成17年の台風14号、平成18年の台風13号と、3年続けて大型の台風などが襲来したことがありました。この台風の襲来ごとに、強風による海からの高波に通行を妨げられ、国道2号は岩国市装束の新港付近や、玖波や大野の鳴川付近では、玖波付近から廿日市市の丸石付近まで通行止めになったことがありました。国道2号が通行止めなら、迂回路として高速道路と思われるのですが、既にその時点で高速道路は雨や強風により通行止めになっていました。当然、JR山陽本線も運休となっていました。

大竹市は陸の孤島状態となって、台風の被害も含め、地域の交通や生活の麻痺は大変なものでした。一昨日も国道2号が玖波丸石間で高波により通行止めとなりましたが、高速道路は通行止めにならず、混乱は回避できましたが、迂回路となった現状の裏道は大変な渋滞になったと聞いております。

そのような経験からも、玖波地区や鳴川地区の国道2号と高速道路の間に道路が1本あればということは、市長も思われていたことと思います。その後、高速道路の側道などを利用して、道路整備をという計画があるようなことを聞いていましたが、具体的な話や計画はなかなか聞こえてきません。当然この計画については廿日市市がほとんどになるのかとは思いますが、主体は廿日市市となるのでしょうか、大竹市が関係ないわけではありません。

このような緊急時の迂回路を兼ねた生活道路はぜひ整備すべきだと思うところですが、この道路整備について計画の状況はどのようになっているのか、現状についてお伺いいたします。

以上2点、主要建設事業の進捗状況について、そして、緊急時に対応できる道路整備について、登壇しての質問を終わります。どうぞよろしく御答弁のほうをお願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） おととい、大型台風10号が日本のそばを通過しました。幸いにも本市の影響は大変少のうございましたが、国道2号において議員が御質問されました、懸念されている事態が現実となっております。根本的な解決は時間を要するかとは思いますが、着実に前に向かって、一步一步進んでまいりたいと考えております。御質問ありがとうございます。

それでは北地議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、主要建設事業の進捗状況についてでございます。

まず、本市の建設事業における新型コロナウイルス感染症の影響についてです。新型コロナウイルスが全国的に広まり、社会経済活動などに様々な影響が生じている中、本市のまちづくりへの影響、とりわけ主要な建設事業への影響を御心配いただき、ありがとうございます。

ざいます。幸いなことに、本市では新型コロナウイルス感染症を理由とした入札の中止や受注者からの工事延期の申出などの相談は、現時点ではありません。

続いて、今年度実施予定の建設事業の進捗状況についてでございます。現時点において、恵川橋歩道整備工事ほか1件については、応札者がおらず入札が中止となり、契約に至っておりません。また、御園第1公園整備工事については、国土交通省における設計審査に時間を要していることから、工期の見直しが必要となったため、本9月定例会に補正予算の議案を提出し、繰越明許費として計上しております。

その他の建設事業におきましては調整中のものもありますが、おおむね順調に契約を締結し、工事に着手しております。

今後も今年度に予定している建設事業の円滑な実施に向け、鋭意努力していきたいと考えております。

2点目の、緊急時に対応できる道路整備についてでございます。

台風などの災害による国道2号、高速道路の通行止めやJR山陽本線の運休は、地域の生活や交通に大きな影響を及ぼしてきました。災害により一部の道路が寸断された場合でも、複数の道路網の整備により迂回ルートを確認することができれば、地域への影響の軽減につながることを期待されます。大規模な災害が頻発する中、交通ネットワークの多重化は重要性を増していると言えます。

議員御指摘のとおり、玖波地区や鳴川地区においては、国道2号と高速道路の間に生活道路を整備することは、緊急時の迂回路を確保することにもなり、その必要性を認識しております。今年度に入り、廿日市市が先行して、この道路の整備の検討に着手し、現在、現地調査やルート検討を行っている状況でございます。今後は両市で協議、調整を進めたいと考えています。

以上で北地委員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 北地議員。

○8番（北地範久） 答弁ありがとうございました。

1点目の主要事業の進捗状況につきましてですが、コロナ禍に関しての計画に発注者としても受注者としても影響はないということが確認されましたので、安心いたしました。しかしながら、昨年度災害の影響ということもありましたけれども、年度内に工事が完成できず、繰越した事業がかなり出てきたとは思いますが。今年度も事業費がかなり増えているということから、例年にはない事業量になっているのではないかと思いますけれども、現状として工事の発注率はどの程度になっているのでしょうか。また、例年と比較するとどのような状況でしょうか、お伺いいたします。

そして、いまだに発注されてない工事について、発注時期が限定されているもの、例えば河川工事など、渇水期にならなければ発注できないというようなものもあるとは思いますが、まだ未発注の工事について、年度も残り半分のこの時期でございます。発注しても工期がないということになれば、工事を請ける受注者側も大変な負担がかかることとなります。このあたりの対策についてどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 最初に、昨年度と比較しました今年度の建設工事の契約状況につきまして説明させていただきます。

今年度予定しております建設工事の中で、例えば予算額が250万円以上の建設工事につきましては、8月末現在ではございますが、51%契約をしております。半分を少し超えております。昨年度はこの時期では37%の契約をしておりますので、14%の前倒しでの契約という形になっております。年間を通しまして、公共工事の品質確保につながります建設工事の施工時期の平準化ということを特に意識しながら、とにかく工事が年間を通して平準化されて、よりよい建設工事を受注者のほうでしていただけるような、環境づくりに今後とも努めていきたいと考えております。

続きまして、先ほど、現在の取り組み状況とかあるいは今後どのようなことを考えているかという御質問もあったかと思えます。こちらについてなんですけど、先ほどお話しさせていただきましたように、建設工事の施工時期の平準化というふうなことを強く意識しながら今年度も取り組んでおりますし、また、今後も取り組んでいきたいと考えております。

公共工事、よく言われることではありますけれども、年度当初につきましては工事の量というのが非常に少ない。そして、年度末にかかってくると、工事量が多くなる傾向があるということをよく言われております。こうした工事量の波、大きな波があるということになりますと、受注者側においてもどこに合わせてそういう人員あるいは資機材等を調整していくのかという、大変大きな問題になろうかと思えます。

年間を通してこの工事量の偏りがより少なくなれば、工事の従事者の処遇の改善あるいは人材、資機材等の効率的な活用の促進、また、それを通して、今度は建設業者におきまして経営の健全化等が促進されるということが期待されます。その結果として公共工事の品質の確保にもつながっていかうかと思えますので、こちらについては大竹市としましても取り組んでいければと思っております。

現在、全国的に、この建設工事の工期の平準化ということの中でよく言われている例としまして、いわゆる公共工事の「さしすせそ」というのが言われております。「さ」というのは債務負担行為の活用で、「し」というのは柔軟な工期の設定で、「す」というのは速やかな繰越し、「せ」は積算の前倒しで、「そ」というのは早期執行のための目標設定という形で言われております。

この「さしすせそ」、内容について全国で今取り組みをされておりますので、本市におきましてもまずは今考えております「さ」の取り組み。具体的には債務負担行為の活用ですね。こちらのほうもまず考えております。工期が1年未満の工事に関しまして、債務負担行為等を活用させていただき、計画的に年度をまたぐこと。例えば先ほどもお話ありましたように、渇水期における河川工事でこの取り組みができればと考えております。また、「せ」の取り組みですね、積算の取り組み。こちらにつきましては前年度のうちに積算を行う。そうすることによって、年度当初により早く工事の発注が可能になるということで、特にこの「さ」とか「せ」というのを強く意識しながら取り組んでいければと思っております。

目指すところは、本市も、全国的にもそうなんですけど、工期の施工時期が平準化されれば、先ほど言いましたように工事従事者の方の処遇の改善で、その建設業者等が持っております人材あるいは資機材の効率的な利用促進ということが図られまして、それによりまして建設業者の経営の安定、健全化を通して、最終的には公共工事の品質の確保という形につなげていきたいと思っておりますので、またこういう取り組み、本市としてもできるものから取り組んでいければと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 北地議員。

○8番（北地範久） ありがとうございます。

とはいえ予算は単年度決算が原則と思っております。極力年度内の完成をお願いいたしますが、最悪、完了ができないときには、言われたように早めに繰越しなどの手続を取っていただいて、受注者の負担にならないようお願いいたします。

また、効率的にも、先ほど「さしすせそ」というようなことを言われました。年度内の発注の平準化を言われているようでございます。債務負担行為ですね、ゼロ国債も活用できるのではないかと思っておりますけれども、そういったことを推奨しているということであればその制度をしっかりと活用していただいて、年度内において偏った発注がないように、年度内完了を目指すようによろしくお願いいたします。

さて、新聞の市長住来欄を見ていると、狭戸尾広島県議と月1回以上ぐらいの間隔で会われているようにお見受けいたしております。県議との情報交換や連携もよく取られているのではないかと思いますけれども、今年度の県事業においては全体で約16億円というのが大竹市に投資されるように伺っております。市の事業も心配になるところではございますが、県の事業も気になるところでございます。玖波地区の大竹湯来線改良、小瀬川左岸の大竹港の臨港道路。国道186号穂仁原地区の道路改良、小方港の臨港道路、三ツ石地区の歩道整備など、計画はいろいろと聞いているところなんですけど、事業についてはまだ動きが見えてきませんけれども、動きがあるのでしょうか。現状について情報があれば、よろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） それではまず道路事業の関係を説明させていただきます。

大竹湯来線あるいは大竹港の臨港道路につきましては、引き続きまして今、用地買収あるいは調査の設計業務が進められております。また、国道186号の穂仁原地区の道路拡幅工事や小方港の臨港道路の橋梁の工事、あるいは県道乙瀬小方線、三ツ石地区の歩道整備工事につきましては、第3四半期で工事を発注されるということを、現在お聞きしております。

また、そのほかの県事業ということになりますと、大竹市内で言いますと急傾斜事業、あるいは海岸事業等がございます。こちらにつきましては今年度発注予定の工事あるいは業務委託につきましては、一部関係機関や関係者との調整中のものを除きまして、おおむね計画どおりに発注ができているということを、県のほうからお聞きしております。

以上です。

○議長（細川雅子） 北地議員。

○8番（北地範久） ありがとうございます。

現在進められている事業もたくさんございますけれども、先ほど申しあげました国道186号の穂仁原地区の道路改良、それから小方港の臨港道路、三ツ石地区の歩道整備などが新たに今年度から動き出し、目に見えてくるようでございます。大変期待をしているところです。

一日も早い完成に向けて、県のほうにも、その他の事業も含めて、早期着工・早期完成の要望なりをよろしく願いいたします。

また、今後こういう情報があれば、情報提供のほうをよろしく願いいたします。

さて続きまして、2点目に移りたいと思います。2点目の、緊急時に対応できる道路整備についてですが、整備の必要性は認識されている、計画は動いている、両市で協議・調整をするということでした。市長の答弁に、確実にこの事業が進められると確信しておりますので、よろしく願いいたします。

そうすると一日も早い着工のほうをお願いしたいところでございますけれども、廿日市市が主体ということでございます。いろいろ問題はあるかと思いますが、今後この事業を進める上で、何か大きな障害といいますか問題となることはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（細川雅子） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 今の迂回路の道路整備について、廿日市市と今年度から協議・調整をさせていただいています。その中で今、質問の道路整備について何か問題があるかということなんですが、現在、廿日市市が主体でルートを検討をする中で、大竹市と接続する位置をどこにするかということ、調整中です。

あと、大竹市については側道等があります。廿日市市のほうにつきましては地形的な問題で、そこをどういう形でルートを選定するかというのが、一つ問題になっていると思います。

また、廿日市市については現在の道路が狭いところもありますので、ルートによっては用地買収等が問題になると思われております。

以上です。

○議長（細川雅子） 北地議員。

○8番（北地範久） 私の想像していた障害というよりは、それぞれの事業にある課題のように感じました。当然もうこういうのはどの事業にもつきものなので、課題を解決していただいて、先ほども言いましたが、一日も早い着工のほうをよろしく願いいたします。

今後の進捗についても、先ほど同様、議会にも積極的な情報提供をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 以上で一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第6〔一括上程〕

認 第13号 令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第 7 2 号 令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 7 3 号 令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 7 6 号 令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（細川雅子） 日程第 3、認第13号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第 6、議案第76号令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）に至る 4 件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） それでは、認第13号、議案第72号、議案第73号及び議案第76号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、認第13号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第 2 期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減等、引き続き健全経営に努め、令和元年度も黒字決算となりました。

それでは事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は1,064万5,198立方メートルで、前年度から63万2,016立方メートル増加しております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額 5 億1,628万3,019円、支出総額 4 億2,710万994円で、差し引き8,918万2,025円の純利益となりました。これに平成30年度からの繰越欠損金を加算しますと、令和元年度末の未処理欠損金は 1 億8,598万6,681円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額 1 億9,660万円、支出総額 5 億340万7,699円で、差し引き 3 億680万7,699円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額351万272円、過年度分損益勘定留保資金 2 億10万5,103円、当年度分損益勘定留保資金 1 億319万2,324円で補填いたしました。

続きまして、議案第72号令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。令和元年度の水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は 1 億5,273万6,755円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書 8 ページ、剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減災積立金250万円、建設改良積立金2,470万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少傾向にあります。こうした中、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、令和元年度も利益を計上することができました。

それでは事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は319万6,207立方メートルで、前年度から8万5,247立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で1億4,261万9,064円を支出いたしました。主な事業といたしまして、港町1丁目地内配水管改良工事が2,547万3,800円、小方1丁目地内配水管改良工事が2,599万9,600円、三ツ石調整池遠方監視装置更新工事が1,364万円などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額5億2,357万4,413円、支出総額4億7,419万3,502円で、差し引き4,938万911円の純利益となりました。これに平成30年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和元年度末の当年度末処分利益剰余金は、1億5,273万6,755円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額6,102万270円、支出総額1億9,010万9,795円で、差し引き1億2,908万9,525円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,039万1,121円、過年度分損益勘定留保資金1億1,869万8,404円で補填いたしました。

続きまして、議案第73号令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和元年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は4億4,209万2,183円となりました。この剰余金につきまして、先ほどの水道事業会計と同様に、別冊の決算書82ページ、剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に360万円、建設改良積立金に3,520万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に処理区域内人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入が年々減少しています。こうした中、下水処理場等の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、令和元年度も利益を計上することができました。

それでは事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は739万7,927立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は284万8,334立方メートルで、前年度から4万7,308立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で3億3,108万614円を支出いたしました。主な事業としましては、小島汚水中継ポンプ場（合流）電気設備改築更新工事や、小島汚水中継ポン

プ場（合流）機械設備改築更新工事などでございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額 9 億 4,405 万 1,087 円、支出総額 8 億 7,380 万 7,526 円で、差し引き 7,024 万 3,561 円の純利益となりました。

これに、平成 30 年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和元年度末の当年度未処分利益剰余金は 4 億 4,209 万 2,183 円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額 3 億 8,411 万 8,252 円、支出総額 5 億 6,719 万 4,464 円で、差し引き 1 億 8,307 万 6,212 円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 993 万 7,226 円、過年度分損益勘定留保資金 9,242 万 9,816 円、当年度分損益勘定留保資金 8,070 万 9,170 円で補填いたしました。

続きまして、議案第 76 号令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、し尿処理場の下水処理場への統合について、令和 3 年度に予定しておりました都市計画変更及び事業認可の変更を、今年度中に実施する必要が生じたことによるものです。本事業は今年度から国の交付金を活用して実施しており、来年度、基本・詳細設計を行う予定ですが、県との協議の中で、来年度の交付金の交付要件として、事前に都市計画変更及び事業認可の変更を行っておく必要があることが判明いたしました。このことにより本年度の業務の予定量の増加が見込まれるため、資本的支出予算の建設改良費を 305 万 8,000 円増額し、総額を 7 億 2,539 万 3,000 円とするものでございます。

また、資本的支出の増加に対する財源として、資本的収入予算の負担金として、一般会計からの負担金 235 万 5,000 円、また、和木町からの負担金 70 万 3,000 円を増額して、資本的収入の総額を 5 億 7,836 万 9,000 円とするものでございます。また、この資本的収入及び支出の補正に伴い、業務の予定量の主要な建設改良費を増額しようとするものです。

以上で認第 13 号、議案第 72 号、議案第 73 号及び議案第 76 号の提案説明を終わります。よろしく審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは令和元年度大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計、大竹市公共下水道事業会計の決算審査の概要について御説明いたします。

審査意見書の 1 ページをお開きください。

決算審査は令和 2 年 6 月 1 日から 7 月 22 日までの期間で、関係諸帳簿の点検と証票類の照合を行うとともに、細部にわたって関係職員から説明を聴取するなどによって、実施いたしました。

その結果、決算書、その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、また、計数は正確で、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、別冊の審査資料も用いて、審査の概要及び監査委員の意見について御説明さ

せていただきます。

初めに水道事業会計の決算内容を御説明いたします。意見書の5ページをお開きください。その(3)損益についてと書かれた部分を御覧ください。

当年度の総収益は5億2,357万4,000円となり、総費用は4億7,419万4,000円となっております。この総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は4,938万1,000円の黒字決算となっておりますが、前年度と比べて1,142万9,000円、率にしますと18.8%の減少となっております。この主な要因は、給水収益が1,457万5,000円減少したことによるものであります。ただいま申し上げました詳しい数値は、別冊の審査資料36ページと37ページにかけまして、資料3と書かれました比較損益計算書、これを後ほど御覧いただきたいと思えます。

次に、経営内容を御説明いたします。意見書の6ページをお開きください。

その真ん中あたりの第5表、給水原価等の推移を御覧ください。供給単価から給水原価を差し引いた販売益は、1立方メートル当たり4円27銭となっております。また、料金回収率は103.4%となっており、前年度より5.1ポイント減少したものの、4会計年度続けて100%を超えております。給水人口の減少に伴う有収水量の減少傾向に歯止めがかからない中、経費削減の取り組みによって収益確保に向けて改善されてきたことが、十分伺えます。

一方で、3ページ下段の第3表に、管路の老朽化について触れておるんですが、この管路の老朽化率が年々高まり、必要な設備更新が十分に行われていない状況が続いていることは、これまでも繰り返し指摘したところであり、安全で安定的な水道水の供給と経営健全化に向けた取り組みが求められるところであります。

続きまして、工業用水道事業会計の決算内容を御説明いたします。

意見書の13ページをお開きください。

この真ん中あたりの(3)損益についてを御覧ください。当年度の総収益は5億1,628万3,000円となり、総費用は4億2,710万1,000円となっております。この総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は8,918万2,000円の黒字決算となっており、前年度と比べ1,572万7,000円増加しております。なお、前年度繰越欠損金2億7,516万9,000円から、純利益8,918万2,000円を差し引くと、当年度の未処理欠損金は1億8,598万7,000円となり、前年度と比べますと32.4%の減となっております。

今後も契約水量の確保を前提として、欠損金の減額に継続して取り組むなど、安定的な経営に努めることが求められます。ただいま申し上げました純利益等の数値は、別冊の審査資料36ページと37ページ掲載の資料3の比較損益計算書の下段に詳細がありますので、後ほど御参照ください。

次に、経営内容について御説明いたします。

意見書の15ページをお開きください。

第12表、給水原価等の推移を御覧ください。供給単価から給水原価を差し引いた販売益は、1立方メートル当たり8円17銭となっております。また、料金回収率は122.7%となっており、前年度より4.6ポイント増加するなど、5会計年度続けて100%を超えておりま

す。これまでの経費節減の取り組みによって徐々に改善が進むなど、収益確保に向けて改善されてきたことが伺えます。

続きまして、公共下水道事業会計の決算内容を御説明いたします。

意見書ですと、23ページをお開きください。

(3) 損益についてと書かれている項目でございます。当年度の総収益は9億4,405万1,000円となり、総費用は8億7,380万8,000円となっております。この総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は7,024万4,000円の黒字決算となっております。前年度と比べますと229万2,000円、率にしますと3.4%の増加となっております。これの詳しい内容につきましては、別冊の審査資料ですと38ページから39ページにかけて、資料4、比較損益計算書というタイトルで掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、経営内容について御説明いたします。

意見書の24ページをお開きください。

2つ目の表である第19表、処理原価等の推移を御覧ください。処理単価から処理原価を差し引いた収益は、1立方メートル処理当たり8円42銭となっております。

次に、意見書26ページをお開きください。

その第21表、汚水処理原価等の推移を御覧いただきますと、経費回収率は112.8%となっており、100%を超えており、使用料によって処理費用が賄えている状況が続いております。他方で処理区域内の人口減少等の影響により、年間有収水量の減少が続いていることに加えて、管渠の老朽化の進行に歯止めがかかっていない状況に変わりはありません。この管渠の老朽化につきましては、21ページの第17表、管渠老朽化等の推移で触れております。後ほど御覧ください。

さて、将来にわたって安定した下水処理を確保するためには、施設の延命化に併せて管渠の老朽化対策を確実に実行していくことが肝要であります。そのため大竹市下水道ストックマネジメント計画に基づいて、中長期的な視点から施設全体の今後の老朽化の進展を考慮した上で、施設の修繕、改修に取り組むなど、維持管理に要する経費の平準化に努めていく必要がございます。

以上、各事業会計の決算審査の概要及び監査委員の意見について御説明してきましたが、最後に本審査を総括した意見を述べさせていただきます。

意見書ですと一番最後のページ、30ページをお開きください。

結びの章ですが、最後の段落の以上、本市のという言葉で始まる段落からですが、これを読んでいきます。

本市の3事業会計における現状と課題については、昨今の公営企業を取り巻く全国的な流れと同様な傾向を示しています。急速な人口減少に伴うサービス事業の減少と料金収入の大幅な減少に加えて、老朽化したインフラ資産の更新に伴う投資費用の増大など、3事業会計を取り巻く経営環境がさらに厳しさを増すことは明白であり、経営改革に着手することを避けては通れません。こうした背景を受けて、本市の公営企業会計の経営改革の方向性として、令和2年度中には中長期的な投資財政計画に位置づけられる経営戦略を策定予定であり、広島県における水道事業の広域連携に向けて、賛同の可否を判断すると聞き

及んでいます。適切な時期に適切な判断がなされることを期待しまして、その方向性の結論を待ちたいと思います。

なお、受益者である市民や企業に対しては、3事業会計における現状と経営改革に向けた取り組みに広く理解を得ながら進める必要があるため、今後はその方向性の検討状況から決定に至るまでのこの過程等を、より丁寧に周知することを求めるものであります。

以上で簡単ではございますが、各事業会計の決算審査の説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

認第13号から議案第76号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第14〔一括上程〕

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第60号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第61号 固定資産税評価審査委員会委員の選任の同意について

議案第62号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（細川雅子） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第14、議案第62号教育委員会委員の任命の同意についてに至る8件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 諮問第1号から諮問第5号まで及び議案第60号から議案第62号までの8件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに諮問第1号から諮問第5号までは、いずれも令和2年12月31日で現在の任期が満了となります人権擁護委員を引き続き候補者として、法務大臣に推薦しようとするものでございます。

推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは順に説明させていただきます。

諮問第1号古原陽子氏でございます。古原氏は、長年教育行政に携わってこられ、経験が豊富で人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。平成8年9月から人権擁護委

員として活動されており、平成21年からは廿日市人権擁護委員協議会副会長や、広島県人権擁護委員連合会の理事も務めておられます。

これまでの経験と併せて、誠意と使命感を持った積極的な活動など、人権擁護委員としての長年の功績を称えられ、令和元年には法務大臣表彰を受賞されました。任期満了に当たり、古原氏が引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第2号弘兼秀子氏でございます。弘兼氏は、長年、文化・教育行政に携わってこられ、更生保護ボランティアや主任児童委員としても活躍されており、経験が豊富で人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。また、市が進める文化活動の促進に対しましても、専門的な知識を持ったボランティアとして幅広い分野で御支援をいただいております。

弘兼氏は、平成17年10月から人権擁護委員として活動されており、平成25年からは廿日市人権擁護委員協議会の常任委員を務められておられます。任期満了に当たり、弘兼氏が引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第3号正木静夫氏でございます。正木氏は、長年教育行政に携わってこられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対しよき理解者であるとともに、教育者として活躍されてきました。また、平成22年からは大栗林自治会長として、平成30年からは大竹市農業委員としても活動され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。

正木氏は、平成23年10月から人権擁護委員として活動されており、平成29年からは廿日市人権擁護委員協議会の監査委員を務めておられます。任期満了に当たり、引き続き正木氏が人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第4号片岡恵美子氏でございます。片岡氏は、長年保育士及び一般行政職として本市行政に携わってこられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対してもよき理解者であります。また、昨年度からは新町1丁目自治会女性部長としても活躍され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。

片岡氏は、平成30年1月から人権擁護委員として活動されておりますが、任期満了に当たり、引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第5号山本竹生氏でございます。山本氏は、長年教育行政に携わってこられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対し、よき理解者であるとともに、教育者として活躍されてきました。また、平成25年からは大竹地区保護司として、令和2年からは民生委員・児童委員として活動され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられます。

山本氏は、平成30年1月から人権擁護委員として活動されておりますが、任期満了に当たり、引き続き人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、議案第60号公平委員会委員の選任の同意について説明申し上げます。御承

知のように公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、北林満氏が、令和2年12月22日をもって任期満了となります。北林氏は、平成30年9月28日から公平委員会委員としてその職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものがございます。

続きまして、議案第61号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について説明申し上げます。

御承知のように、固定資産評価審査委員会は、地方税法で市町村に設置し、委員の任期は3年と定められ、定数は大竹市税条例で3人と定められております。この委員のうち、平成17年9月15日から選任いたしております山本和彦氏が、令和2年9月14日をもって任期満了となることに伴い、その後任として曾田収氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

曾田氏は、平成6年3月に三川俊治司法書士事務所に入所され、平成14年2月に司法書士登録・事務所内開業をされ、その後、平成14年7月に独立し、曾田司法書士事務所を開業されており、その経験に加え、人格、識見とも申し分なく、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えまして、御提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第62号教育委員会委員の任命の同意について説明申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。このたび、この委員のうち、中田美穂氏が令和2年9月29日をもって任期満了となります。中田氏は、平成26年4月1日から教育委員会委員としてその職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で諮問第1号から諮問第5号まで及び議案第60号から議案第62号までの説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本8件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。



これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、諮問第2号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、諮問第3号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、諮問第4号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、諮問第5号を採決いたします。

本件は異議ない旨を答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第5号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、議案第60号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第61号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第62号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第16〔一括上程〕

議案第63号 大竹市印鑑条例の一部改正について

議案第65号 大竹市税条例等の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第15、議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正について及び日程第16、議案第65号大竹市税条例等の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） 議案第63号及び議案第65号につきまして、一括して説明いたします。

初めに議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正についてでございます。

現在、印鑑登録を受けている方、またはその代理人が印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、交付申請書の提出及び印鑑登録証の提示を求めています。窓口では、印鑑登録証で印鑑登録番号を確認し、申請者の本人確認をした上で印鑑登録証明書を交付いたしますが、代理人が申請する場合のみ交付申請書に代理人の押印を求めています。

改正後の条例は代理人の本人確認をしていること、住民票などのほかの証明書類の交付申請では押印を求めていることに鑑み、代理人の交付申請書への押印を不要にするものでございます。その他字句の修正をしております。また、附則で、この条例の施行期日を公布の日としております。

続きまして、議案第65号大竹市税条例等の一部改正についてでございます。

令和2年度地方税制改正並びに新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものです。主な改正点として、個人の市民税関係が6点、たばこ税関係が1点ございます。

まず、個人の市民税に関する改正点です。ひとり親家庭に対する公平な税制への改正が3点ございます。1点目の非課税の範囲につきましては、男性の寡夫も含めたひとり親を対象とし、2点目の所得控除の種別につきましても同様に、男性の寡夫も含めたひとり親に変更するものでございます。

また、3点目として、所得割の納税義務者がひとり親の場合には、前年の総所得金額等から30万円を控除できることとするものです。

次に、4点目として、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合に、その年中の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を上限に控除できる規定を新設するものです。

5点目として、新型コロナウイルス感染拡大防止措置の影響で中止などになりました文化芸術またはスポーツ関連の一定行事の入場料金などの払戻しを請求する権利を所得割の納税義務者が一定期間内に放棄した場合、請求権価額相当額を寄附金税額控除できる規定を新設するものです。

6点目として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、所得割の納税義務者が取得住宅への入居が一定期間遅れた場合に、令和15年度分までの13年間の控除期間とする住宅借入金等特別税額控除の適用を1年延長できることとするものです。

次に、たばこ税に関する改正点です。軽量の葉巻たばこを、紙巻たばこと同等の税負担とするため、軽量の葉巻たばこの課税標準の算定について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法に見直すことに伴う改正でございます。

激変緩和措置として2段階で実施し、令和2年10月1日から令和3年9月30日までは、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に、令和3年10月1日以降においては、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算することになります。

その他、字句の修正並びに法律が改正されたことによる引用条項の整理を行っています。また、都市計画税条例についても地方税法の改正による引用条項にずれが生じたものについて、所要の整理を行っております。

最後に附則でございます。施行期日は附則第1条に、経過措置は附則第2条から附則第6条にそれぞれ規定しております。

以上で議案第63号及び議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第63号及び議案第65号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第64号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第17、議案第64号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 中村一誠 登壇〕

○総務部長（中村一誠） 議案第64号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国家公務員においては新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例が制定されたところでございます。

本市においても、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る防疫等作業に従事した者に対し、特殊勤務手当を支給する特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日とし、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第64号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第64号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第66号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第18、議案第66号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第66号大竹市国民健康保険条例の一部改正について説明申し上げます。

本議案は地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容を説明いたします。今回の地方税法の改正により、長期譲渡所得に係る市町村民税の課税の特例として、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、長期譲渡所得の金額から一定の金額を控除することとなりましたので、あわせて国民健康保険料の所得割の算定においても同様に控除するものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日は令和3年1月1日とするものでございます。

以上で議案第66号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第66号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19～日程第20（一括上程）

議案第67号 大竹会館条例の一部改正について

議案第68号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第19、議案第67号大竹会館条例の一部改正について及び日程第20、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは議案第67号及び議案第68号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

初めに、議案第67号大竹会館条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本条例は耐震性に問題のある老朽化した大竹会館の旧館及び新館を解体し、新築棟を増築するとともに、アゼリアホールも一部改修し、防災機能の強化及び利用者の利便性が向上した新たな大竹会館の管理方法を、将来的に民間事業者を含む団体に管理代行させる指定管理者制度に移行できるよう、本条例の一部を改正し、併せて、新築棟及びアゼリアホールの一部について貸室使用料を設定するものでございます。

それでは改正の内容について説明を申し上げます。

第10条は、大竹会館の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者による管理を行わせることができることを規定しております。

第11条は、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金について規定をしております。

第12条は、指定管理者が行う業務の範囲を規定しております。

第13条は、指定管理者の指定の手續について、選定基準及び管理期間を定めるほか、指定の際は議会の議決が必要である旨をそれぞれ規定しております。

第14条は、指定管理者との協定の締結事項について規定をしております。

第15条から第17条までは、指定管理者が果たすべき義務について規定をしております。

第15条では、年度終了後に提出する事業報告書について、第16条では、定期的な状況報告及び必要に応じて行う市の実地調査について、第17条では、指定管理者及びその業務に従事している者の守秘義務及び個人情報の取り扱いについてそれぞれ規定をしております。

そして、第18条で指定事業者が当該義務に違反した場合は、市長は指定の取り消し等を行うことができることを規定しております。

第19条は、指定管理者の指定期間満了または指定解除となった場合は、原状回復の義務があることを規定しております。

第20条では、指定管理者または利用者の過失等による損害が発生した場合の賠償義務について規定をしております。

条例第7条及び第12条に係る別表としまして、大竹会館使用料金表について規定をしております。

別表のうち、1階会議室5から会議室7まで、2階会議室8、大集会室及び講堂和室が新たに使用料を設定した貸室となります。講堂兼体育館、会議室1から会議室4までにつきましては、使用料は据置きとしております。

また、あわせて字句の修正をしております。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を令和2年10月1日とするものでございます。

続きまして、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点を踏まえ、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、当該基準の改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは改正の具体的な内容について説明をいたします。

本条例第10条第2項におきまして、支援の単位ごとの放課後児童支援員の数について定めておりますが、教室を追加する場合において、1教室の定員がおおむね15名以下で、同じ建物の他の教室の支援員との協力体制が得られるなどの利用者の支援に支障がない場合であって、市長が特別に認めたときは、1人でも運営を可能とするよう基準を変更するものでございます。

この改正により、同じ建物内の空きスペースで、1人以上の運営に必要な支援員を増やした追加の教室運営が可能となり、児童を分散させることにより新型コロナウイルス感染症拡大防止等につながるものと考えております。

また、同条第3項におきまして、放課後児童支援員認定資格研修の実施機関として、指定都市もしくは中核市の長を加えるものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第67号及び議案第68号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第67号及び議案第68号は、総務文教委員会に付託いたします。



日程第 2 1 ~ 日程第 2 6 ( 一括上程 )

議案第 6 9 号 工事施行協定の変更について

議案第 7 0 号 財産の取得について ( 高規格救急自動車 ( 車輛 ) )

議案第 7 1 号 財産の取得について ( 高規格救急自動車 ( 救急用資機材 ) )

議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について ( ( 仮称 ) おがたこども園建設工事 ( 建築主体工事 ) )

議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について ( ( 仮称 ) おがたこども園建設工事 ( 電気設備工事 ) )

議案第 7 9 号 工事請負契約の締結について ( ( 仮称 ) おがたこども園建設工事 ( 機械設備工事 ) )

○議長 ( 細川雅子 ) 日程第 21、議案第 69 号工事施行協定の変更についてから、日程第 26、議案第 79 号工事請負契約の締結について ( ( 仮称 ) おがたこども園建設工事 ( 機械設備工事 ) ) に至る 6 件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[ 建設部長 山本茂広 登壇 ]

○建設部長 ( 山本茂広 ) 議案第 69 号から議案第 71 号まで及び議案第 77 号から議案第 79 号までの 6 件につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案 69 号工事施行協定の変更について説明申し上げます。

本件は、平成 30 年 12 月 18 日に議会の議決を得た大竹駅自由通路及び関連都市施設の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事の変更協定を締結することにつきまして、負担金額が 1 億 5,000 万円以上の工事の完成を目的とする協定を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更協定の概要でございますが、自由通路などの詳細設計が完了し、待合スペースや 1 階通路のひさしの設置、吹き抜け空間にすることなどにより、工事費が増加することになったものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の市負担額 18 億 9,544 万 2,000 円に 8,255 万 2,000 円を増加する変更協定を締結するものでございます。

続きまして、議案第 70 号及び第 71 号の財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、平成 16 年度に整備した高規格救急自動車を更新するものでございます。

初めに、財産の表示に記載してあります高規格救急自動車についてでございますが、救急救命士の資格を有する隊員が救急救命処置を行うために必要な構造及び設備を有した救急自動車となっており、傷病者に対し必要な応急処置を行いながら、医療機関に搬送することが可能となっております。

まず、車輛につきましては、消防本部が保有するほかの救急自動車と同等のワンボックスタイプのシャーシとなり、新たに搬送時に発生する振動を軽減するための磁気ダンパー

式の防振機能つきのストレッチャー架台を導入し、傷病者の負担軽減を図ります。

車輛に積載する主な資機材でございますが、自動心臓マッサージシステム、自動体外式除細動器、自動解析機能つき12誘導心電計及び画像伝送用資機材でございます。

次に、本議案を提出するに至った経緯でございます。車輛・救急用資機材とも7月13日に条件付一般競争入札にする旨の報告を行い、7月13日から7月30日まで入札参加希望者の受付を行っております。その後、8月3日の指名業者審査会の議を経まして、入札参加業者を決定し、8月19日に入札を執行いたしました。

車輛につきましては、1者による入札を執行し、広島トヨタ自動車株式会社大竹店と、8月19日に納入価格2,124万5,879円で仮契約を締結しております。

救急用資機材につきましては、2者による入札を執行し、1,890万円で落札した日本船舶薬品株式会社広島営業所と、8月19日に納入価格2,079万円で仮契約を締結いたしました。

いずれも予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当いたしますので、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第77号から第79号までの工事請負契約の締結について説明申し上げます。

今回提案させていただきます（仮称）おがたこども園建設工事についてでございますが、本工事は市役所庁舎の駐車場内に保育施設・子育て支援関連施設を建設するものでございます。

この施設には、なかはま保育所と立戸保育所を統合移転し、併せて子育て支援センター・どんぐりHOUSEも移転するほか、子育てに関する総合的な施設として整備するものでございます。

工事概要でございますが、敷地面積3,557.95平方メートル、園舎は延床面積2,947.89平方メートルの鉄骨造地上2階建て、そのほか園庭や駐車場の整備を行うものでございます。

まず、建築主体工事の入札でございますが、入札方式は1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

経緯でございますが、令和2年7月2日に入札公告を行い、令和2年7月21日の指名業者審査会を経て、8月12日に3者による入札を執行いたしました。

その結果、7億3,800万円で落札した株式会社浅沼組広島支店と、9月2日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は落札額に消費税相当額を加算しました8億1,180万円でございます。

次に、電気設備工事についてでございますが、建築主体工事と同じく入札方式は1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

経緯でございますが、令和2年7月2日に入札公告を行い、令和2年7月21日の指名業者審査会を経て、8月12日に2者による入札を執行いたしました。

その結果、1億100万円で落札した旭日電気工業株式会社広島支店と、9月1日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は落札額に消費税相当額を加算しました1億



1,110万円でございます。

次に、機械設備工事でございますが、建築主体工事、電気設備工事と同じく1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

経緯でございますが、令和2年7月2日に入札公告を行い、令和2年7月21日の指名業者審査会を経て、8月12日に2者による入札を行っております。

その結果、1億4,780万円で落札した山陽空調工業株式会社と、9月2日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は落札額に消費税相当額を加算しました1億6,258万円でございます。

以上3件の契約でございますが、3件の工事の予定価格がいずれも1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和4年1月14日まででございます。

以上で、議案第69号から議案第71号まで及び議案第77号から議案第79号までの説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第69号及び議案第77号から議案第79号に至る3件は生活環境委員会に、議案第70号及び議案第71号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第27～日程第28〔一括上程〕

議案第74号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

議案第75号 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第27、議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

及び日程第28、議案第75号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）及び議案第75号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、50ページからの議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億3,578万9,000円を追加し、予算総額を

214億8,561万5,000円にするとともに、繰越明許費及び債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、58ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、1億7,840万3,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、旧穂仁原小学校校舎解体に要する経費として395万1,000円を計上し、地方創生事業基金積立金1億7,387万5,000円を計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業に要する経費を減額するものでございます。

第3款民生費は、336万1,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費として、民生委員・児童委員活動報償費39万2,000円、障害者福祉サービス事業所への支援として160万円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、366万4,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、休日診療所における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費86万9,000円、し尿処理場整備事業に係る負担金を235万5,000円計上するものでございます。

第8款土木費は、2,550万円を増額するものでございます。内容といたしましては、大竹郵便局前交差点歩道整備工事650万円、御園第1公園整備工事1,900万円を計上するものでございます。

第9款消防費は、239万1,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、消防団員安全装備品整備等助成金を財源として、消防団の活動に必要な消耗品費100万円を計上するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業等に要する経費を減額するものでございます。

第10款教育費は、2,205万2,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後予定されている小学校及び中学校の修学旅行が延期または中止となった場合に、保護者の負担が生じないように、キャンセル料として補償金1,509万3,000円を計上。また、放課後児童クラブにおける感染症拡大防止対策として、みどり児童クラブに1教室を増設する経費等463万6,000円、小学校、中学校における感染症対策経費750万円を計上するものでございます。

第11款災害復旧費は、令和2年7月の豪雨により災害復旧工事が必要な箇所が多数確認されたため、520万円を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、56ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第15款国庫支出金は、小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症対策などに対する国庫補助金1,089万3,000円を計上するものでございます。

第16款県支出金は、休日診療所における新型コロナウイルス感染症対策などに対する県補助金を258万円を計上するものでございます。

第19款繰入金金は、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整及び新型コ

コロナウイルス感染症拡大により事業が中止になったことに伴い、教育環境充実基金繰入金の減額をするものでございます。

第20款繰越金は、前年度決算剰余に係る繰越金として1,817万3,000円を計上するものでございます。

第21款諸収入は、1億8,881万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、宮島ボートレース企業団からの配分金を1億7,387万5,000円、消防団員安全装備品整備等助成金を100万円、御園第1公園移転補償費を1,400万円計上するものでございます。

53ページの第2表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

54ページの第3表債務負担行為の補正は、放課後児童クラブの利用者の利便性の向上と新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護者負担金の口座振替ができるようにするため、放課後児童クラブ管理システムに要する経費につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。また、物品等の貸借に要する経費と放課後児童クラブに要する経費は、それぞれ期間、限度額を変更するものでございます。

以上が、議案第74号の概要でございます。

続きまして、67ページからの議案第75号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,454万1,000円を追加し、予算総額を29億2,154万2,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を1,454万1,000円計上し、歳入として前年度繰越金及び基金繰入金を計上するものでございます。

以上で議案第74号及び議案第75号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(細川雅子) これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第74号は総務文教委員会に、議案第75号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 令和2年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長(細川雅子) 日程第29、令和2年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

令和2年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月10日から9月22日までの13日間、休会いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって9月10日から9月22日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。9月10日は午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、9月11日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員政策研究会を、9月14日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、その終了後、議員全員協議会を、9月18日は午前10時から議会運営委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

9月23日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時51分 散会

(2. 9. 9)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月9日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究

令和2年9月  
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和2年9月23日10時開会

| 日 程 | 議案番号      | 件 名                                                                          | 付 記                |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 第 1 |           | 会議録署名議員の指名                                                                   |                    |
| 第 2 | 議案第64号    | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                                                     | (原案可決)             |
| 第 3 | 議案第67号    | 大竹会館条例の一部改正について                                                              |                    |
| 第 4 | 議案第68号    | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                   |                    |
| 第 5 | 議案第70号    | 財産の取得について（高規格救急自動車（車輛））                                                      | 総務文教<br>(原案可決)     |
| 第 6 | 議案第71号    | 財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））                                                  |                    |
| 第 7 | 議案第74号    | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）                                                        | (原案可決)             |
| 第 8 | 認 第13号    | 令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について                                                   | (認 定)              |
| 第 9 | 議案第63号    | 大竹市印鑑条例の一部改正について                                                             | (原案可決)             |
| 第10 | 議案第65号    | 大竹市税条例等の一部改正について                                                             | (原案可決)             |
| 第11 | 議案第66号    | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                                                         | (原案可決)             |
| 第12 | 議案第69号    | 工事施行協定の変更について                                                                | (原案可決)             |
| 第13 | 議案第72号    | 令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                              | (原案可決及び認定)         |
| 第14 | 議案第73号    | 令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                           | 生活環境<br>(原案可決及び認定) |
| 第15 | 議案第75号    | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）                                                    | (原案可決)             |
| 第16 | 議案第76号    | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）                                                   | (原案可決)             |
| 第17 | 議案第77号    | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事））                                       | (原案可決)             |
| 第18 | 議案第78号    | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事））                                       | (原案可決)             |
| 第19 | 議案第79号    | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））                                       | (原案可決)             |
| 第20 | 令和2年請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教<br>(採 択)      |

|     |            |      |                                                |   |                        |
|-----|------------|------|------------------------------------------------|---|------------------------|
| 第21 | 認          | 第14号 | 令和元年度大竹市一般会計決算                                 | } | 決算特別委<br>設置・付託<br>(一括) |
| 第22 | 認          | 第15号 | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算                           |   |                        |
| 第23 | 認          | 第16号 | 令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算                           |   |                        |
| 第24 | 認          | 第17号 | 令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算                           |   |                        |
| 第25 | 認          | 第18号 | 令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算                         |   |                        |
| 第26 | 認          | 第19号 | 令和元年度大竹市土地造成特別会計決算                             |   |                        |
| 第27 | 認          | 第20号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計決算                             |   |                        |
| 第28 | 認          | 第21号 | 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算                          |   |                        |
| 第29 | 報告         | 第6号  | 令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について              |   | 報告                     |
| 第30 | 令和2年決議案第1号 |      | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 |   | 即決                     |
| 第31 |            |      | 常任委員会の閉会中の継続審査について                             |   |                        |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第64号から日程第7 議案第74号 (報告・表決)
- 日程第 8 認第13号から日程第19 議案第79号 (報告・表決)
- 日程第20 令和2年請願第2号 (報告・討論・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第2号 (説明・表決)
- 日程第21 認第14号から日程第28 認第21号 (説明・付託)
- 日程第29 報告第6号 (報告)
- 日程第30 令和2年決議案第1号 (説明・表決)
- 日程第31 常任委員会の閉会中の継続審査について (表決)

○出席議員 (16人)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 細川雅子 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 賀屋幸治 | 8番  | 北地範久  |
| 9番  | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘  |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也  |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日域 究  |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三  |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

|   |   |   |      |
|---|---|---|------|
| 市 |   | 長 | 入山欣郎 |
| 副 | 市 | 長 | 太田勲男 |
| 教 | 育 | 長 | 小西啓二 |

総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長  
建設管理監  
監査委員

中村一誠  
三原尚美  
豊原学  
古賀正則  
佐伯和規  
柿本剛  
三上健  
西田耕一郎  
薬師寺基夫

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

田中宏幸  
加藤豪



10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において16番、山本孝三議員、
2番、藤川和弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第7

- 議案第64号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第67号 大竹会館条例の一部改正について
- 議案第68号 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第70号 財産の取得について（高規格救急自動車（車輛））
- 議案第71号 財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））
- 議案第74号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第64号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、日程第7、議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）に至る6件を一括して議題といたします。  
本件に関し、委員長の報告を求めます。  
総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年9月9日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                         | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------------------|-------|
| 議案第64号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                   | 原案可決  |
| 議案第67号 | 大竹会館条例の一部改正について                            | 原案可決  |
| 議案第68号 | 大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第70号 | 財産の取得について（高規格救急自動車（車輛））                    | 原案可決  |

|        |                             |      |
|--------|-----------------------------|------|
| 議案第71号 | 財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材）） | 原案可決 |
| 議案第74号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）       | 原案可決 |

令和2年9月10日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは9月9日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案6件につきまして、9月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告を申し上げます。

まず、議案第70号財産の取得について（高規格救急自動車（車輻））及び議案第71号財産の取得について（高規格救急自動車（救急用資機材））の2件につきましては、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件ではまず、「高規格救急自動車の車輻と救急用資機材を分離発注した理由について伺う」との質疑に対しまして、「県の許認可が必要な高度管理医療機器を含む救急用資機材の多くは医療機器であるため、車輻と救急用資機材を合わせて発注すると対応できる業者が少なくなり、幅広く業務を募る目的で分離発注をしている」との答弁がございました。

次に、「今回の新規車輻の装備において、既存の車輻より性能が優れたものはあるのか伺う」との質疑に対しまして、「車輻の装備において、防振架台の形式を空気ばね式から磁気ダンパー式に変更する。従来の空気ばね式は、走行中段差等による上下振動の吸収に優れた機能を有するが、近年は車輻の耐震性能が向上しており、さらに、前後振動を防止する磁気ダンパー式を導入している。また、傷病者に対する装備ではないが、新規車輻には安全装備が多くあり、操作する救急隊員の安全作業の向上を図ることができる」との答弁がございました。

次に、「高規格救急自動車の駆動方式が四輪駆動である理由について伺う」との質疑に対しまして、「山間部の管轄があり冬季における安全性を向上させるため、大竹市消防本部で保有している高規格救急自動車は、全て四輪駆動である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第64号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、本件ではまず、「新型コロナウイルス感染の疑いがある時点で、対処のための作業に従事した場合、特殊勤務手当が適用されるのか伺う」との質疑に対しまして、「救急搬送をしている場合、その時点で感染しているかは不明であるが、搬送先の医療機関にお

いてPCR検査などの検査が必要であると判断された時点で、特殊勤務手当の対象とするように考えている」との答弁がございました。

次に、「大竹市の職員であれば、再任用職員や会計年度任用職員でも、新型コロナウイルス感染症への対処のための作業に従事した場合、特殊勤務手当の対象となるのか伺う」との質疑に対しまして、「全職員が対象となるため、正規職員、再任用職員、会計年度任用職員のいずれも特殊勤務手当の支給対象となる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号大竹会館条例の一部改正についてでございます。

本件では、「大竹会館の改築後、すぐに指定管理に移行するのか。また、支所業務も一部は指定管理に移行するのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹会館は公共施設の中で、施設の性質上、民間のノウハウを発揮できる施設である。将来的には指定管理者に管理運営を委ね、より魅力的な管理運営により事業収入を上げ、公的負担を軽減していくことができると考えている。したがって、今回の改築に当たり、民間による管理運営を意識し、事務所の配置や配膳室の大きさ等を工夫している。なお、改築後すぐに指定管理への移行は考えていない。当面、これまでどおり、一部業務委託により施設を運営していく方針である。

また、支所業務について、同じ建物にあるため民間に包括委託できる可能性を模索したが、国が示した、市職員が常駐せず民間委託が可能な窓口業務は、証明書等の発行において、原則本人請求の受付と当該請求に係る証明書の引き渡しのみであり、現行で支所が行っている業務と比べ、大幅な市民サービスへの低下となるため、民間委託しない予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件ではまず、「支援員認定資格は県知事の認可がないと取得することができないが、条例改正でどのようになるのか伺う」との質疑に対しまして、「これまで支援員は教員や保育士資格を持った方などが、県の実施する研修を受講しなければならなかったが、今回の改正により、例えば、指定都市である広島市や中核市である福山市、呉市などが実施する研修を受講した場合も支援員になれる」との答弁がございました。

次に、「新しい教室をつくるのにリフレッシュルームを使用するとあるが、今まであったリフレッシュルームの機能はどうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「現在、支援員がミーティングや休憩を取る際に使用している事務室の一角のスペースに、リフレッシュルームの機能を移設する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入り、討論の後、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）でございますが、本件ではまず、「9款、消防費の消防団資機材整備事業は、消防団の消耗品を前倒しで配備することだと思いが、配備予定について伺う」との質疑に対しまして、「今回配備する予定の消耗品は防火帽65個である。防火帽は令和4年までに防火服を88着配備した後に、全分団への配備を予定したものである。特に消防団の力を必要とする阿多田地区に13個、栗谷地区に8個を優先配備し、残りの分団には一律に4個を配備することを考えている」との答弁がございました。

次に、「消防団活動推進事業の減額は、4年に1度の大竹市消防団ポンプ操法大会の中止によるものだと思うが、オリンピックのように来年度に開催する予定か伺う」との質疑に対しまして、「大竹市消防団ポンプ操法大会は、来年度に開催する予定である」との答弁がございました。

次に、「3款、民生費の障害者等自立支援給付事業の内容と、対象事業所が幾つあるのか伺う」との質疑に対しまして、「障害者等自立支援給付事業は、障害者福祉サービス事業所支援補助金として、市内に障害福祉サービス事業所を置く法人が、職員や利用者の新型コロナウイルス感染症予防対策に要したマスクや消毒薬の購入などの経費の一部を助成するものである。1法人10万円を上限とし、地方創生臨時交付金を活用した大竹市の独自事業である。また、市内に障害福祉サービス事業所を置く法人は、9つある」との答弁がございました。

次に、「10款、教育費の放課後児童クラブ管理システム導入委託料の内容について伺う」との質疑に対しまして、「放課後児童クラブ管理システム導入委託料は、放課後児童台帳を電子化し、管理することを目的としている。今までは、保護者が納める負担金は、納付書により金融機関においての納付であり、15時までに銀行の窓口に行く必要があるため、保護者懇談会で口座振替等の要望があった。また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、できるだけ人との接触を減らす必要もあると考え、放課後児童クラブ管理システムを導入し、口座振替を可能とする」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました議案6件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

16番。

○16番（山本孝三） ただいまの総務文教委員会に付託されました議案のうち、議案第68号。これは大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の問題ですが、私はこの条例に明記されている、必要があれば指導員なり支援員を増やすことができるというふうな文言になっておるんですが、まだ民間委託してないわけですから、現行の体制よりか将来的には後退をすることをお前提にした内容になるのではないかと危惧を持っております。そういったことで、議案第68号については現行の措置を後退をさせない、こういうふうに条例上も改めて明記すべきだということをお主張して、この議案第68号には反対します。

それから議案第74号について、これは一般会計補正予算ですが、放課後児童の健全育成に関わる予算財政措置が幾つか措置をされて、令和3年度から執行されるということになっております。私は令和3年度執行されるだろうとするこの予算内容は、結局民間委託をお前提にしたものになるというふうに断じております。これまでの議論の過程で、民間委託をするというこの方針なり予算措置が議会に説明された際にも、私は反対の立場をお表明してまいりました。その意志は変わりません。

したがって、この一般会計補正予算に措置をされている幾つかの財政予算上の措置に関わることについては、まだ、令和3年度までは半年ありますから、思いをお改めて教育委員会も大竹市長も、その点は担当職員と十分協議をされて、民間委託に安易に流れないようにしてもらいたいと思っうんですね。

大竹市議会もおせんだって、国が進めるトップランナー方式。何でもかんでも民間委託したり業者に業務委託をして、市町の蓄積されるべき技術や経験がだんだん薄れて、自治体そのものが企業の利潤追及の大きなプールになると、こういうことが今、まさに警告されている実態です。市議会もそういうことを踏まえて、意見書が提出をされて、この意見についてはトップランナー方式をお改めるべきだと、こういう意思も含めて、全会一致で決議をした経緯もございます。どうか思い起こして、そういう今の国の地方自治体に対する予算の在り方、これについても批判的見地から放課後児童健全育成事業に関わって後退しないように、そういう姿勢をお示していただきたいということをお申し上げたいと思っいます。

それから2つ目には、県内で既に新型コロナウイルスの収束が見えないわけですが、時期的にはインフルエンザが流行する時期。こういったことを踏まえて、新型コロナウイルス対策とインフルエンザ対策の予防を、全国の各地の自治体がお鋭意取り組んでおります。

私はこの問題についても、早期にPCR検査が今では自動的にできるという医療機器もあるわけですから、大竹市でもそういった機器を設置して、多くの市民の皆さんの安心安全のための対応をお具体的に取ってもらいたいということをお、るる申し上げてまいりました。

今、広島県内23の市町のうち、インフルエンザに対する各年齢に応じた個々の接種に関わっての負担の軽減措置をお取っております。取っていないのは、大竹市を含めて僅かに7市町。あとは全ての市町村がおインフルエンザ予防接種に関わる市民の自己負担をお軽減するために、それなりの措置をお取っているという状況であります。どうかこのことについても、大竹市がお新型コロナウイルスとインフルエンザのダブルパンチをお受けしないような、そっうい

った措置に思い切った予算を計上して、安心安全の対策に踏み切っていただきたい、こういうことを申し上げたいと思います。

議案第74号についてはただいま申し上げましたことを踏まえて、幾つかの新型コロナウイルス対策の問題も入山市長の配慮による措置もされておりますから、予算そのものには反対しません。ただいま申し上げました諸点については、ぜひ実行していただくことを重ねてお願いを申し上げまして、討論に代えたいと思います。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

小田上議員。

○6番（小田上尚典） それでは議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）、全てについて賛成の立場で討論させていただきます。

議案第68号については、これは実際の運営状況に合わせて放課後児童クラブ、15名程度を目安に1つ教室を増やしたいということで、厚生労働省のほうの指針においても、20名程度とありますが、同一事業所内で連携が取れるような状況であれば1人であっても構わないというような文があります。

実際に登録されている大竹市においても、放課後児童クラブに登録されている児童数、登録数だけで見ると超過しているというような数字もあります。これは実態に合わせて1名の指導員を置くことで、保護者の方たちも安心して仕事ができるという環境になるのではないかなと思いますので、何か外れてるということはないと思います。なので、賛成いたします。

この議案第74号の補正予算に関しましても、先ほどありました点においては、この教室を1つ増やすための対応の経費並びに口座振替、今まで対応していなかった部分に対応させるための経費とありますので、これはもう進めていただきたいと思います。

先ほど反対討論のほうでありました民間委託については、保護者説明会では特段反対の意見がなかったと聞いております。

ただ、先ほど言われたように、議会報告会で私ども議員も、若干不安の声やどうなるんだろうという声は聞いております。その件に関しましては、また民間委託をする事業者が出てきて、我々議員が審査する段階になったときに厳しい目で見ていくべきなのではないかと思ひまして、これとはまた別のことかなと思います。なので現状に合わせた改正、現状に合わせた補正予算ということで、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（細川雅子） 討論の通告は受けておりませんが、他に討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件のうち、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを除く5件を一括採決いたします。

本5件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本5件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本5件は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 起立多数と認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第19（一括上程）

認 第13号 令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第63号 大竹市印鑑条例の一部改正について

議案第65号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第66号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第69号 工事施行協定の変更について

議案第72号 令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第73号 令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第75号 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第77号 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事））

議案第78号 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事））

議案第79号 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））

○議長（細川雅子） 日程第8、認第13号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第19、議案第79号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））に至る12件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和2年9月9日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|--|----------|
| 認第13号 | 令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について | 認定 |
| 議案第63号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第65号 | 大竹市税条例等の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第66号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第69号 | 工事施行協定の変更について | 原案可決 |
| 議案第72号 | 令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決及び認定 |
| 議案第73号 | 令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決及び認定 |
| 議案第75号 | 令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第76号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第77号 | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事）） | 原案可決 |
| 議案第78号 | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事）） | 原案可決 |
| 議案第79号 | 工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事）） | 原案可決 |

令和2年9月11日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは9月9日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案12件につきまして、9月11日に委員会を開催し、審査を行い

ましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第72号令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第73号令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び認第13号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についての3件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件ではまず、「新町雨水排水ポンプ場に係る、小瀬川左岸への放流管占用協議に関する調査検討業務委託について、業務の内容と発注の予定を伺う」との質疑に対しまして、「新町雨水排水ポンプ場については、排水路の整備や管路の敷設、用地買収など事業を進めるために様々な課題がある中、当面は新町雨水排水ポンプ場から小瀬川への排水方法について、整理をしていく必要があると考えている。小瀬川の左岸に遊歩道が整備されたことなど、現地の状況が変わったということもある。

調査検討業務委託では、現在示しているルート以外に既設の市道内に排水管を敷設することが可能であるか、また、現在示しているルートの先が遊歩道の降り口で支障になっているため、太田川河川事務所とも協議の上、別ルートについても概略を検討していきたいと考えている。現在は、発注に向け準備しており、10月頃の入札予定を考えている」との答弁がございました。

次に、「下水道の年間処理水量に関して、令和元年度の不明水量がかなりあるようだが、改善に向けた対策について伺う」との質疑に対しまして、「下水道管への不明水は雨水、地下水等が原因であるが、大雨のときに管内に流入すると満水状態になり、トイレが流れにくくなるなどの弊害や、下水処理場への大きな負担にもなっているため、改善の必要性は従来から認識している。今年度は玖波地区の2団地において、浸入水等の調査を行っている。また、各汚水ポンプ場の晴天時・雨天時での稼働時間による不明水の分析のほか、下水道幹線の2系統について、管内調査を行う予定としている。

地下での調査であり、不明水流入の経路や場所を特定するには、時間と手間がかかる。今後も不明水の流入が疑われる区域の調査や絞り込みを行い、流入の減少に向けて取り組んでいく」との答弁がございました。

次に、「下水道使用料の推移の表を見ると、水道水以外の汚水という区分があるが、この内容を伺う。また、水道以外の汚水については、平成4年4月に料金改定されており、その後の値上げはされていないようであるが、現在の使用料について伺う」との質疑に対しまして、「水道水以外の汚水は、主には井戸水を対象としたものを想定している。現在の使用料は、漁業集落排水及び農業集落排水の事業開始を踏まえて、平成8年4月1日に制定した大竹市公共下水道及び漁業集落排水処理施設の水道水以外の水の使用水量認定要綱における、使用水量の認定基準に基づき算定している。

この認定基準によると、使用水量は1月につき1世帯1人は15立方メートル、1人増すごとに5立方メートル増える。こうして認定した水量と下水道基本料金を基に使用料が算定される。したがって、表では改定されていないように見えるが、下水道料金の改定と同時に値上げはされている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第76号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「今回の補正予算で、大竹下水処理場共同処理整備に係る都市計画及び事業認可変更業務委託料が上げられており、これに基づき設計及び工事の発注をすることになると思うが、今後のスケジュールについて伺う」との質疑に対しまして、「今年度中にし尿処理場の統合に関する基本構想の策定を行い、その成果品を基に都市計画及び事業認可の変更を行う予定である。

来年度は今回の基本構想での検討結果を基に、工事の基本設計、詳細設計を発注する予定としている。現在、検討を行っているところであるが、約1年間か、もしくは来年度いっぱいまでかかる予定である。その後、工事の発注を予定している。詳細な工程は、基本設計、詳細設計の際の打ち合わせにより定めていく」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第77号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（建築主体工事））、議案第78号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（電気設備工事））及び議案第79号工事請負契約の締結について（（仮称）おがたこども園建設工事（機械設備工事））の3件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件ではまず、「現在、本庁舎耐震改修工事が施行されており、工期は今年11月26日までとなっている。議案の（仮称）おがたこども園建設工事の工期は、議決の日の翌日からであり、工期が重なる部分があるが、影響はなく調整できるものか伺う」との質疑に対しまして、「本庁舎耐震改修工事の現場作業は10月23日ぐらいに完了の予定であり、現場事務所は10月末に撤去の予定である。また、本議案の工事は発注に当たり工程表を作成しており、契約締結後、建築主体の工事に入るのは、来年1月からの予定であるため、工期が重なることによる影響はない」との答弁がございました。

次に、「工事の期間中は、工事内容や駐車場の経路など、案内表示があったらよいと考えるが、対応について伺う」との質疑に対しまして、「安全を確保できるよう分かりやすい表示に努めたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第69号工事施行協定の変更についてでございますが、本件ではまず、「今回の大竹駅自由通路等工事の施行に関する協定の変更においては、自由通路等の設計の見直しにより公衆トイレの位置が変更になり、その結果、駅事務室の面積は小さくなった。これにより、橋上駅舎化工事の施行に関する協定におけるJR側の負担額に変更はないか伺う」との質疑に対しまして、「現在のJRの負担額は駅構内のバリアフリー施設の

整備やエレベーターの設置費用、駅の建て替え相当額減価償却分の合計となっている。これらは今回の協定の変更に伴い、影響はない部分であるため、JRの負担額に変更はないとの答弁がございました。

次に、「今回の工事施行協定では、工事請負契約のように発注者、受注者という形になっていない。協定の考え方について伺う」との質疑に対しまして、「大竹駅自由通路は、JRの軌道の上に整備するものとなるため、本協定を締結し、これに基づき大竹市は工事の発注をJRにお願いし、財産として取得するものである。なお、駅舎については、大竹市の財産ではなく、あくまでも補償物件ということになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正についてでございますが、本件では、「今回の条例改正により、代理人が印鑑登録証明書の交付を申請する際、申請書への押印が不要になるとのことだが、その他の全ての証明書の申請においても代理人の押印は不要なのか伺う」との質疑に対しまして、「他の証明書の申請でも、代理人の押印が必要になるものは規定上ない。本人確認を徹底しており、確認ができた場合は押印は求めている。申請者が本人確認書類を所持していない場合は、複数の質問をすることにより本人確認をし、その上で押印をしてもらう場合はあるが、原則として押印は必要はない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件ではまず、「中止等となった一定の行事の入場料金等の払い戻しをしなかった場合に、寄附金税額控除が受けられるとのことであるが、どのような行事が対象となるのか。また、手続方法について伺う」との質疑に対しまして、「令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に、日本国内で開催予定の文化芸術及びスポーツイベントのうち、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となったもので、主催者が文化庁またはスポーツ庁に申請し、指定を受ける。指定されたイベントは、文化庁またはスポーツ庁及び主催者のホームページで公表している。手続方法については、まず、寄附金税額控除を受けたい方が、主催者が指定する方法により払い戻しを請求しない旨を連絡する。次に、主催者から指定行事証明書、払戻請求権放棄証明書を受け取り、確定申告をする」との答弁がございました。

次に、「低未利用土地は売却しても大きな利益が出ないことなどから、今回の条例改正による特別措置がどれだけ機能するか分からないところがある。大竹市の立場としてどのように期待しているのか考えを伺う」との質疑に対しまして、「低未利用土地については売却収入が低く、測量費や手数料、建物があれば解体費がかかるなど、費用負担も重く、さらに、譲渡所得税等の負担感が大きいため、土地を売らずに放置している実態があったものと考えられる。これまで譲渡価格から諸経費を差し引いた譲渡所得が利益となり、課

税対象となっていた。今回の特例措置では、譲渡所得から100万円が控除されることにより、課税対象額が低くなる。これにより所得税で15万円、市県民税で5万円、合わせて20万円の減税になる。

今回の特例措置によって、低未利用土地の譲渡が活発化するかは未知数ではあるが、実施されることにより、新たな所有者による低未利用土地の適切な管理や利活用が促進され、さらに、所有者不明土地の予防につながることを期待している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「最近では新型コロナウイルス感染症の影響等により、医療機関を受診する人が減っているということを知ります。こうした状況が、国民健康保険の医療費等の数値において実際に影響が出ているのか伺う」との質疑に対し、「国民健康保険の医療費の総額は、被保険者数の減少の影響も受けているため、1人当たりの医療費について昨年の同月と比較した。その結果、3月診療分は増加したが、緊急事態宣言が出された4月診療分は9%程度減少し、5月診療分は2%程度減少した。緊急事態宣言解除後の6月診療分は2%程度増加したが、新型コロナウイルスの感染者が再び増加した7月診療分は9%程度減少という状況である」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものとしております。

続きまして、議案第75号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑の後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で生活環境委員会に御付託いただきました議案12件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本12件を、一括採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は、認第13号は認定、議案第63号から議案第69号に至る4件は原案可決、議案第72号及び議案第73号の2件は原案可決及び認定、議案第75号から議案第79号に至る5件は原案可決であります。本12件は委員長の報告のとおり決することに、

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本12件は、委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 令和2年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（細川雅子） 日程第20、令和2年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名                                                                          | 審査の結果 | 付託年月日   |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 令和2年<br>請願第2号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 採 択   | 2. 9. 9 |

令和2年9月10日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

[総務文教委員長 西村一啓議員 登壇]

○総務文教委員長（西村一啓） それでは、9月9日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

令和2年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございます。

本件は連合広島大竹・廿日市地域協議会議長岡村将城氏及び広島県教職員組合大竹廿日市支区委員長川尻和浩氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「学校現場では、いじめ・不登校等の深刻な問題を抱える児童生徒、障害のある児童生徒、外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒への対応等、課題が山積している。

このような複雑・多様な課題に対応する教職員は、長時間勤務を要する深刻な状況となっており、学校における働き方改革が急務となっている。

さらに、学校における新型コロナウイルス感染症対策と子供たちの健やかな学びの保障との両立を図っていくことも求められている。こうした中で、一人一人の子供に対して丁寧な対応を行うためには、働き方改革と国庫負担に裏付けされた少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数の改善が不可欠である。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫している。

将来を担い社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要である。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体として確保・充実させる必要がある」というもので、同趣旨の実現のために国に意見書を提出することを求めて請願されたものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「少人数学級の推進については、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じ、個を生かし、きめ細かな学習指導等が可能になり、適切な人数で効果的な集団活動も可能となる。これらによって、児童生徒の学力の向上や、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止等の効果的な取り組みが期待できる。

教育効果を左右する要因は、大人数か少人数かだけではなく、教員の力量や家庭の教育への関心、家庭環境や友達関係等、様々であると考えられる。

また、教員不足と言われる中で、学習指導力、生徒指導力、学級経営力等の力量のある人材の確保が可能であれば、教職員定数改善について要望したい。

あわせて、義務教育費国庫負担制度2分の1復元については、結果的に教職員の給与費以外の広島県の教育費が増加し、大竹市にとって新型コロナウイルス感染症対策も含めて、児童生徒及び教職員の健康面及び安全面、そして、児童生徒の学力向上に係る教育施策の充実が期待できるということであればお願いしたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、説明に対する質疑はなく、質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。討論に入り、採択すべきとの立場で、一名の委員から討論がございました。

その内容は、「令和2年9月8日に、政府の教育再生実行会議初等中等教育ワーキング・グループが、文部科学省で第1回会議を開催し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた初等中等教育の学びの在り方について議論して、少人数によるきめ細かな指導体制・環境整備についてを成果文書としてまとめ、文部科学大臣から内閣総理大臣に提出しているように、文部科学省としても積極的に取り組んでいるため、採択すべき」というものでございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいま議題となっております令和2年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願につきまして、採択すべきとの立場で討論をいたします。

子供は社会の宝であります。次世代の行く手に大きな役割を担う学校教育への期待が広がる中で、学校現場は様々な課題を抱えております。行き過ぎた個人主義の風潮や社会全体のつながりが薄れる中で、子供たちの基本的な生活習慣、規範意識、学習意欲や社会性の育成にも課題が指摘されています。

いじめ、不登校問題への対応や特別支援教育の充実、地域との連携による教育の推進、保護者や家庭とのつながりなど行き届いた質の高い授業や、生徒指導を行うための教職員体制の整備が急務となっています。

また、家庭の経済状況や格差が学力に影響を及ぼしている現在、世代を超えた格差の再生産や固定化を招かない取り組みも必要です。

近年、地域社会、家庭生活の激変により、地域や家庭での教育が難しくなっていることも事実であります。少人数学級の推進や教職員の定数改善は、子供と正面から向き合い、質の高い教育を行うための体制整備であり、国において実現されることを強く望むものであり、少人数学級の実現は日本PTA全国協議会、日本教職員組合、校長会や教育関係団体、全国知事会も要望しているところであります。

本意見書の趣旨を十分理解して、2021年度政府予算案の決定までに、政府として結論を得られることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（細川雅子） 討論の通告は受けておりませんが、他に討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。本件は委員長の報告とおりに決することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから、職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

〔意見書案配付〕

○議長（細川雅子） ただいま職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（細川雅子） 追加日程第1、意見書案第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

〔総務文教委員長 西村一啓 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） 意見書案第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書（案）。学校現場では、いじめ・不登校等の深刻な問題を抱える児童生徒への対応や、障害のある児童生徒、外国人児童生徒など、特別な配慮を要する児童生徒への対応等、解決すべき課題が山積しています。

一方、このような複雑かつ多様な課題に対する教職員の対応は、長時間勤務という形で表れ、深刻な状況となっており、学校における働き方改革が急務となっています。

さらに、学校における新型コロナウイルス感染症対策と、子供たちの健やかな学びの保障との両立を図っていくことも求められています。

こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数の改善が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で、2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫して

います。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかり確保・充実させる必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2021年度の予算編成に当たり、次の事項について措置を講じられるよう強く要請いたします。

1、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21～日程第28〔一括上程〕

認 第14号 令和元年度大竹市一般会計決算

認 第15号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第16号 令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第17号 令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 1 8 号 令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第 1 9 号 令和元年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第 2 0 号 令和元年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第 2 1 号 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（細川雅子） 日程第21、認第14号令和元年度大竹市一般会計決算から日程第28、認第21号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第14号令和元年度大竹市一般会計決算から認第21号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

令和元年度の我が国の経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかな回復が見られていました。しかしながら、年度末の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気の低迷が大変懸念されております。

本市においては大手企業の減収の影響により、法人市民税が減収したことに加え、償却資産の減価償却などの影響により、固定資産税も減少したため、市税総額は前年度に比べて減少いたしました。

市税減少という厳しい状況の中ではありますが、大規模な建設事業の実施につきましては、防衛省再編交付金を初めとした国・県支出金や、これまで大規模事業に備えて積み立ててきました地方創生事業基金を活用し、地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

それでは、令和元年度に実施いたしました事業につきまして、重点施策の順に沿って説明いたします。

まず、第一の施策、大竹を愛する人づくりにつきましては、地域を担う人づくり、互いを尊重し支え合う人づくりを推進いたしました。主たる取り組みといたしましては、読書活動推進員の配置による読書活動推進事業、学級支援員の配置による学習環境サポート事業などにより、教育環境の充実に努めてまいったところでございます。

第2の施策、生活基盤が整ったまちづくりにつきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めてきたところでございます。主な取り組みといたしましては、大竹駅周辺整備事業として、自由通路の詳細設計や補償工事を実施したほか、駅舎テナントに対して工事に支障となる物件の補償などを行いました。

また、晴海臨海公園整備事業として、デイキャンプ施設や展望台等の海辺の広場を整備し、幅広い年齢層の方が訪れる公園の整備を進めてきたところでございます。

第3の施策、安全なまちづくりにつきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。主な取り組みといたしましては、消防力強化事業として、大型化学消防ポンプ自動車を整備いたしました。また、本庁舎耐震改修事業として、

防災拠点としての機能を確保するため、昨年度に引き続き本庁舎の耐震改修等を行っております。

第4の施策、安心できるまちづくりにつきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組んでまいりました。主な取り組みといたしましては、市立保育所等整備事業として、子育てしやすいまちづくりの推進のため、本庁舎敷地内に公立保育所と子育て支援関連施設を整備するための設計を行っております。また、不妊治療費助成事業では、対象となる治療区分を増やし、より多くの方が制度を利用できるようにいたしました。

第5の施策、心にゆとりを感じるまちづくりにつきましては、生涯学習の充実による心の豊かさを育む取り組み、また、環境美化の推進によるきれいで快適なまちづくりに取り組まれました。主な取り組みといたしましては、大竹会館改築等事業として、公共施設の規模適正化、防災拠点機能の強化、利用者の利便性の向上を図るために、耐震性に問題のある大竹会館の旧館と新館の解体及び建て替えに着手したところでございます。

第6の施策、行政・社会の仕組みづくりにつきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組んでまいりました。主な取り組みといたしましては、まちづくり基本構想等策定・推進事業として、市民と行政が共に目指す未来に向け、協働してまちづくりを進めていくための新しい指針となる大竹市まちづくり基本構想の策定に着手したところでございます。

続きまして、令和元年度における各会計決算の概要を説明いたします。

まず、認第14号令和元年度大竹市一般会計決算から説明をいたします。

一般会計決算は、当初歳入歳出予算が149億9,218万8,000円でしたが、本庁舎耐震改修事業や災害復旧事業など繰越し分の増加や補正予算による増加により、最終予算の総額は163億9,399万6,600円となり、当初予算と比べますと9.4%の増加となっております。

歳入総額は145億2,496万7,789円で、予算に対しまして88.6%の収入割合となりました。

一方、歳出総額は139億5,981万5,080円となり、執行率は85.2%となっております。この結果、当年度の形式収支は5億6,515万2,709円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる4億6,697万8,233円を差し引いた残額9,817万4,476円が、令和元年度の実質収支黒字額となっております。

なお、この歳計剰余金につきましては、8,000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1,817万4,476円を令和2年度へ繰越しました。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料として主要事業報告書に詳細を記してございますので、省略させていただきます。

次に、認第15号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額33億9,551万3,584円に対し、歳出総額33億9,131万4,629円となり、形式収支及び実質収支は419万8,955円の黒字となっております。

この会計の歳入は保険料、県支出金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は保険

給付費、保健事業費などがございます。

歳計剰余金については210万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り209万8,955円を、令和2年度へ繰越いたしました。

次に、認第16号令和元年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額共に3,017万4,250円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などがございます。

続いて、認第17号令和元年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額共に4,238万4,143円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などがございます。

次に、認第18号令和元年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額8,271万3,021円に対し、歳出総額5,490万324円となり、形式収支及び実質収支は、2,781万2,697円の黒字となっております。

この会計の歳入は港湾施設使用料や県支出金で、歳出は施設の維持管理経費などがございます。

次に、認第19号令和元年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額2億8,066万9,685円に対し、歳出総額8億498万6,355円となり、差引き5億2,431万6,670円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきましては、翌年度の歳入を繰り上げて充用いたしております。

この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金で、歳出は晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費などがございます。

次に、認第20号令和元年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額26億436万3,470円に対し、歳出総額25億5,644万4,868円となり、形式収支及び実質収支は4,791万8,602円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は保険給付費、地域支援事業費などがございます。

歳計剰余金については3,355万7,070円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1,436万1,532円を令和2年度へ繰り越しております。

最後に、認第21号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額4億8,567万7,204円に対し、歳出総額4億7,910万7,249円となり、形式収支及び実質収支は656万9,955円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金などがございます。

以上が令和元年度の各会計における決算の概要でございます。

次に、令和元年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明申し上げます。

歳入総額144億7,580万6,000円に対し、歳出総額は138億8,284万円となり、4億6,697万9,000円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は1億2,598万7,000円の黒字となっております。

性質別歳出について見ると、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、前年度と比べ4,036万2,000円減の63億2,666万4,000円となっております。

生活保護費の増などにより扶助費が6,677万5,000円増加したものの、平成15年度に発行した中市立戸線道路改築事業債の償還が終了したことなどにより、公債費が1億36万2,000円減少したことによるものがございます。

投資的経費は、可燃ごみ広域処理事業負担金が終了したことなどにより、前年度と比べ5億5,274万8,000円減の21億6,081万7,000円となっております。

なお、令和元年度末の地方債残高は213億7,259万1,000円となり、前年度末と比べ1,861万5,000円減少しております。

経常経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ1.2ポイント減の96.9%となっております。

本市においてはこれまでに様々な行財政改革に取り組んでまいりましたが、増え続ける社会保障費を捻出していくためには、歳入確保のみでは賅い切れません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など、施設の在り方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う笑顔・元気・かがやく大竹の実現に向け、よいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、各会計の決算につきまして十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（細川雅子） この際、監査委員に、決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

監査委員を代表いたしまして、令和元年度大竹市一般会計及び特別会計の決算審査の概要及び監査委員の意見につきまして御説明いたします。

決算審査意見書の1ページから2ページを御覧ください。

本審査は、令和2年8月17日から8月25日までの期間において、市長から送付された各会計の決算書及び歳入歳出事項別明細書、並びに各種調書の点検を行い、会計管理者保管の諸帳簿及び証書類との照合を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して調製されており、かつそれらの計数は、正確であることを認めました。

それでは、お手元の意見書に沿って御説明いたします。

初めに、一般会計と特別会計全体の決算規模につきまして、3ページをお開きください。

第1表、決算額の推移の元年度の項目を御覧いただきますと、決算総額は歳入が214億4,646万3,000円、歳出が213億1,912万7,000円で、歳入歳出の差引き額は1億2,733万6,000円の黒字となっています。

決算収支の状況につきましては、4ページをお開きください。

第2表の決算収支の状況で示すように、形式収支から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は3億3,964万3,000円の赤字となっており、単年度収支は4,149万1,000円の黒字となっております。

次に、5ページに移りまして、一番下の第4表の会計別歳入の収納状況を御覧ください。

不納欠損額につきましては、一般会計が1,196万3,000円で、前年度と比べて435万1,000円の増となっています。

特別会計全体で2,789万7,000円で、前年度と比べて944万9,000円の増となっています。

収納率につきましては、一般会計98.6%、特別会計全体で98.4%は、いずれも前年度と同程度となっております。

個別の税目及び保険料の収納状況と不納欠損額につきましては、57ページから60ページの収納状況表で後ほど御確認ください。

それでは次に、7ページをお開きください。

第7表の市債現在高の前年度比較を御覧いただきますと、当年度末の現在高は258億5,666万7,000円となっています。この内訳は、一般会計が213億7,259万1,000円、3つの特別会計の合計が44億8,407万6,000円となっており、前年度と比べますと、全ての会計の合計で2億9,293万4,000円減少しています。

続いて、8ページをお開きください。

第8表の財政状況の推移の項目を、上から順に御説明いたします。

初めに、普通会計における実質収支比率1.7%は、前年度と比べて1.2ポイント高くなっており、その次の財政力指数0.83は、前年度と比べて0.01ポイント低くなっています。

次に、経常収支比率96.9%は、前年度と比べて1.2ポイント低くなっています。

続いて、公債費比率14.2%は、前年度と比べますと1.6ポイント低くなっており、最後の項目の実質公債費比率16.1%は、前年度と比べて0.5ポイント低くなっています。

続きまして、10ページをお開きください。

第9表の一般会計決算収支の状況を御覧いただきますと、歳入総額は145億2,496万8,000円、歳出総額は139億5,981万5,000円となっており、歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億6,515万3,000円の黒字で、翌年度繰越財源4億6,697万8,000円を差し引いた実質収支は9,817万4,000円の黒字となっております。

次に、一般会計の歳入決算の状況につきましては、11ページを御覧いただきまして、第10表の自主財源・依存財源の年度比較を御覧ください。

自主財源は行政活動の自主性や安定性をはかる尺度の一つですが、当年度は前年度と比べて5億6,302万2,000円、率にしますと7.5%の増となり、歳入全体に占める自主財源の割合は55.5%となっております。しかしながら、市税全体では前年度から1億6,026万8,000円、率にしますと2.9%の減収となっており、過去5年間の市税収入で見ますと、お

おむね横ばいから減少傾向にあると言えます。

市税の内訳につきましては、13ページをお開きください。

第11表の市税の前年度比較を御覧いただきますと、前年度と比べて増減表で、市民税が8,476万5,000円、率にしますと4.8%。固定資産税が7,873万8,000円、これも率にしますと2.3%、それぞれ減少しております。

その主な要因は大手企業の減益等の影響による市民税法人税割の減収に加えて、市内企業の大規模設備の減価償却による固定資産税の償却資産分の減収によるものです。

当年度の市税収納率97.3%は、前年度からおおむね横ばいで、県内14市の平均収納率と同程度となっています。

なお、依存財源につきましては、市債の減少などにより、前年度と比べて4億2,439万円、これも率にしますと6.2%の減少となっております。

個別の款ごとの歳入状況につきましては、13ページから23ページにかけて掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、一般会計の歳出決算の状況につきましては、25ページをお開きください。

第32表の款別の前年度比較を御覧いただきますと、歳出決算の全体では、右下の増減表で、前年度と比べますと3億7,326万円、率にしますと2.6%減少しております。個別の款ごとの歳出決算の状況につきましては、28ページから36ページに記しておりますので、後ほどそちらを御参照ください。

続きまして、特別会計の決算状況を御説明いたします。

37ページをお開きください。

第46表の特別会計決算収支の状況を御覧ください。特別会計全体の決算額は、歳入69億2,149万5,000円、歳出73億5,931万2,000円であり、形式収支・実質収支とも4億3,781万6,000円の赤字となっております。前年度と比較してみますと、歳入が3億6,012万円、率にして4.9%。歳出が3億1,136万3,000円、これも率で4.1%、それぞれ減少しております。決算総額の減少の主な要因は、国民健康保険特別会計と土地造成特別会計の歳入・歳出がそれぞれ減少したことによるものであります。

個別の特別会計の歳入歳出決算の状況につきましては、38ページの第47表の特別会計の会計別決算収支の状況を御覧ください。詳細につきましては、39ページから47ページを後ほど御参照ください。

続きまして、50ページをお開きください。

4の基金というところで、当年度中の基金の増減高をまとめております。

御覧いただきますとおり、基金の積増しと取崩しの活用の動きが分かりますが、基金全体として、令和2年3月末の現在高は約56億2,764万1,000円となっております。昨年3月末と比較いたしますと、大竹市地方創生事業基金が約1億4,471万1,000円、大竹市にこここども基金が約1億8,076万1,000円、それぞれ増加しており、将来にわたる財政負担に備えた取り組みがうかがえます。特に大竹市地方創生事業基金の積立てに当たりましては、ふるさと納税寄附金の確保に向けた取り組み結果が反映されており、前年度と比べて84.7%の増収となるなど、直近の4年間を見ても積立額は順調に推移しています。

また、当年度からふるさと納税寄附金の新たな取り組みとしまして、大竹駅周辺整備事業の財源確保に対応したクラウドファンディングの手法を取り入れるなど、財源確保に向けた取り組みは評価に値すると考えます。

以上が、一般会計決算及び特別会計の決算審査の概要でございます。

最後に52ページをお開きください。第6章のむすびとしまして、本審査を総括した意見を述べております。

1、普通会計の歳入についてと2、普通会計の歳出について、3、特別会計の歳入・歳出については、先ほど述べたとおりですので割愛いたします。

53ページの4、健全な財政運営と魅力あるまちづくりに向けてを御覧ください。少し長くなりますが、監査委員の意見の中核になりますので詳しく御説明させていただきます。

本市におきましては、将来見込まれる大型事業に備えた予算編成のため、財政調整基金等を取り崩さない財政運営を予算の執行方針としており、その執行に当たっては継続して仕事の在り方を点検し、効率的かつ効果的な執行に努めるとともに、より一層の節減に取り組んできたところです。

しかしながら、今後複数の大規模事業が実施・計画されており、事業実施のための多額の地方債の発行によって、数年後には減少傾向にある公債費が上昇に転じることが予想されております。

最小の経費で最大限の効果を上げるためには、中・長期的な視野による財源の重点的かつ効果的な配分や、事務事業の継続的見直し等による経費の節減が必要であり、より一層健全な財政運営と将来を見通した財政基盤の構築に努めることが求められます。

一方、当年度は、第五次大竹市総合計画後期基本計画全体の総括と、次期計画となる大竹市まちづくり基本構想等の検討・策定に着手されており、基本構想の目的達成に向けて常に指標を意識しながら、確実な計画実施が求められます。

ところで本年は、平成29年6月の地方自治法の一部改正を受けて、4月から内部統制に関する方針の策定が努力義務として課せられたところです。54ページからはその点に言及した部分ですので、ぜひとも御参照いただきたく思います。

大竹市行財政改革の実施計画において最も重要な取組項目であるところの1つ目、効率的で質の高い仕事ができる組織の確立。2つ目、効果的な施策の推進。そして、3つ目として、持続可能な財政基盤の構築。この持続可能性というのは、最近よく、近年サステイナビリティという言葉で再々議論に上る言葉でもありますが、以上挙げました3つの取り組みは、あらゆるリスクを低減化させるための優れた手段であり、組織全般に係るガバナンスと業務プロセスに関わるガバナンスが機能する組織づくりを目指すことこそ、本市の行財政改革の取組理念に合致するものであると考えます。

組織全体の統制をより高めることが、必ずや事務事業の効率的かつ効果的な執行に寄与することは明白であり、心から期待するものであります。

以上で、令和元年度一般会計及び特別会計の決算審査の概要と、監査委員の意見についての説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。



質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、藤川和弘議員、6番、小田上尚典議員、8番、北地範久議員、10番、和田芳弘議員、12番、児玉朋也議員、13番、山崎年一議員、16番、山本孝三議員、そして私、1番、細川を含む8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は決算特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 報告第6号 令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（細川雅子） 日程第29、報告第6号令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者に説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 中村一誠 登壇〕

○総務部長（中村一誠） 報告第6号令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

それでは、令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページを御覧ください。

令和元年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。

実質赤字比率につきましては、赤字額がないため記載すべき数値はありません。連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため記載すべき数値はございません。

実質公債費比率は16.1%となっており、平成30年度決算と比較して0.5ポイントの減少となっております。

将来負担比率は157.3%となっており、平成30年度決算と比較して10.5ポイントの減少となっております。主な要因といたしましては、土地造成特別会計における地方債残高が減少し、一般会計からの公営企業債等繰入れ見込額が減少したことや、大竹市営住宅基金の積立により充当可能基金が増加したものによるものでございます。

4つの健全化判断比率はいずれも早期健全化基準以下となっております。2ページから5ページに4つの健全化判断比率の計算根拠を記載しております。

次に、6ページを御覧ください。

令和元年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において資金不足額がないため、記載すべき数値はございません。7ページから9ページに資金不足比率の計算根拠を記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、報告第6号令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（細川雅子） 本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第30 令和2年決議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書**

○議長（細川雅子） 日程第30、令和2年決議案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。

〔議会運営委員長 児玉朋也 登壇〕

○議会運営委員長（児玉朋也） それでは令和2年決議案第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書につきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、今年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。よって国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとと

もに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております令和2年決議案第1号を採決いたします。

本件を、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（細川雅子） 日程第31、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会の所掌事務について調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知をいたします。

本日、本会議終了後、第1委員会室において、正副委員長互選などのため、決算特別委員会を開催いたします。関係者はお含みの上御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびは、御提案申し上げました案件を終始熱心に、慎重に御審議をいただきまして、いずれも原案のとおり議決を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

会議中議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから秋も深まる中、議員の各位におかれましては何かと御多忙とは存じますが、健康には十分に留意され、市政の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

11時50分 閉会

(2. 9. 23)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月23日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 山本 孝三

大竹市議会議員 藤川 和弘

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和2年第4回（8月）臨時会
令和2年第5回（9月）定例会
令和2年12月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522